

史跡山元遺跡 保存活用計画(案)



2023

新潟県村上市教育委員会

例 言

1. 本書は、新潟県村上市に所在する国指定史跡 山元遺跡 の保存活用計画書である。
2. 本書は、史跡山元遺跡の「保存管理」「活用」「整備」の基本方針を示すためのものである。
3. 史跡山元遺跡保存活用計画は、村上市が、国宝重要文化財・活用事業費補助金「史跡等保存活用計画策定事業」の交付を受け、令和3・4年度の2か年で策定した。
4. 本計画は、史跡山元遺跡保存活用計画策定委員会の指導・助言を得て策定されたものである。また、文化庁・新潟県に随時指導・助言を仰いでいる。
5. 本書の執筆と編集は、村上市教育委員会生涯学習課文化行政推進室が行った。ただし、「第2章第2節3. 植生」については、いわふね自然愛好会代表 富樫繁春氏に執筆いただいた。
6. 本計画に必要な史跡山元遺跡周辺地形図の作成は、令和3年度に株式会社オリスに委託した。
7. 本書所収の図表・写真等で、特に出典の明示のないものについては、村上市が所有または作成したものである。

目 次

序文

例言

第 1 章	保存活用計画策定の沿革と目的	1
	第 1 節 計画策定の沿革	1
	第 2 節 計画の目的	2
	第 3 節 委員会の設置と経過	4
	第 4 節 計画対象範囲と計画期間	6
	第 5 節 他の計画との関係	7
第 2 章	史跡を取り巻く環境	13
	第 1 節 地理的環境	13
	第 2 節 自然的環境	15
	第 3 節 歴史的環境	21
	第 4 節 社会的環境	40
第 3 章	山元遺跡の概要	43
	第 1 節 指定に至る経緯	43
	第 2 節 指定の状況	44
	第 3 節 山元遺跡の調査成果	48
第 4 章	史跡の本質的価値	56
	第 1 節 山元遺跡の本質的価値	56
	第 2 節 山元遺跡を構成する要素	57
第 5 章	史跡の現状と課題	63
	第 1 節 保存管理の現状と課題	63
	第 2 節 活用の現状と課題	65
	第 3 節 整備の現状と課題	67
	第 4 節 運営と体制の現状と課題	69

第6章	大綱と基本方針	70
	第1節 大綱	70
	第2節 基本方針	70
第7章	保存管理の方向性と方法	72
	第1節 保存管理の方向性	72
	第2節 保存管理の方法	72
	第3節 現状変更等の取り扱い方針・取り扱い基準	76
	第4節 指定地の公有化の方針	78
	第5節 追加指定の方針	78
	第6節 周辺遺跡の方針	78
第8章	活用の方向性と方法	79
	第1節 活用の方向性	79
	第2節 活用の方法	80
第9章	整備の方向性と方法	84
	第1節 整備の方向性	84
	第2節 整備の方法	84
第10章	運営・体制整備の方向性と方法	89
	第1節 運営・体制整備の方向性	89
	第2節 運営・体制整備の方法	89
第11章	施策の実施計画、経過観察	91
	第1節 施策の実施計画	91
	第2節 施策の経過観察	92
	引用・参考文献	95
	関係法令	97

第1章 保存活用計画策定の沿革と目的

第1節 計画策定の沿革

山元遺跡は新潟県村上市下助淵字山元及び字浦山に所在し、標高約40mの丘陵上に位置する。新潟県・山形県・秋田県の日本海側の主要都市を結び青森県に至る高規格幹線道路である日本海沿岸東北自動車道の建設に先立つ、新潟県教育委員会（以下、県教委）の平成17年の試掘調査で発見された遺跡である。

3か年にわたる調査の結果、「日本海側最北の弥生時代後期の高地性環濠集落」であることが明らかとなった。それまで最北であった新潟市の古津八幡山遺跡よりも更に約60km北側、越後平野の北端での新発見は、実態がよくわからなかった東北土器分布圏の集落の様相を知る上で学術的に非常に貴重であることから、県教委と国土交通省（以下、国交省）との協議の末、工法を変更することで遺跡の現状保存が図られることとなった。その後、3次にわたる村上市教育委員会（以下、市教委）による確認調査を経て、平成28年10月3日に本市では3件目となる国の史跡に指定された。

指定後は上記の2つの史跡に係る整備事業や保存活用計画の策定により、山元遺跡の対応を後に回さざるを得ない状況が続いていたが、ようやく本遺跡の将来像を検討する環境・体制が整ったことから、貴重な史跡を確実に保存し次代へ継承していくとともに、史跡の理解を深め、また、地域の宝として郷土への愛着や親しみを育むような活用を推進していくために、令和3年（2021）・4年（2022）の2か年で「史跡山元遺跡保存活用計画」を策定することとした。

表1 計画策定の沿革

時 期	出 来 事
平成17年（2005）	日本海沿岸東北自動車道建設に先立つ県教委による試掘調査で発見。日本海側最北の高地性環濠集落と確認。
平成18年（2006）	前年から継続された試掘調査にて、土坑墓群から成る墓域と環濠がめぐる居住域を有することが明らかとなった。調査終了後、県教委は現状保存勧告を行い、国交省が工法の見直しを検討。開削工法からトンネル工法へ変更し、遺跡の現状保存を決定する。
平成20年（2008）	発掘調査報告書「県内遺跡発掘調査報告書Ⅰ 山元遺跡」刊行。
平成21年（2009） ～ 平成23年（2011）	市教委による3次にわたる確認調査において、遺跡の範囲が確定され、新たに墓域から土坑墓や埋設土器、居住域から竪穴式建物と環濠が確認される。
平成24年（2012）	発掘調査報告書「山元遺跡 市内遺跡発掘調査報告書Ⅱ」刊行。

時 期	出 来 事
平成 28 年 (2016)	<p>1 月 21 日 文化庁へ史跡に係る意見具申書を提出。</p> <p>6 月 17 日 史跡指定答申。</p> <p>10 月 3 日 文部科学省告示第 140 号により史跡指定。</p> <p>11 月 19 日 村上歴史文化館にて、企画展「山元遺跡と弥生時代展」開催。</p> <p>11 月 20 日 シンポジウム「山元遺跡は何を語るのかー邪馬台国前夜の村上ー」開催。</p>
平成 30 年 (2018)	山元遺跡出土品 280 点を村上市有形文化財に指定。
令和元年 (2019)	現地に遺跡解説板を設置。
令和 3 年 (2021)	史跡山元遺跡保存活用計画策定事業を開始。

第 2 節 計画策定の目的

山元遺跡は標高約 40m の丘陵上に築かれた集落であり、また、山林として利用されてきたこともあり、その発見まで大規模な土地の改変を受けておらず、地下遺構が良好に残る。また丘陵頂部からの眺望は良く、南西側からは越後平野を一望することができ、晴天時には弥彦山や角田山、佐渡島が見渡せる。また、村上市街地からのアクセスは良く、郷土の誇るべき貴重な財産である。

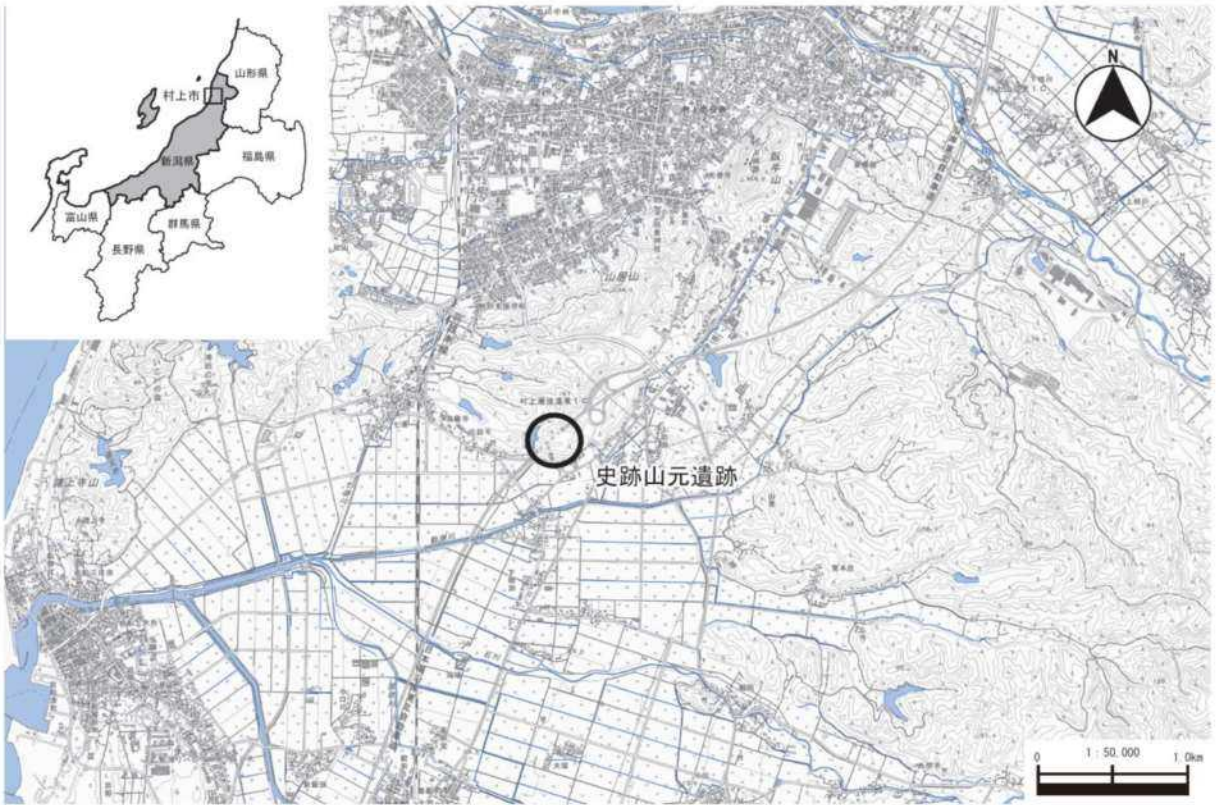
一方、遺跡の国史跡指定から 5 年経過しているながら、現地の本格的な整備は進んでおらず、日常的な維持管理を実施するに留まっていること

から、実際に現地を訪れても、遺跡の内容を実感し、理解できる状況にはなっていないといえる。活用の面でも、神納東小学校（令和 2 年度、統合により閉校）が隣接していたことで、毎年、出前授業を行い、普及啓発に努めながらも、防犯上の観点から現地の見学が難しいという背景があった。

以上の通り、本史跡を取り巻く環境としては、整備・活用の面で積極的な取り組みが必要な状況にある。弥生時代から続く「眺望」を目の前にし、「山元遺跡」を存分に体感できるように整備・活用していくことで、市民の地域に対する誇りや愛着を育み、確実に次世代に継承させてなければならない。それゆえ、本計画は史跡の本質的価値と構成要素、現状と課題を明確化し、それを基にした保存管理・活用・整備の基本的な方向性と方法を定めることを目的として策定するものである。



写真 1 山元遺跡からの眺望



第1図 山元遺跡位置



写真2 山元遺跡遠景（南西から）（公益財団法人新潟県埋蔵文化財事業団 撮影）

第3節 委員会設置と経過

史跡山元遺跡保存活用計画の策定にあたり、令和3年（2021）2月19日に「史跡山元遺跡保存活用計画策定委員会設置要綱」を制定した。

設置要綱、委員等の構成、事務局体制、保存活用計画策定委員会等の経過は次のとおりである。

1. 史跡山元遺跡保存活用計画策定委員会設置要綱

令和3年2月19日
教育委員会公示第1号

（設置）

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第192条の2条1項に基づき、史跡山元遺跡保存活用計画の策定を目的として、史跡山元遺跡保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、史跡山元遺跡保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）の策定に関し、村上市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事項を所掌する。

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に定める者のうちから、教育委員会が委嘱する委員10人以内で組織する。

- (1) 文化財、考古学、植生その他の山元遺跡の保存及び活用に必要な専門分野に精通する学識経験者
- (2) 史跡指定地及びその近接地に資産を有する者の代表、教育、観光等を所管する者並びに地元関係者
- (3) 前2号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認めるもの

2 委員会は、文化庁及び新潟県に保存活用計画の策定のために必要な指導及び助言を得ることができる。

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から保存活用計画の策定が完了した日までとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の中から互選する。

2 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員会）

第6条 委員会は、必要に応じて教育長が招集し、委員長がその議長となる。

（意見の聴取等）

第7条 委員会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、必要な資料の提出を求めることができる。

(報償及び費用弁償)

第8条 委員が会議又は調査等のため出張したときは、報償及び費用弁償を支給する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、村上市教育委員会生涯学習課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2. 史跡山元遺跡保存活用計画策定委員会委員の構成

〈委員〉

	氏 名	専 門	所 属
委員長	石川日出志	考 古	明治大学文学部教授
副委員長	坂井秀弥	史 跡	奈良大学名誉教授／(公財)大阪府文化財センター理事長
委 員	卜部厚志	防 災	新潟大学災害・復興科学研究所教授
〃	滝沢規朗	考 古	新潟県観光文化スポーツ部文化課世界遺産登録推進室政策企画員
〃	武田宏	植 生	前新潟県森林研究所参事
〃	久保光晶	道路・地権者	国土交通省北陸地方整備局羽越河川国道事務所副所長
〃	小山和浩	教 育	村上市立神納小学校校長 (R3)
〃	見原恵	教 育	同上 (R4)
〃	内山秋善	地 元	志田平区長(村上市区長会連絡協議会役員)
〃	加藤誠一	行 政	村上市神林支所長

*所属は令和4年4月1日現在

〈オブザーバー〉

氏 名	専 門	所 属
浅野啓介	行 政	文化庁文化財第二課 史跡部門文化財調査官
渡邊裕之	行 政	新潟県観光文化スポーツ部文化課埋蔵文化財係副参事(係長) (R3)
小野本敦	行 政	新潟県観光文化スポーツ部文化課埋蔵文化財係主任調査員 (R4)

3. 史跡山元遺跡保存活用計画策定委員会事務局

氏 名	所 属
遠藤友春	村上市教育委員会教育長
大滝寿	村上市教育委員会生涯学習課長 (R3)
平山祐子	村上市教育委員会生涯学習課長 (R4)
吉井雅勇	村上市教育委員会生涯学習課文化行政推進室長

氏 名	所 属
塩原 知人	村上市教育委員会生涯学習課文化行政推進室副参事
木村 武志	村上市教育委員会生涯学習課文化行政推進室主査
大野 淳史	村上市教育委員会生涯学習課文化行政推進室主査
米山 芽衣	村上市教育委員会生涯学習課文化行政推進室主任

4. 史跡山元遺跡保存活用計画策定経過

令和3年（2021）

- ・ 史跡山元遺跡保存活用計画策定委員会設置要綱制定（令和3年2月19日）
- ・ 史跡山元遺跡周辺地形図作成（0.26km²）
- ・ 第1回史跡山元遺跡保存活用計画策定委員会開催（令和3年10月4日）
- ・ 第2回史跡山元遺跡保存活用計画策定委員会開催（令和4年3月3日、新型コロナウイルス感染症拡大につき書面協議）

令和4年（2022）

- ・ 第3回史跡山元遺跡保存活用計画策定委員会開催（令和4年8月18日、令和4年8月3日からの大雨による被害につき書面協議）
- ・ 第4回史跡山元遺跡保存活用計画策定委員会開催（令和4年12月6日）

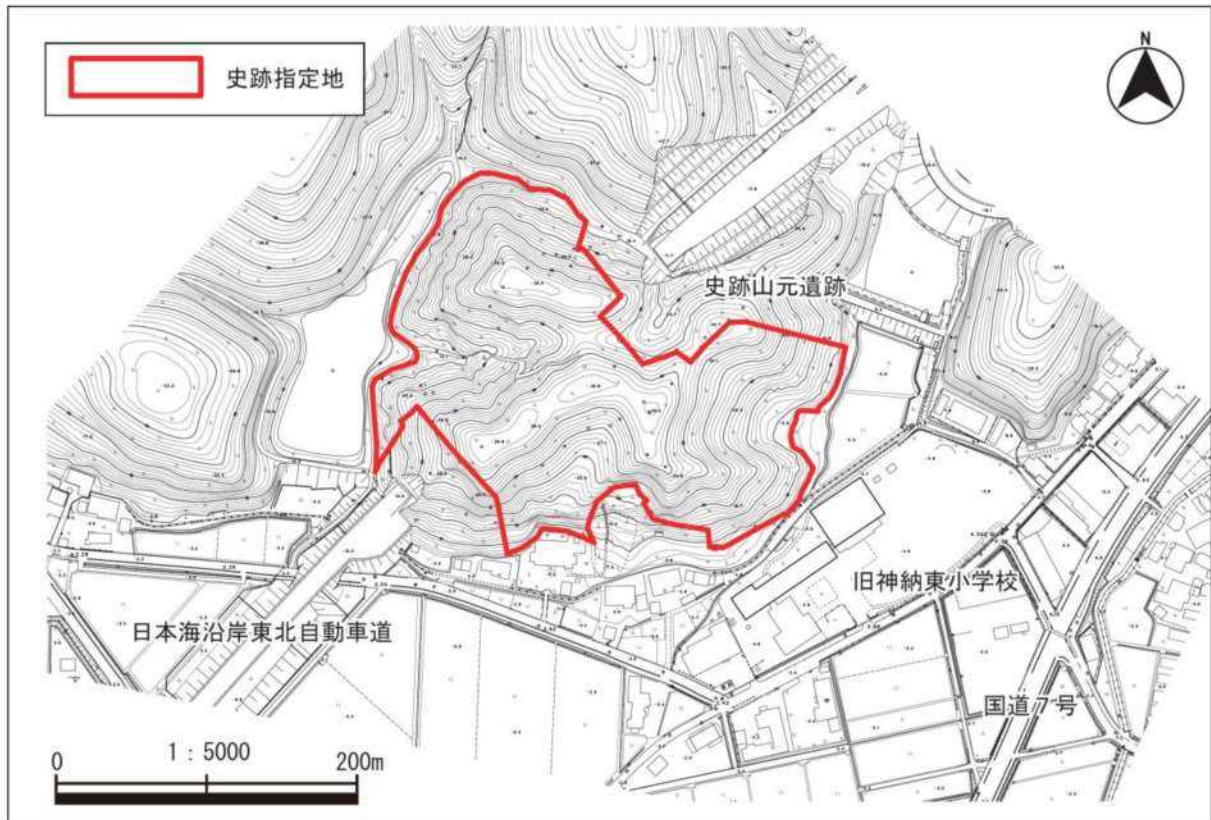
第4節 計画対象範囲と計画期間

1. 計画対象範囲

保存活用計画策定における計画対象範囲は、原則として史跡指定を受けている範囲（以下「指定範囲」あるいは「指定地」という）とする。ただし、指定地外であっても、周辺遺跡や遺跡来訪者の利用に供される範囲については、保存や活用などを検討する必要があることから、本計画では指定地を取り巻く環境にも言及することとする。

2. 計画期間

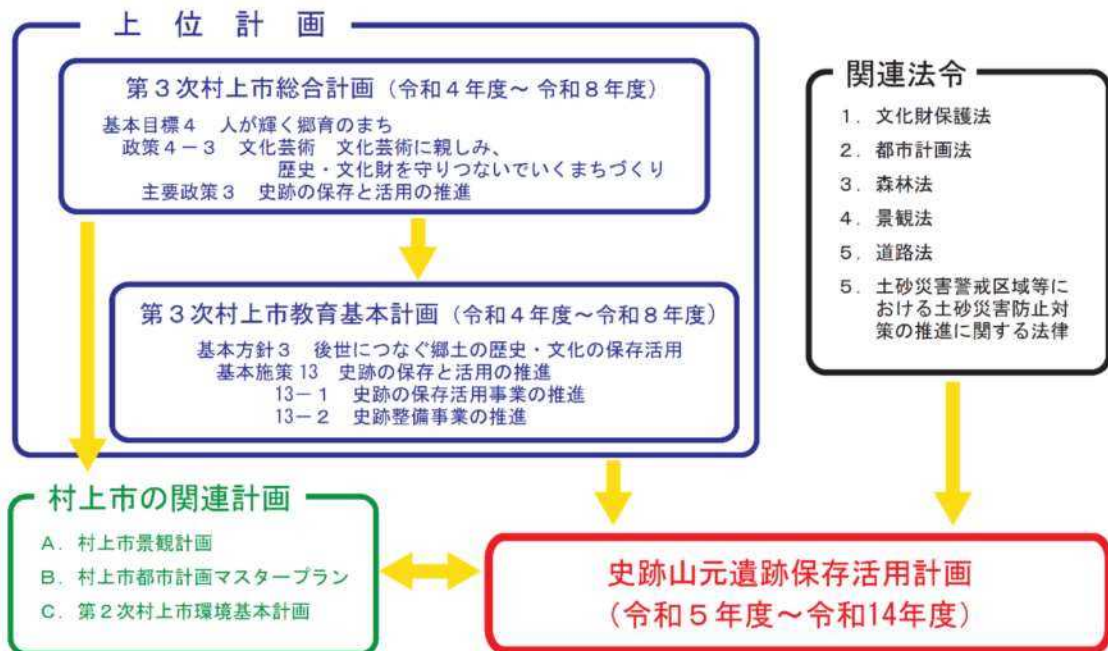
本計画は、令和5年度から令和14年度までの10年間を見据えた計画とする。本計画は、策定から5年程度経過した時点で見直しの必要性について検討する。また、定期的な自己点検（第11章）等により事業内容改善の必要性が認められた場合も見直しを検討する。



第2図 史跡指定範囲図

第5節 他の計画との関係

本計画に係わる上位計画と関連する本市における諸計画は次に示すとおりであり、本計画は上位計画に基づき、市の関連施策との整合性や連携を図りながら、史跡山元遺跡の保存と活用に関する計画を策定するものとする。



第3図 史跡山元遺跡保存活用計画の位置づけ

1. 上位計画

(1) 第3次村上市総合計画〔令和4年(2022)策定〕

第3次村上市総合計画は、本市の目指す街の将来像に向かい、どのようにまちづくりをしていくかという方針について、市民と共有し、共同して行動していくための中期的計画である。本計画は、市政運営における総合的かつ最上位の計画として位置付けられており、本市で各種計画を策定する際は、本計画と整合を図ることとなる。

本計画は、平成29年(2017)に策定した「第2次村上市総合計画」で掲げた「笑顔のまち」の将来像を引き継ぎつつ、子どもたちが元気に笑う姿や人々の思いやりと幸せが広がるまちとして更なる活力を持って本市を次世代へつないでいくため「あふれる笑顔のまち村上」を将来像とした。まちの将来像の実現のための基本目標として、次の6つの項目があげられている。

基本目標1 子育てと健康のまち

基本目標2 豊かで安心なまち

基本目標3 魅力ある賑わいのまち

基本目標4 人が輝く郷育のまち

基本目標5 多様性が広がるまち

この内、文化財の保存と活用に係る項目は「基本目標4」に含まれ、以下の4つの政策からなる。

政策4-1 学校教育

政策4-2 生涯学習

政策4-3 文化芸術

政策4-4 スポーツ

「政策4-3」の政策方針は「文化芸術に親しみ、歴史・文化財を守りつないでいくまちづくり」で、その主要施策3に「史跡の保存と活用の推進」があり、下記の3項目があげられている。

①国民共有財産である史跡平林城跡・村上天跡・山元遺跡を保存するために、各種計画に沿った管理と修復に努めます。

②保存活用計画に基づき、史跡を適切に保存、公開するとともに、積極的に活用しながら文化財への理解と郷土の誇りの醸成を図ります。

③史跡ごとに整備基本計画を策定・改訂し、計画に基づきながら整備を進め、史跡の保存と活用を推進します。

(2) 第3次村上市教育基本計画〔令和4年(2022)策定〕

本市では、平成20年(2008)の市町村合併後の教育基本構想を策定するにあたり、郷土愛を心のよりどころとした心根を育む教育を「郷育(さといく)」と名付け、子どもも大人も共に育つまち「郷育のまち・村上」を目指した理念を掲げ、「村上市教育基本計画」を策定し、各種施策を推進してきた。

本計画は平成29年(2017)に策定された「第2次村上市教育基本計画」に基づき、本市の教育課題を踏まえて策定したものである。基本理念の実現に向けて、4つの基本方針と16の基本施策を掲げた。基本方針は以下の4つである。

- 基本方針 1 子どもたちを育む学校教育の充実
- 基本方針 2 生涯を通じた学びと成果活用の推進
- 基本方針 3 後世につなぐ郷土の歴史・文化の保存活用
- 基本方針 4 心身ともに充実するスポーツの振興

史跡については「基本方針 3」に該当し、基本施策で、「13 史跡の保存と活用の推進」が謳われている。この基本施策の中で「13-1 史跡の保存活用事業の推進」、「13-2 史跡整備事業の推進」が掲げられている。以下に、施策の考え方と具体的な取り組みについて示す。

13-1 史跡の保存活用事業の推進

(1) 基本的な考え方

- ・国民共有の財産である平江城跡・村上天跡・山元遺跡を適切に保存するために、各種計画に沿った管理と修理に努めます。
- ・史跡を適切に公開し、市民を含めた来訪者の理解を促すために、保存活用計画に則った活用を図ります。

(2) 具体的な取組

- 1 史跡維持管理事業、
- 2 史跡活用事業、
- 3 山元遺跡保存活用計画策定事業

13-2 史跡整備事業の推進

(1) 基本的な考え方

- ・史跡ごとに整備基本計画を策定または改訂し、計画にのっとった整備を行うことにより、保存と活用を推進します。

(2) 具体的な取組

- 1 村上天跡整備基本計画改定事業、
- 2 山元遺跡整備基本計画策定事業、
- 3 史跡整備事業（平江城跡・村上天跡）

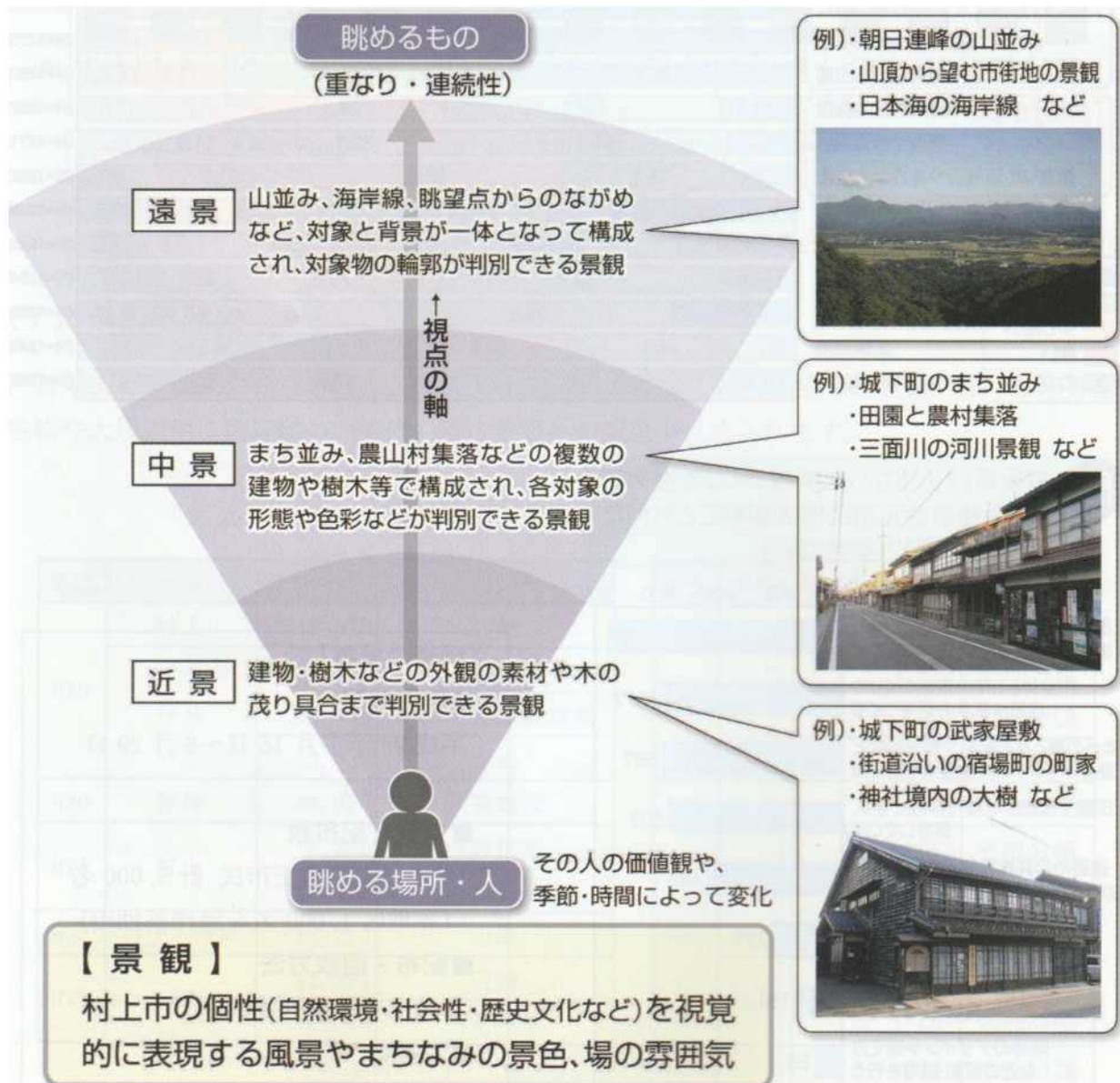
2. 関連する市の主な個別計画

(1) 村上市景観計画〔平成 25 年（2013）策定〕

本計画は、本市の景観の現況を把握し、景観形成に関する基本的な考え方や景観づくりの手法等を示すとともに、計画実現に向けた方針やルール等の必要な事項を定め、市民・事業者・行政等の協働により、村上らしい魅力ある景観を後世へ引き継いでいくことを目的に策定された。そして、景観づくりの目標像を「美しい自然や歴史・伝統と暮らしの誇りをきらりと感じさせるまち」と定めている。

本市には、先代から受け継いできた歴史的まち並みや、その暮らしと営みの中で作り上げられてきた文化的景観、そして、美しい自然など、全国に誇れる素晴らしい景観が多く存在している。これらの景観は、「眺める場所（視点場）」と「眺める人」、そして「眺めるもの（対象）」の3つの関係から成り立っている。「眺めるもの（対象）」は、近いものから遠いものまで視野に入る景色全体を1つのまとまりとして捉えることとなる（第4図）。

本市の特徴的な景観には、①美しい豊かな自然環境、②市街地（城下）の歴史的なまち並み、③生活に根差した集落の景観と生業、④河川や海岸、街道による美しい景観軸、⑤「歴史的景観保全



第4図 村上市の景観の構成イメージ

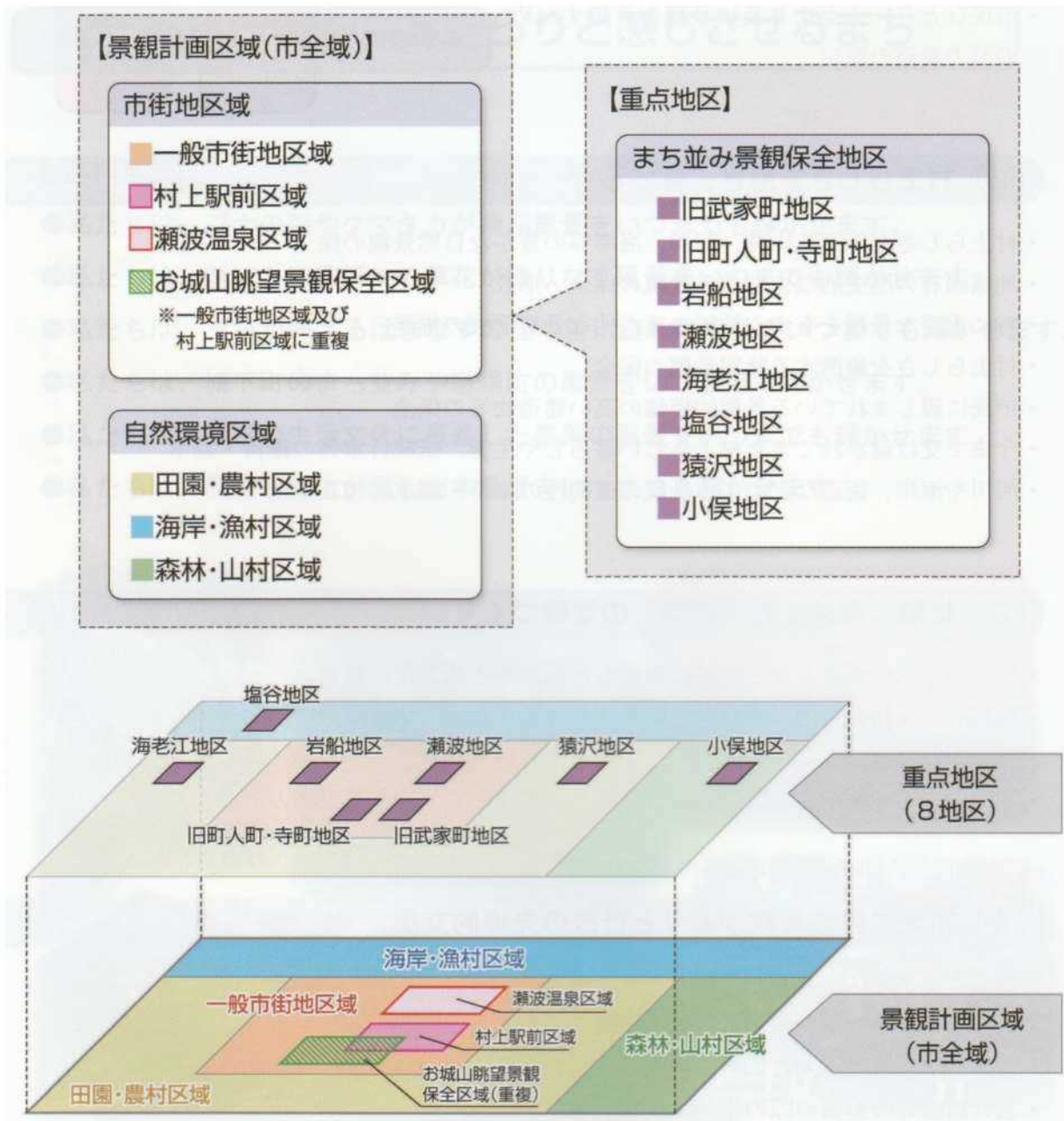
条例」による景観保全や市民が主体となっている様々なまち並みづくりがあげられる。

本計画対象の区域は市全域で、それぞれの特性により4つの市街地区域と3つの自然環境区域に区分し、さらに、特に重点的・先導的に景観形成に取り組むべき地区を「重点地区」に指定し、よりきめ細かく優先的な景観づくりに努めることとしている。

山元遺跡は自然環境区域の内の森林・山村区域に該当し、基本方針と個別方針として以下の項目があげられている。

- | | |
|------|--|
| 基本方針 | 四季折々の雄大な自然が感じられる森林・山村経過の形成 |
| 個別方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・四季折々の美しさが感じられる豊かな山林景観の保全・継承 ・遠くから眺められることを意識したの背景となる眺望景観の形成 ・周辺環境への景観配慮による落ち着きのある集落景観の形成 ・歴史的建造物等の保全を図り、周囲の自然や歴史性に配慮した景観の形成 |

- ・祭り・神楽や伝統行事等の賑わいを感じさせる活動の維持・継続
- ・受け継がれてきた地域の個有の暮らしの継承



第5図 区域設定のイメージ

(2) 村上市都市計画マスタープラン〔平成22年(2010)策定〕

本計画は、平成20年(2008)の5市町村による合併により、都市計画の分野においても全市一体となった魅力あるまちづくりを推進する必要が生じ、住民の意見を反映しながら、おおむね20年後のまちづくりのビジョンを定めるために策定された。そして、まちづくりの重点目標5項目のうちの一つに「歴史文化が薫る豊かな自然に満ちた快適な村上市」をあげ、歴史と自然景観・環境形成の方針として「歴史文化を活かした景観づくり」を掲げている。また、山元遺跡が所在する神林地

域の将来目標を「歴史文化資源を活かしたまち」としている。

（３）第２次村上市環境基本計画〔令和３年（2021）策定〕

村上市は、恵み豊かな自然との共生を図りながら、環境への負荷の少ない社会を築くため、基本理念を定め、市・市民・事業者の責務を明らかにし、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、平成 21 年（2009）に村上市環境基本条例を制定した。同条例第 9 条に基づき、同条例第 3 条に定められた環境の保全及び創造に関する基本理念の実現に向けて、環境施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 23 年（2011）に第 1 次村上市環境基本計画を策定した。

本計画は第 1 次村上市環境基本計画の策定から 10 年が経過することから、これまでの環境問題に関する社会情勢の変化に対応するとともに、本市における環境問題の解決や将来に向けた環境政策のさらなる推進を図るために策定をするものである。

本計画で村上市が目指す環境像として「豊かな自然と調和しながら発展して共生する循環共生型社会のまち」を掲げ、それを実現するための基本目標として以下の 5 項目を設定している。

1. 市の自然豊かな環境の後世への継承
2. 持続可能な循環共生型の社会
3. 地球規模の気候変動等を意識した環境対策の展開
4. 歴史・伝統と美しい自然を活かした景観づくり
5. 市民や産業とともに発展する環境づくり

「基本目標 4」の下に基本施策として「4-2 歴史ある街並みや景観の保全」が掲げられ、さらに下に施策の方向性として「4-2-2 歴史文化資源の保存活動の推進」が設定された。具体的な施策として「施策② 歴史景観の保全」の中で、「史跡村上城跡・平林城跡・山元遺跡とその周辺の自然景観との調和に配慮し、歴史景観の保全を推進」することとしている。

3. 法規制状況

- ・「都市計画法」における都市計画区域
- ・「森林法」における土砂崩壊防備保安林
- ・「景観法」における景観計画区域
- ・「道路法」における道路（高速自動車国道）
- ・「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」における土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）、特別警戒区域

第2章 山元遺跡を取り巻く環境

第1節 地理的環境

村上市は新潟県の下越地方に属し、県最北端に位置する。北から東にかけては山形県鶴岡市、西村山郡西川町、西置賜郡小国町、南東から南は岩船郡関川村及び胎内市と隣接する。

現在の村上市は、平成20年(2008)4月1日に、山北町、朝日村、村上市、神林村、荒川町の5市町村が広域合併して誕生した。面積は約1,174.17㎢と新潟県の総面積のおよそ9.3%を占め、県内市町村の中で最大の面積である。市の地勢は、北東に朝日山地(大朝日岳1,870m)、西に約50kmに及ぶ海岸とその内側の砂丘列、南には朝日山地に源を発する荒川が砂丘列を分断して日本海に注いでいる。

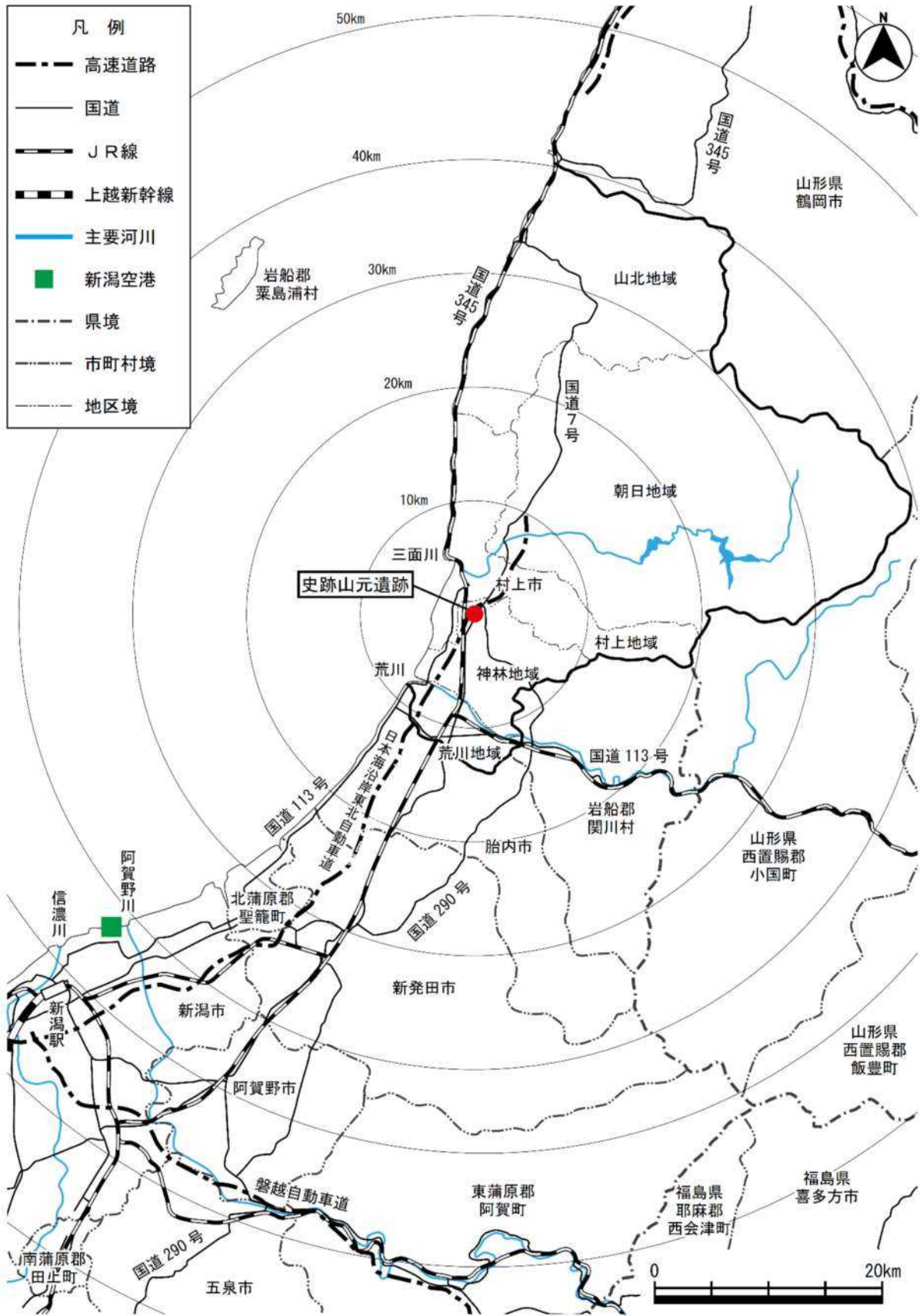
当市の主要道路は市内を南北に縦断する国道7号及び日本海の海岸に沿う国道345号、東の山側には国道290号が走るほか、国道113号が東西に横断する。山元遺跡発見の発端となった高規格幹線道路である日本海沿岸東北自動車道は、現在、「朝日まほろばインターチェンジ」まで開通しており、その先は山形県の「あつみ温泉インターチェンジ」間が「朝日温海道路」として事業化され、整備が進められている。鉄道は、新潟市秋葉区の新津駅と秋田市の秋田駅までを結ぶJR羽越本線、村上市坂町駅と山形県の米沢駅を結ぶJR米坂線が延びる。

山元遺跡は、神林地域に位置し、新潟市から広がる越後平野の北限をなす村上丘陵に所在する。遺跡が現状保存されたことにより、その直下を南北に山元トンネルが縦断し、新潟方面からは北坑口を抜けると「村上瀬波温泉インターチェンジ」から市内へアクセスできる。

JR羽越本線村上駅からは3km、また、山元遺跡と同じ村上丘陵の北部の臥牛山(標高135m)に築かれた国史跡村上城跡は直線距離で2.5km程の位置である。



写真3 山元遺跡周辺空中写真



第6図 史跡山元遺跡の立地図

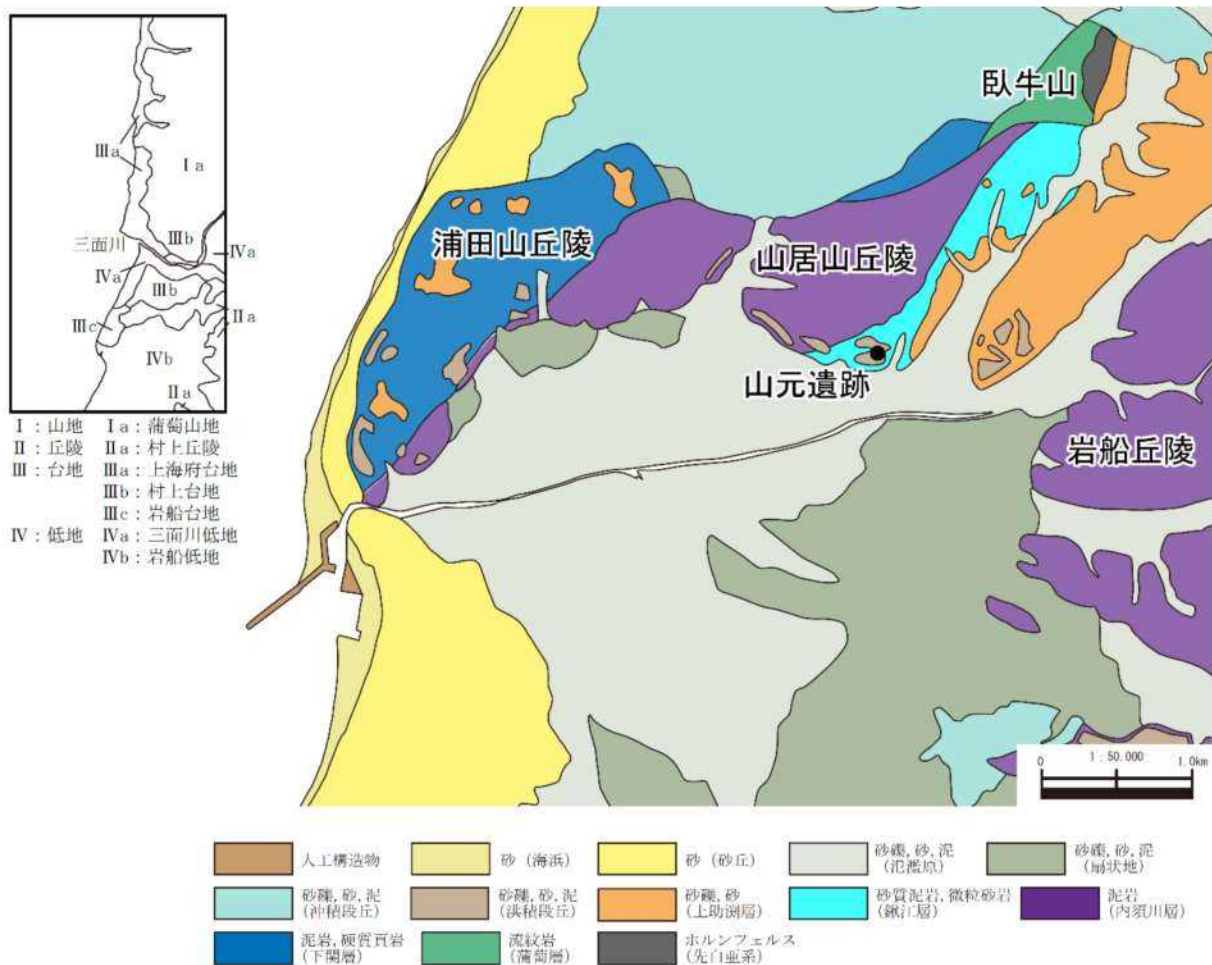
第2節 自然的環境

1. 地形・地質

村上市の地形は、分布地域、発達程度、地質や地形形成営力などの違いに基づいて、蒲萄山地、村上丘陵、上海府台地、村上台地、岩船台地、三面川低地、岩船低地の7つの地形区に区分されている〔新潟県1989〕。

山元遺跡が立地する村上丘陵は、西側の浦田山丘陵、山居山丘陵、国道7号の東に当たる岩船丘陵を含んだ丘陵である。ほぼ標高90m以下の低位な丘陵で、標高が100mを越えるのは村上城が築かれた臥牛山（標高135m）など僅かである。

市内の地質は第7図の通り、先白亜系のホルンフェルス、白亜紀の花崗岩類、新第三紀中新世の蒲萄層、釜杭層、下関層、内須川層、鉄江層、第四紀更新世の上助潤層に区分される。山元遺跡の位置する箇所は鉄江層にあたり、段丘堆積物である礫混じりの砂や泥からなる。一部にクサリ礫を含み、地表に近い部分が赤色土化している〔津田・白井・長谷川・新川1987〕。村上丘陵の南に広がる岩船低地西半はかつての岩船潟であり、西半部は粘土層、粘土・砂互層、砂層が多く腐植に富んでいる。



第7図 周辺地形図（左）と表層地質図

2. 立地

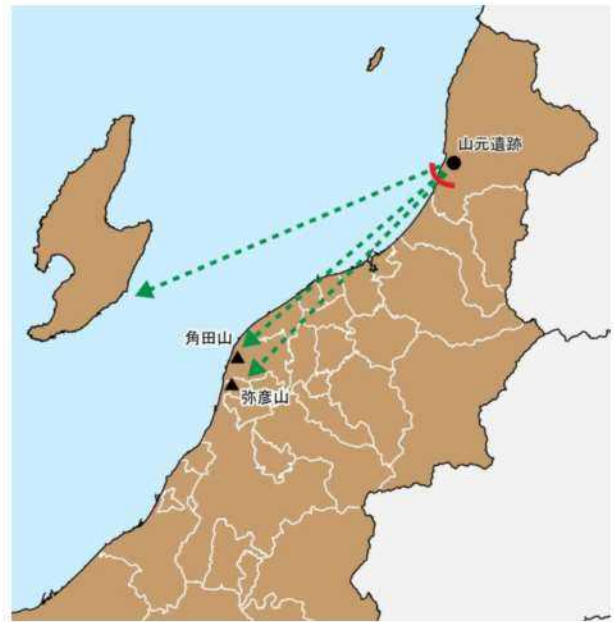
山元遺跡は山居山丘陵の平野側に位置する。標高は約40mで、遺跡の南側に広がる平野部との標高差は36~37m程度である。越後平野はこの山居山丘陵を含む村上丘陵によって限られるため、本遺跡は越後平野の北端に位置していることになる。遺跡からの眺望は非常に良く、丘陵南西側からは越後平野を一望でき、沿岸部には砂丘列も見える。晴天時には約80km西の弥彦山や角田山が浮かび、日本海の先の佐渡島まで見渡すことができる。

現在山元遺跡の南側に広がる岩船低地には、かつて岩船潟が存在していた。その点を鑑みれば旧岩船潟の潟端に立地しているとも言える。

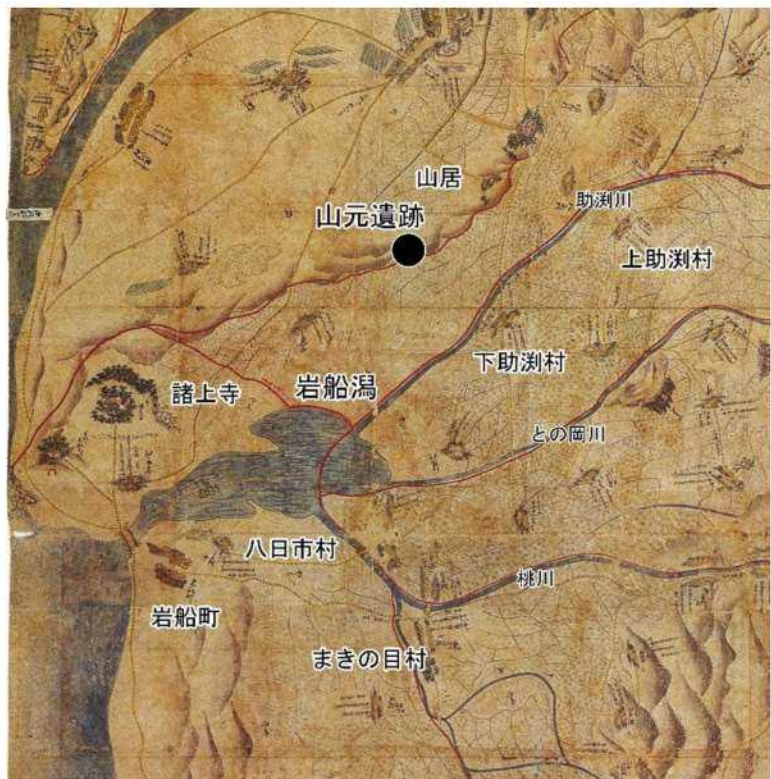
岩船潟の存在が明らかとなる資料としては慶長二年(1597)の「越後国瀬波郡絵図」〔東京大学史料編纂所1985〕が最古となる。別名として「琵琶潟」と呼ばれたように、絵図には東西方向に長い形で描かれる。東側から3本の川が潟に流れ込み、潟からは岩船町の北を通ってそのまま日本海につながっている。また、潟の海側以外の三方には野地が広がっている。

絵図に記された村の名には、そのまま現在の地名として残るものとして、「小口(現在は小口川)」、「潟端」、「八日市」、「七湊」などがあり、現在の集落と照らし合わせて絵図の描かれていた頃の岩船潟の規模を推測すると東西が2.0km、南北が1.5kmほどと考えられる。

江戸時代以降の様相については『岩船潟』〔新潟県立村上高等学校地理歴史部1975〕の記述を要約すると、数点の絵図や1735年の「岩船町明細帳」等の史料で、その規模を窺い知ることができ、時代が下るごとに潟の規模が小さくなることから、潟縁辺が新田化していったものと考えられる。



第8図 山元遺跡から視認できる範囲



第9図 瀬波郡絵図(部分)〔東京大学史料編纂所1985に加筆〕

潟の中心に大規模な干拓が行われたのは天明期で、明治10年ごろまでにはある程度の干拓がなされたという。明治後期からは耕地の区画整理事業が始まり、末期にはほとんど消えさったようである。その後は昭和13～28年までの区画整備事業により、河川改修等が行われたことで、その面影は完全に失われた。昭和22年の米軍の空中写真（写真4）には石川と笛吹川の合流部付近で区画整理が行われている様子が認められる（●付近）。

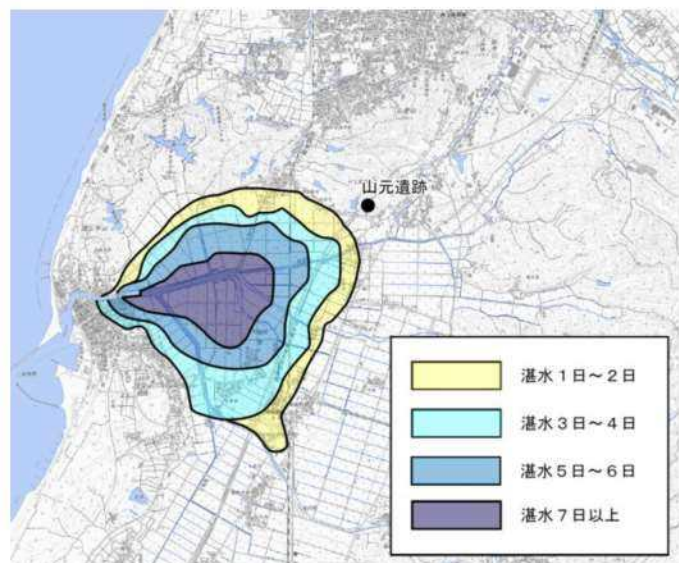


写真4 山元遺跡と旧岩船潟周辺空中写真
(米軍1947年10月31日撮影、国土地理院)

次に往時の岩船潟の姿を推定するべく、過去の被害被害を検討する。第10図は『岩船潟』に所収の、昭和11～21年の被害被害

状況に係る村上農地事務所（現・村上地域振興局農林振興部）の資料を基に作成された湛水被害図である。機械排水施設のない時代は一雨あればすぐに潟の再現となったといい、村上丘陵側ではその真下まで被害を受けていることわかる。

一方で、瀬波郡絵図以前の岩船潟の様相については、その存在自体も含めて詳らかでないが、岩船潟を対象としたボーリング調査では縄文時代前期にあたる、およそ7,000年前は水溜まりであったという。そこで、遺跡の分布から旧岩船潟の範囲を推測すると、縄文時代の遺跡は丘陵上に分布が多く広がるが、中期（5000年前）の頃には谷の開口部や、沖積地にも認められてくる。山元遺跡周辺では村上丘陵の北や丘陵の南裾にも立地しており、発掘調査された遺跡としては前期末の上ノ山遺跡がある。弥生・古墳時代では、縄文時代より西側、現在の小口川や上助瀬周辺で分布が見られる。この辺りが、第10図でいう湛水7日以上



第10図 湛水被害図〔新潟県立村上高等学校地理歴史部1975〕を基に作成

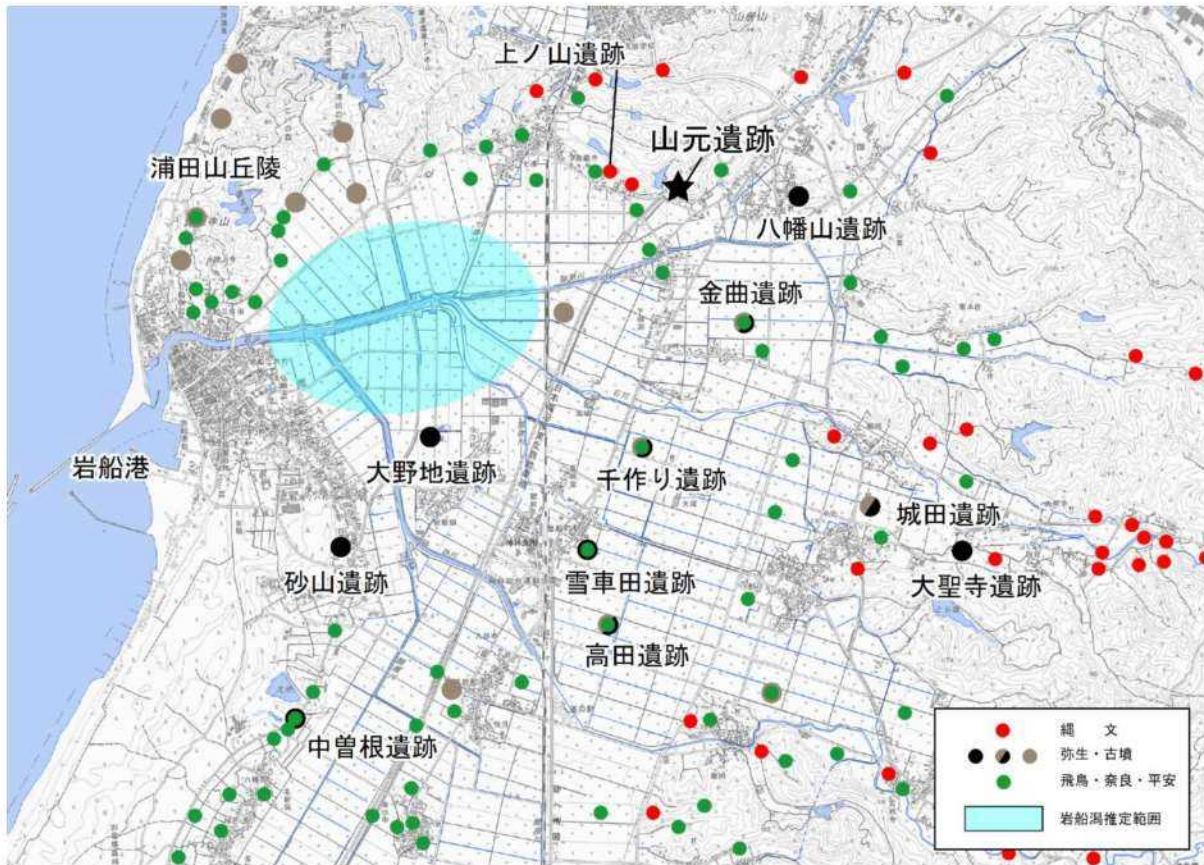
飛鳥～平安時代には浦田山丘陵の南端に

多く分布している一方で、岩船低地南側は砂丘内陸側まで希薄な状況となる。

以上、過去の浸水域と遺跡の分布より、山元遺跡が存在していた弥生時代後期の岩船潟の状況は第 11 図の範囲と推定する。



写真 5 旧岩船潟周辺空中写真（西から）



第 11 図 旧岩船潟周辺の遺跡と弥生時代の岩船潟の推定範囲

3. 植生

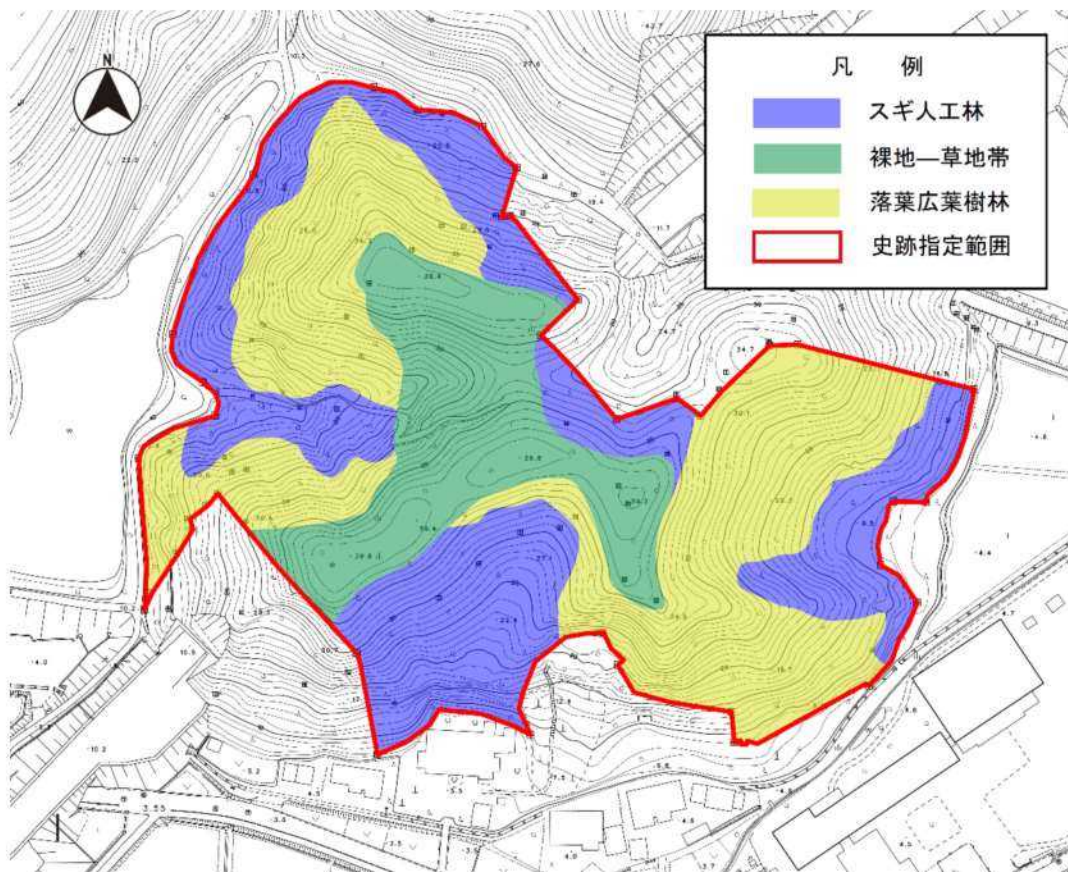
(1) 概要

史跡指定地の植生はスギ人工林、裸地―草地帯、落葉広葉樹の三つに大別される（第12図）。

スギ人工林は史跡指定地の南側と北側から西、東側にかけて史跡指定地を取り囲むように林縁部に細長くみられる。スギの胸高周囲長は110 cmである。これらスギ人工林の南側山裾の一角にはマダケの繁茂がみられ、稜線近い斜面にヤダケも育成している。また、山頂に向かってホオノキ、アオハダ、カラスザンショウなどが点在し、低木層はヒメアオキ、ヤブツバキ、ムラサキシキブ、チマキザサなど草本層はリョウメンシダ、サカゲノイノデ、ゼンマイなどシダ類がみられる。

裸地―草地帯は丘陵の稜線平坦面で、史跡の発掘調査の際に地面を掘り起こしたために裸地化されたものが、時間の経過とともに草地へと遷移したもので、越後平野後背の丘陵、いわゆる里山にみられる植物で構成される。4月上旬にはカタクリとキクザキイチゲの群落で一面が覆われ、4月下旬に入るとスマレサイシン、ナガハスミレ、タチツボスミレ、オオタチツボスミレ、マキノスミレなどのスマレ類に変わる。特に、マキノスミレの個体数が多い。5月中旬にはコシノカンアオイの群落がみられる。

落葉広葉樹林はコナラが多くを占め、胸高周囲長は120 cm。これにホオノキ、ミズナラ、クリが混じり、亜高木層はタカノツメ（イモノキ）、ウワミズザクラ、コシアブラ、アズキナシ、アオハダ、低木層はヒメアオキ、ヤブツバキ、ムラサキシキブ、チマキザサが多く、エゾユズリハが点在し、林縁部にはクサギがみられる。草本層はヤブコウジ、コシノカンアオイ、ショウジョウバカ



第12図 山元遺跡植生図

マ、チゴユリ、ツルニンジン、スマレ類で占められている。南稜の山頂部付近には年を経るごとにヤマユリ群落が認められるようになった。

春季の確認種は132種にのぼったが、このうちホオノキやタカノツメ（イモノキ）、クマヤナギ、エゾユズリハ、ヒメアオキ、マキノスマレなど日本の固有種が23種（17.4%）を占めた。特に、コシノカンアオイ（準絶滅危惧種：NT）の個体数が多く、注目された。一方、帰化植物はセイタカアワダチソウとセイヨウタンポポ、ブタナなど4種にとどまり、個体数も少なかった。これらは稜線域の裸地—草地帯に認められた。発掘作業による表土の掘り起こし—表土攪乱の割に帰化種が少ないのは、落葉による表土の被膜効果と思われる。

（2）植生の管理・保全上の留意点

当該史跡指定地は、「村上」地形図区分では村上丘陵に該当し、現在の植生はコナラを主体とした落葉広葉樹林である。村上市の海岸沿岸の低標高地は温暖帯で、原植生は常緑広葉樹林であり、海岸部付近ではタブノキ、やや内陸ではウラジロガシが優占する森林であった。現在の植生は、人間による伐採や落葉落枝の採取により、常緑広葉樹林がコナラ林、さらにはアカマツ林へと変化したことによる（退行遷移）ものである。したがって、弥生時代後期の様相は不明であるが、史跡指定地周辺はアカマツ林であったわけである。その証左として、江戸時代、貞享元年に瀬波における田畑の飛砂被害防止のため「七湊の山と牛沢の近所の山」から5,000本の松が植林されたとの記録がある〔村上市1999〕。また、「第2回自然環境保全基礎調査植生図（村上）」では山元遺跡を含む村上丘陵の大部分が「アカマツ植林」となっている。

近代以降、アカマツ林は隣接集落の入会地として薪炭あるいは草地として利用・管理されてきたが、昭和30年代の燃料革命により、薪炭として利用されなくなるとともに、松くい虫被害によって衰退し、コナラ林に遷移中なのが現在の植生である。史跡周辺のコナラ林には分布密度は薄いものの、ウラジロガシの低木がまんべんなく認められ、母樹と考えられるものも数本存在することから、今後は現在のコナラ林がウラジロガシ林に推移していくものと考えられる。

山元遺跡はこの先、史跡の本質的価値が理解できる整備を行いながら、村上市街地から遠くない立地で自然に親しめる場となることを目指すため、里山としての自然環境や景観は最大限保全する



写真6 スギ人工林



写真7 裸地—草地帯
（4月上旬のカタクリ群落）

べきである。よって、今後は、植生調査及び植生管理の方針・基準を定めたのち、スギ人工林や亜高木層・低木層といった樹種については、年次的・計画的に伐採を行い、現在の植生であるコナラ林、さらには原植生のウラジロガシへ置換させていくことが望まれる。

また、低木層に繁茂するチマキザサ群落は根気よく刈り取る等の管理が必要である。

帰化植物は、現在のところ種数も個体数も少ないので、定期的に巡回して抜き取り、除去を継続し繁殖を未然に防ぐことが重要である。



写真8 落葉広葉樹林



写真9 ウラジロガシ

第3節 歴史的環境

1. 村上市の歴史

本市における人間の痕跡は後期旧石器時代にまでさかのぼる。当地域は、縄文時代には火炎土器がまとまって出土する北限の地域、弥生時代後期には山元遺跡が高地性環濠集落として日本最北であるなど、北陸以西と北日本の境界領域で、且つそれぞれの時代において、広く地域間の交流行われている地と言える。7世紀には蝦夷に備えた最前線の城柵である磐舟柵が築かれたと推定されており、ヤマト政権と北方が交わる境界域としてやはり重要な地域であったと考えられる。中世～戦国時代には、本庄氏、色部氏などの支配を受けることとなり、江戸時代に入ると村上藩の城下町として栄え、以降今日に至るまで県北の中枢を担ってきた。以下、各時代の概要を説明する。

(1) 旧石器時代～縄文時代

村上市における最古の遺跡は、朝日地域の奥三面遺跡群の内の樽口遺跡（県指定有形文化財）で、後期旧石器時代に当たる約3万6千年前の石器が出土している。

縄文時代の遺跡は河岸段丘上や海岸段丘上のほか低地や扇状地に立地する。草創期（約16,000～11,500年前）・早期（約11,500～7,000年前）の遺跡は奥三面遺跡群でわずかに認められる程度で、前期（約7,000～5,500年前）になると遺跡数が増える。中期（約5500～4500年前）を迎えると遺跡数が顕著に増え、奥三面遺跡群の前田遺跡や村上地域の高平遺跡、荒川地域の春木山遺跡では、主体となる東北系土器とともに在地系の火炎土器が認められる。特に高平遺跡では、わずかな

面積の調査にもかかわらず、火炎土器の出土量が下越地方では最も多く、まとまった量が出土する遺跡の北限と考えられている。また、東北系土器・北陸系土器とともに、それぞれの土器の特徴と在地基の土器の特徴を併せ持つ土器が認められ、各地の影響が窺える。出土遺物は令和4年3月に県指定有形文化財に指定された。

元屋敷遺跡では後・晩期の大規模な集落の調査が行われ、東北方面や北陸方面などの文様要素を持つ各型式・形態の土器、在地的な特徴が強い土器、環状注口土器や人面付片口土器などの希少な形態の土器のほか土製品や石器、石製品が出土し、当時の生活の実態や、精神文化・広域な交易の様相を考える上で学術的価値が高いと評価され、平成27年に出土品1,718点が国の重要文化財に指定された。



写真10 高平遺跡出土土器
(県指定有形文化財)



写真11 元屋敷遺跡出土土器
(国指定重要文化財)

(2) 弥生時代～古墳時代 (詳細については36頁を参照)

弥生時代中期中葉以降の遺跡は、旧岩船潟の縁辺や砂丘部で認められる。古墳時代の集落遺跡の立地も同様で、特に後期(6世紀前半)に遺跡数が増加する傾向にあるが、中～後期で集落の様相が明らかとなっている遺跡は少ない。

浦田山丘陵の北西側に立地する磐舟浦田山古墳群は6世紀代築造の古墳である。昭和30年代の丘陵を切り崩して行った土採り中に見つかった2基の石組で、当初は後述の磐舟柵との関連が考えられるものとされていたが、後の新潟大学による学術調査によってそれぞれ横穴式石室(1号墳)、竪穴系横口石室(2号墳)であることが明らかとなり、特に2号墳の石室は北部九州の要素が多く認められ、技法が若狭、佐渡の古墳と類似する。

(3) 飛鳥～平安時代

文献資料における本市についての最古の記載は『日本書紀』大化4年(648)の項の「磐舟柵」に係るものである。淳足柵に次いで造営される北方の蝦夷に備えた最前線の城柵であり、村上市の岩船地区などが比定地と考えられているが、現在まで確証は得られていない。その他の文献資料としては天平勝宝4年(752)の「造東大寺司牒」にて「磐船郡山家郷」の名が記され、平安時代の延長5年(927)に成立した『延喜式』に「磐船郡八座」の神社名が記されている。

当該期の遺跡は岩船潟の周辺及び砂丘内陸部、荒川兩岸の沖積地の自然堤防上を中心に立地する。磐舟柵の比定地とされる浦田山丘陵周辺では、7世紀後半に三角点下遺跡などごくわずか、8～9世紀代中頃には遺跡が多く認められるが、部分的な調査のため全貌は明らかとなっていない。

神林地域や荒川地域では2000年代の大規模な圃場整備事業により多くの遺跡が調査されている。荒川地域の鴨侍遺跡では墨書土器や円面硯、風字硯などが出土しており、郡衙関連遺跡と考えられているほか、元山窯跡群では8世紀後半～9世紀前半の須恵器窯7基と窯跡が廃絶した後に操業した精錬炉1基と木炭窯3基が検出されている。神林地域の道上遺跡では幅の狭い溝で方形に区画された水田を確認している。



写真12 鴨侍遺跡出土品

(4) 中世

11世紀後半、中御門家の荘園だった「小泉庄」は、その後に金剛心院領「小泉庄」となり、その領域は旧岩船郡のほぼ全域にわたった。北部の「本庄」と南部の「加納」に分かれたのはこの頃とされる。鎌倉幕府成立期にあたる文治年間(1185～89)に地頭職がおかれ、平姓秩父氏の一人季長が補任した。建永年間(1206～07)には、その嫡子行長(本庄氏の祖、当初、小泉氏)が小泉本庄、庶子為長(色部氏の祖)が加納を支配することとなった。色部氏が支配する加納の地は色部条・牛屋条・粟島などからなり、これらは現在の村上市内の旧神林村(旧岩船潟・有明付近から南)と粟島(粟島浦村)にほぼ相当する。季長、行長、為長は当時鎌倉に居住しており、為長の子公長が13世紀後半に越後国に下向した。色部氏入部当初の本拠地は確認されていないが、色部氏伝来文書の置文、讓状と地名、地形等から「小色部」付近が比定されている。



写真13 平林城跡(国史跡)



写真14 大葉澤城跡(県史跡)

その後に色部氏が居を移した平林城跡は、慶長3年(1598)に同氏が上杉氏の会津移封に伴い、出羽国(山形県南陽市)金山城に移るまで存続した山城及び居館跡である。色部氏移封後に廃城となり、新しい領主がこの地に居住しなかったため、大きな変更もなく今日まで土塁や堀、曲輪といった中世遺構が良好に残る稀有な山城跡として、昭和53年9月18日に国の史跡に指定された。山城部である要害山の山裾に築かれた居館跡は、整備のための発掘調査が継続的に行われており、大きく3つに分かれた曲輪の内、最奥部に位置する殿屋敷では、色部氏の主殿と考えられる25.3×26.0mの大型掘立柱建物跡を確認したほか、殿屋敷の大手口である表虎口では礎石立の四脚門と石積みの排水溝が見つかっている。いずれも当該期の越後では類を見ないものである。

本市には中世城館として上記の平林城跡のほか神林地域の牧目城跡、村上地域の村上城跡、大館跡、荒川地域の馬場館跡(県史跡)、朝日地域の大葉澤城跡(県史跡)、猿沢城跡、笹平城跡、山北地域の大川城跡などが存在し、このほかに三面川の沖積地周辺の低地部には有力農民層が営んだ

集落である古渡路遺跡や「砧青磁」の出土等から富裕農民層の集落と推測されている下新保高田遺跡、牧目館跡周辺では田屋道遺跡、松蔭東遺跡、窪田遺跡といった集落遺跡が認められる。

(5) 江戸時代

上杉氏の会津移封に伴い、阿賀北全域は村上城主の支配下に置かれる。村上城跡は本市の市街地中心部に位置する標高135mの独立峰「臥牛山」を中心に築かれた平山城で、成立時期は明らかではないが、「越後国瀬波郡絵図」には中世城郭として描かれている。築城者は小泉荘を支配した本庄氏と考えられる。



写真 15 村上城跡（国史跡）

近世城郭に改築され出したのは、慶長～寛永期の村上氏

や堀氏によるもので、特に堀直奇は石垣を多用する城造りを行い、城下には惣構を設けた。慶安2年（1649）に、松平氏が村上城主となって以降、榊原氏を経て本多氏が入封するまで、村上藩は15万石を有していたが、その後は5万石まで減少し、江戸時代後半の約150年間の藩政は内藤家が担った。

現在、天守櫓・門などの城郭建造物は存在しないが、臥牛山を中心に本庄氏時代に築かれた堅堀・虎口などの中世遺構のほか、石垣張りの山上に本丸天守台、二の丸乾櫓、巽櫓、埋門、出櫓、平櫓等、三の丸月見櫓、鞆櫓、千貫丸等の跡、山麓の藩主居館跡等が残る。特に山上の本丸・二の丸・三の丸は総延長1.1mの石垣がくまなく巡らされており、東日本の山城や平山城では珍しい総石垣張りの近世城郭となっている。このように中世の遺構と近世の遺構が渾然一体として残る姿が貴重であるとして、平成5年に村上城跡は国史跡に指定されている。

(6) 近現代

明治4年（1871）の廃藩置県により村上藩は村上県となり、翌明治5年（1872）には新潟県に編入される。明治12年（1879）の郡区制の改正などを経て岩船郡として272町村に再編され、旧村上城下に郡役所が置かれた。

山元遺跡が所在する神林地域は、明治22年（1889）町村制施行に伴い、平林村、塩屋村、西神納村、神納村、東神納村が成立した。明治34年（1901）には県の進める町村合併により平林村（塩屋、平林村合併）、神納村（神納、東神納村合併）、西神納村の3ヵ村となった。そして、昭和30年（1955）に平林村、神納村、西神納村の合併により神林村が誕生した。

2. 村上市の文化財

村上市の指定等文化財は、国指定 11 件、県指定 11 件、市指定 147 件、国登録文化財 26 件、国選択の無形文化財 1 件、同無形民俗文化財 3 件、県選択保存技術 1 件である。また、周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）は 683 か所ある。

史跡は、山元遺跡を含め国指定 3 件のほか、県指定 2 件、市指定 4 件が市内に所在する。山元遺跡を除くと全て中・近世の城館跡である。いずれも地域における共有財産であるため、一体的な活用を行うことが求められる。

表 2 村上市の指定等文化財の件数（令和 4 年 4 月 1 日現在）

種別		国	国選択	県	県選定	市	計	
有形文化財	建造物	2		1		16	19	
	美術工芸品	絵画					2	2
		彫刻					13	13
		工芸品					5	5
		書跡・典籍					10	10
		古文書					6	6
		考古資料	1		3		32	36
	歴史資料					18	18	
無形文化財			1	1		1	3	
民俗文化財	有形民俗文化財	1				9	10	
	無形民俗文化財	2	3	2		15	22	
記念物	史跡	3		2		4	9	
	名勝	1					1	
	天然記念物	1		2		16	19	
登録有形文化財(建造物)		26					26	
選定保存技術					1		1	
計		37	4	11	1	147	200	

表 3 村上市の指定等文化財一覧

種別	No.	名称	員数	指定年月日	所在地	所有者・管理者等	備考
建造物	1	若林家住宅 附 旧床板	1棟 1枚	S52.1.28 追加 H3.5.31	三之町	個人・村上市	江戸時代後期
	2	浄念寺本堂 附 棟札・造営絵図	1棟 各1枚	H03.05.31	寺町	浄念寺	文化15年(1818)
考古資料	3	元屋敷遺跡出土品	1,718点	H27.09.04	岩崩	村上市	縄文時代後期～晩期
有形民俗文化財	4	越後奥三面の山村生産用具	—	H19.03.07	荃太ほか	村上市	
無形民俗文化財	5	山北のボタモチ祭り	—	H11.12.21	中浜・杉平・岩石	各ボタモチ祭り保存会	
	6	村上祭の屋台行事	—	H30.03.08	村上地域	村上まつり保存会	
史跡	7	平林城跡	—	S53.09.18	葛籠山ほか	村上市ほか	江戸時代
	8	村上城跡	—	H05.06.08 追加 H14.03.19 追加 H14.12.19	本町字臥牛山ほか	(一財)村上城跡保存育英会ほか	戦国時代～慶長3年(1598)
	9	山元遺跡	—	H28.10.03	下助潤	国土交通省ほか	戦国時代～江戸時代
天然記念物	10	菅壁八幡宮社叢	—	S03.01.31	勝木	菅壁八幡宮氏子会	弥生時代後期
名勝及び天然記念物	11	笹川流	—	S02.09.05	浜新保～寒川	新潟県ほか	

県指定文化財

種別	No.	名称	員数	指定年月日	所在地	所有者・管理者等	備考
建造物	1	西奈彌羽黒神社境内摂社 神明宮本殿	1棟	S44.03.25	羽黒町	西奈彌羽黒神社	元禄3年(1690)
考古資料	2	樽口遺跡出土品 一括	3,000点	H15.03.28	岩崩	村上市	旧石器時代～縄文時代 草創期
	3	元屋敷遺跡出土品	600点	H18.03.28	岩崩	村上市	縄文時代後期～晩期
	4	高平遺跡出土品	853点	R04.03.25	山辺里	村上市	縄文時代中期
無形文化財	5	村上堆朱	—	S30.02.09	村上地域	村上堆朱振興会	江戸時代後期
無形民俗 文化財	6	岩船まつりのしゃぎり曳 行と「とも山」行事	—	S63.03.25	岩船地域	岩船まつり保存会	江戸時代
	7	大須戸能	—	S30.02.09	大須戸	大須戸能保存会	江戸時代後期
史跡	8	馬場館跡	—	H16.03.30	金屋	八幡宮ほか	室町時代
	9	大葉沢城跡	—	H08.03.29	大場沢	普濟寺ほか	戦国時代
天然記念物	10	石船神社社叢	—	S33.03.05	岩船三日市	石船神社	
	11	小侯の白山神社の犬スギ	1本	H01.03.31	小侯	白山神社氏子会	樹齢約1,200年

市指定文化財

種別	No.	名称	員数	指定年月日	所在地	所有者・管理者等	備考
建造物	1	弁天堂	1棟	S47.12.25	肴町	最念寺	江戸時代
	2	間部詮房	1棟	S57.4.20	寺町	浄念寺	享保6年(1721)建立、 文政13年(1830)再建
		間部詮房御壺屋御門	1棟				
		間部詮房墓碑	1基				
	3	旧富岡家住宅	1棟	S62.12.11	庄内町	村上市	江戸時代後期
	4	旧岩間家住宅	1棟	H04.09.21	庄内町	村上市	江戸時代後期
	5	旧成田家住宅	1棟	H05.03.25	新町	村上市	江戸時代後期
	6	旧藤井家住宅	1棟	H06.09.26	堀片	村上市	江戸時代末期
	7	福崎・佐藤家住宅	1棟	H11.01.25	杉原 ※解体前	村上市・個人	江戸時代後期
	8	耕雲寺山門	1棟	H17.08.26	門前	耕雲寺	江戸時代中期建立、明 治時代末期移築
	9	石動神社境内天満宮	1棟	H08.07.10	海老江	個人	明治14年(1881)
	10	大雄寺境内弁天堂	1棟	H08.07.10	金屋	大雄寺	明治24年(1891)
	11	保呂羽堂	1棟	H19.11.20	平林	千眼寺	文禄元年(1592)建立、 安政5年(1858)再建
	12	浅間神社	1棟	H03.03.31	岩石	岩石区	江戸時代後期
	13	浅間神社内宮殿	1棟	H03.03.31	岩石	岩石区	江戸時代中期
	彫刻	14	観音堂	1棟	H04.01.24	温出	温出区
15		藤基神社社殿	1棟	S55.10.22	三之町	藤基神社	江戸時代末期
16		藤基神社社殿附属建造物	4棟	S55.10.22	三之町	藤基神社	江戸時代末期
17		釈迦三尊十六善神像	1幅	H22.02.17	塩町	安泰寺	江戸時代中期
		曼荼羅図	1幅				
19		木造丈六阿彌陀如来座像	1軀	S52.03.29	寺町	浄念寺	江戸時代後期
20		間部詮房座像(木造)	1軀	S57.04.20	寺町	浄念寺	慶応3年(1867)
21		狛犬	1対	H11.11.26	羽黒町	西奈彌羽黒神社	江戸時代初期
22		大聖不動明王座像	1軀	S52.07.18	貝附	貝附区	
23		木造阿彌陀如来座像	1軀	H03.11.25	上鍛冶屋	金蔵寺	鎌倉時代末期～室町時 代
24		木造十一面観音像	1軀	H03.11.25	荒島	東岸寺	平安時代後期
25		釈迦如来坐像	1軀	S55.03.31	指合	指合区	元龜2年(1571)
26		蔵王権現像(木像)	1軀	S61.09.09	塔下	塔下区	室町時代中期
27		説法釈迦如来坐像	1軀	H01.01.18	大谷沢	長泉寺	天文20年(1551)
28		定印阿彌陀如来坐像	1軀	H01.01.18	小侯	福寿院	室町時代後期
29		聖徳太子立像	1軀	H01.01.18	大毎	満願寺	江戸時代初期
30		地藏菩薩石像	1軀	H16.03.23	大毎	満願寺	宝暦10年(1760)
31		地藏菩薩石塔	1基	H16.03.23	大代	大代区	寛延2年(1749)
工芸品	32	鰯口	1個	S47.12.25	羽黒町	宝光寺	長禄3年(1459)
	33	本庄兜	1刻	S61.10.28	三之町	村上市	室町時代
	34	神具櫛	15客	H11.11.26	羽黒町	西奈彌羽黒神社	元禄3年(1690)
	35	蔵王権現懸仏(銅)	2軀	S61.09.09	塔下	塔下区	鎌倉～室町時代
	36	阿彌陀如来坐像懸仏 (鉄)	1軀	S61.09.09	塔下	個人	室町時代
書跡・典籍	37	伊達政宗書状	1幅	S61.10.26	三之町	村上市	天正17年(1589)
	38	村上忠勝寄進状	2葉	S47.12.25	羽黒町	西奈彌羽黒神社	元和2年(1616)
	39	村上吉兵衛書状	1葉	S47.12.25	羽黒町	西奈彌羽黒神社	元和2年(1616)
	40	大般若波羅密多經 第155 巻	1巻	S47.12.25	門前	耕雲寺	応永23年(1416)
	41	霊樹山耕雲禪寺納所方田 地之帳	1冊	S47.12.25	門前	耕雲寺	永正6年(1509)
	42	上杉房能寺額安堵状	1葉	S47.12.25	門前	耕雲寺	明応5年(1496)

種 別	No.	名 称	員数	指定年月日	所在地	所有者・管理者等	備 考	
書跡・典籍	43	梅山閣本禪師遺戒状	1幅	S47.12.25	門前	耕雲寺	応永22年(1415)	
	44	大般若波羅密多經 第158卷	1卷	S56.11.30	門前	耕雲寺	応永23年(1416)	
	45	磐船活版史記	24冊	S58.06.29	三之町	村上市	寛政4年(1792)	
	46	村上町年行事文書 1紙文書 冊子文書	1,888点 620点	S61.10.28	三之町	村上市	寛文8年(1668)～明治9年(1876)	
古文書	47	古文書副本	3,000点	S52.11.20	羽ヶ榎	村上市		
	48	本庄繁長書状	2通	S55.03.25	岩沢	個人	永禄4年(1561)、永禄12年(1569)	
	49	本庄繁長安塔状	1通	S58.02.24	中原	本門寺	天文17年(1548)	
	50	本庄繁長時代書状	4通	H05.03.18	岩沢	個人	天文9年(1540)～天正18年(1590)	
	51	雷番所関係資料	3冊	S54.04.01	府屋	村上市	貞享4年(1687)～宝永2年(1705)	
	52	御官軍様御休泊御階書上帳	3冊	S54.04.01	墓石	墓石区	江戸時代末期～明治時代初期	
考古資料	53	砂山遺跡出土品	33点	S60.02.25	山辺里	村上市	弥生時代後期	
	54	三角点下遺跡出土品	4点	S60.02.25	山辺里	村上市	古墳時代後期	
	55	宮ノ上遺跡出土品	5点	S60.02.25	山辺里	村上市	古墳時代後期	
	56	二千刈遺跡出土品	2点	S60.02.25	山辺里	村上市		
	57	陶製骨磁器(寺山遺跡出土)	1点	S60.02.25	山辺里	村上市	室町時代	
	58	高平遺跡出土品	一括	H19.07.26	山辺里	村上市	縄文時代中期	
	59	東岸寺板碑	1基	H03.11.25	荒島	東岸寺	南北朝時代	
	60	東岸寺石仏	3軀	H03.11.25	荒島	東岸寺	南北朝時代	
	61	海老江石仏	2軀	H06.06.21	海老江	大雄寺	南北朝時代	
	62	延命寺石仏	1軀	H06.06.21	大津	延命寺	南北朝時代	
	63	諏訪神社石仏	1軀	H06.06.21	上鍛冶屋	諏訪神社	南北朝時代	
	64	春木山石仏A	1軀	H06.06.21	春木山	個人	南北朝時代	
	65	春木山石仏B	1軀	H06.06.21	春木山	個人	南北朝時代	
	66	経筒及び付属品	6点	S54.01.30	里本庄	個人	鎌倉時代末～南北朝時代	
	67	六面石幢	1基	S57.11.01	桃川	吉祥寺	室町時代	
	68	板碑	1基	S57.11.01	山田	個人	元亨2年(1322)	
	69	板碑	1基	S57.11.01	牧目	福巖寺	元応年間(1319～21)	
	70	板碑	2基	H01.09.01	山田	個人	応永6年(1399)	
	71	板碑	2基	H05.10.01	牛屋	個人	元亨元年(1321)	
	72	金箔貼付土師土器(長松遺跡出土)	1点	H08.01.26	山辺里	村上市	戦国時代	
	73	板碑	1基	H08.01.26	川部	個人	寛永3年(1626)	
	74	板碑	1基	H10.01.13	福田	応庵寺	明徳年間(1390～1395)	
	75	樽口遺跡出土品	11,878点	H10.03.17	岩崩	村上市	旧石器時代～縄文時代草創期	
	76	奥三面遺跡群出土品	17,470点	H15.04.10	岩崩ほか	村上市	旧石器時代～弥生時代	
	77	板碑(阿弥陀如来・陽刻五輪塔ほか)	5基	H17.03.22	今川	大雲寺	南北朝時代	
	78	板碑(阿弥陀三尊)	2基	H17.03.22	今川	今川区	南北朝時代	
	79	板碑(葉師如来)	1基	H17.03.22	桑川	正福寺	南北朝時代	
	80	板碑(阿弥陀三尊)	1基	H17.03.22	寒川	常福寺	南北朝時代	
	81	板碑(釈迦如来)	1基	H17.03.22	小俣	福寿院	南北朝時代	
	82	堀ノ内上ノ山遺跡出土品(石剣)	1点	S61.03.26	府屋	村上市	縄文時代後期～晩期	
	83	府屋遺跡出土品	5点	S54.04.01	府屋	村上市	縄文時代前期	
	84	山元遺跡出土品	280点	H30.06.26	岩崩	村上市	弥生時代後期	
	歴史資料	85	間部詮房位牌	1基	S57.04.20	寺町	浄念寺	享保5年(1720)
		86	歴代内藤侯墓碑	12基	H06.02.18	羽黒口	光徳寺	江戸時代中期～後期
			堀丹後守直奇侯顕彰墓碑	1基				
			榊原孫七郎墓碑	1基				
		87	享保7年越後国村上城絵図	1舗	H19.07.26	三之町	村上市	享保7年(1722)
		88	船建造打合せ設計図	1面	H08.03.26	勝木	笈壺八幡宮氏子会	天保15年(1844)
		89	黒川小学校校舎改築記念屏風(色紙群)	1双	H14.03.25	三之町	村上市	明治33年(1900)
		90	塩谷港絵図	2舗	H22.02.17	塩谷	高泉寺	江戸時代末期
		91	種川碑	1基	S55.10.22	三之町	村上天跡保存育英会	明治26年(1893)
		92	鳥居三十郎碑	1基	S55.10.22	三之町	藤基神社	明治21年(1888)
		93	村上藩土殉難碑	1基	S55.10.22	三之町	藤基神社	明治43年(1910)
		94	旧大川谷村道路元標	1基	H26.04.25	府屋	村上市	大正時代
		95	旧黒川俣村道路元標	1基	H26.04.25	北中	村上市	大正時代

種 別	No.	名 称	員数	指定年月日	所在地	所有者・管理者等	備 考	
歴史資料	96	旧高根村道路元標	1基	H26.04.25	関口	新潟県・村上市	大正時代	
	97	旧三面村道路元標	1基	H26.04.25	布部	村上市	大正時代	
	98	旧平林村道路元標	1基	H26.04.25	平林	村上市	大正時代	
	99	瀬波八坂神社の船絵馬	13点	H29.02.20	瀬波中町	八坂神社	江戸時代後期～明治時代	
	100	船絵馬	23点	S56.09.12	山北地域	社寺氏子会・個人	江戸時代後期～明治時代	
	101	九品仏	9体	R03.07.27	羽黒町、瀬波上町、肴町ほか	善澤寺、満福寺ほか	江戸時代中期	
	102	内藤家歴代当主肖像画附 表面紙	10点 2点	R03.07.27	三之町	藤基神社	江戸時代	
無形文化財	103	紡績習俗「シナバタ」	—	S54.04.01	雷	雷しな織り保存会		
有形民俗文化財	104	絵馬「鬻ぎ駒」 1面	1面	H11.11.26	羽黒町	西奈彌羽黒神社	宝永5年(1708)	
	105	絵馬「遊馬」	1面	H11.11.26	羽黒町	西奈彌羽黒神社	江戸時代中期	
	106	武者絵「曾我五郎・十郎」	1面	H11.11.26	羽黒町	西奈彌羽黒神社	宝永2年(1705)	
	107	武者絵「牛若丸五条橋図」	1面	H11.11.26	羽黒町	西奈彌羽黒神社	江戸時代後期	
	108	雛屏風	1面	H11.11.26	羽黒町	西奈彌羽黒神社		
	109	漢詩大額「羽黒山八景」	1面	H11.11.26	羽黒町	西奈彌羽黒神社	江戸時代中期	
	110	奥三面の石風呂	1点	S54.03.26	岩崩	村上市		
	111	鳴海金山の石うす	6点	S56.08.28	茎太	村上市		
	112	うるしかき道具 8点	8点	S52.03.29	茎太	村上市		
	113	大栗田のアマメハギ	—	H07.03.24	大栗田	大栗田区		
	114	塩野町オサトサマ	—	H20.02.19	塩野町	塩野町区		
	115	鍛冶町御囃子	—	S60.05.24	鍛冶町	鍛冶町区	江戸時代後期	
	116	上・下鍛冶屋獅子踊り	—	H19.11.27	下鍛冶屋、上鍛冶屋	上・下鍛冶屋獅子踊り保存会	江戸時代後期	
	117	坂町獅子踊り	—	H19.11.27	坂町駅前	坂町区	江戸時代後期	
	118	金屋獅子踊り	—	H19.11.27	金屋	金屋獅子踊り保存会	江戸時代後期	
119	大津獅子踊り	—	H19.11.27	大津	大津獅子保存会	江戸時代後期		
120	名割獅子踊り	—	H19.11.27	名割	名割獅子踊り保存会	江戸時代後期		
無形民俗文化財	121	佐々木区神楽舞	—	H19.11.27	佐々木	佐々木区神楽舞保存会	江戸時代後期	
	122	鳥屋神楽	—	H19.11.27	鳥屋	鳥屋神楽保存会	江戸時代後期	
	123	大神楽(獅子舞・三番叟)	—	H19.11.20	川部	川部伝統芸能保存会	江戸時代	
	124	大場沢獅子舞	—	H14.04.01	大場沢	大場沢獅子舞保存会		
	125	府屋獅子舞	—	S56.09.12	府屋	府屋獅子舞保存会	江戸時代後期	
	126	牛屋獅子舞	—	R02.08.20	牛屋	牛屋獅子舞保存会	江戸時代中期	
	127	福田獅子踊り	—	R02.08.20	福田	福田獅子踊り保存会	江戸時代末期	
	史跡	128	旧村上城石垣・石段	—	S55.10.22	三之町	藤基神社	江戸時代中期
		129	金毘羅神社昇降石段	—	S52.07.18	貝附	村上市・貝附区	大正4年(1915)
		130	経塚	—	H01.09.01	里本庄	個人	鎌倉時代末期～南北朝時代初期
		131	中継の一里塚	—	H09.03.27	中継	川内神社氏子会	江戸時代
	天然記念物	132	ごようまつ 1本	1本	S54.11.01	羽黒口	光徳寺	樹齢約300年
		133	もみ 2本	2本	S54.11.01	門前	耕雲寺	樹齢約600年
		134	いちよう 1本	1本	S54.11.01	瀬波上町	大龍寺	樹齢約500年
		135	けやき 4本	4本	S54.11.01	久保多町	久保多町区	樹齢約200年
136		くぬぎ 1本	1本	S54.11.01	八日市	八日市区	樹齢約300年	
137		こうやまき 1本	1本	S54.11.01	羽黒口	光徳寺	樹齢約400年	
138		かりん 1本	1本	S54.11.01	肴町	観音寺	樹齢約200年	
139		たかおもみじ 1本	1本	S54.11.01	小町	安善寺		
140		けやき 2本	2本	S54.11.01	山辺里	船魂十二所神社		
141		うらじろがし 1本	1本	S54.11.01	羽黒町	西奈彌羽黒神社	樹齢約400年	
142		しい 1本	1本	S54.11.01	三之町	村上市	樹齢約100年	
143		若林家住宅庭園	—	S54.11.01	三之町	個人・村上市	明治時代	
144		大杉群生林 11株	11株	S52.07.18	貝附	村上市・貝附区	樹齢約300年	
145		熊野神社の七本杉 1株	1株	S52.03.29	布部	熊野神社	樹齢400～550年	
146		平林神社のけやき 1本	1本	H24.03.19	平林	平林区	樹齢約1,000年	
147		小岩内の姥杉 1株	1株	H26.04.25	小岩内	林野庁・村上市	樹齢約850年	

表4 村上市の登録文化財ほか一覧

登録有形文化財

種別	No.	名称	員数	登録年月日	所在地	所有者・管理者等	備考
建造物	1	吉川家住宅主屋	1棟	H11.08.23	大町	個人	明治25年(1892)頃
	2	吉川家住宅土蔵	1棟	H11.08.23	大町	個人	天保12年(1841)
	3	板垣工務店温出保養所主屋	1棟	H13.08.28	温出	個人	明治17年(1884)
	4	板垣工務店温出保養所倉庫	1棟	H13.08.28	温出	個人	明治時代前期
	5	益甚酒店店舗	1棟	H15.01.31	大町	個人	昭和9年(1934)
	6	益甚酒店主屋及び酒蔵	1棟	H15.01.31	大町	個人	明治25年(1892)
	7	益甚酒店土蔵	1棟	H15.01.31	大町	個人	明治43年(1910)頃
	8	吉川家住宅店舗	1棟	H15.01.31	大町	個人	明治25年(1892)頃
	9	旧第四銀行村上支店長住宅主屋	1棟	H15.01.31	小町	個人	昭和11年(1936)
	10	割烹吉源主屋	1棟	H17.12.26	寺町	個人	昭和4年(1929)
	11	割烹吉源土蔵	1棟	H17.12.26	寺町	個人	昭和4年(1929)以前
	12	早撰堂菓子店主屋	1棟	H17.12.26	大町	個人	明治27年(1894)
	13	早撰堂菓子店西土蔵	1棟	H17.12.26	大町	個人	明治20年(1887)
	14	早撰堂菓子店東土蔵	1棟	H17.12.26	大町	個人	大正時代初期
	15	ギャラリーやまきち主屋	1棟	H17.12.26	肴町	個人	明治時代初期以前
	16	ギャラリーやまきち土蔵	1棟	H17.12.26	肴町	個人	明治時代初期以前
	17	ギャラリーやまきち奥の土蔵	1棟	H17.12.26	肴町	個人	昭和3年(1928)
	18	山上染物店主屋	1棟	H19.05.15	肴町	個人	江戸時代後期～明治時代初期
	19	井筒屋旅館主屋	1棟	H19.07.31	小町	個人	明治時代末期
	20	旧野澤豊五郎醸造醬油蔵	1棟	H28.08.01	塩谷	個人	明治時代初期
	21	旧野澤豊五郎醸造前蔵	1棟	H28.08.01	塩谷	個人	明治40年(1907)
	22	旧野澤豊五郎醸造下蔵	1棟	H28.08.01	塩谷	個人	大正6年(1917)
	23	野澤食品工業株式会社店舗兼主屋	1棟	H28.08.01	塩谷	個人	明治4年(1871)
	24	野澤家住宅主屋	1棟	H28.08.01	塩谷	個人	明治時代前期
	25	瀬賀惣一郎商店店舗兼主屋	1棟	H28.08.01	塩谷	個人	昭和9年(1934)
	26	瀬賀惣一郎商店倉庫	1棟	H28.08.01	塩谷	個人	昭和4年(1929)

【国選択】記録作成等の措置に講ずべき無形文化財

種別	No.	名称	選択年月日	所在地	所有者・管理者等	備考
工芸技術、漆芸	1	村上堆朱	S30.3.19	村上市	村上堆朱振興会	

【国選択】記録作成等の措置に講ずべき無形の民俗文化財

種別	No.	名称	選択年月日	所在地	所有者・管理者等	備考
風俗慣習	1	越後のしな布紡織習俗	S42.03.01	雷	雷しな織り保存会	
	2	山北のボクモチ祭り	S61.12.17	中浜・杉平・岩石	各ボクモチ祭り保存会	
民俗芸能	3	大須戸能	H11.12.03	大須戸	大須戸能保存会	

【県剪定】保存技術

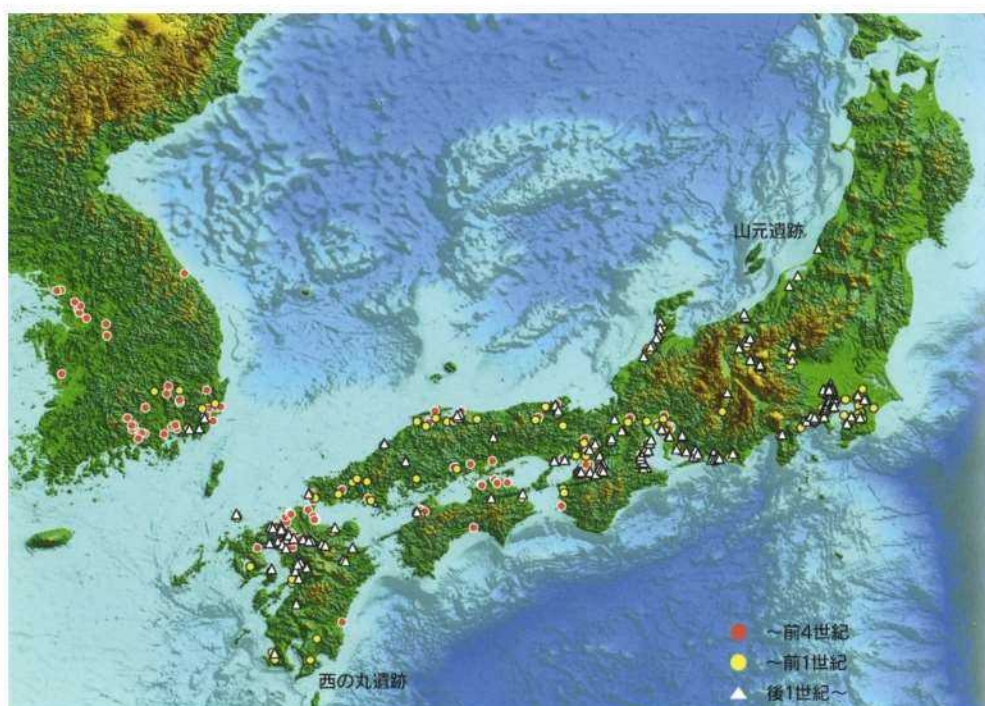
種別	No.	名称	選定年月日	所在地	所有者・管理者等	備考
選定保存技術	1	墨根茸(茅茸)	H12.3.24	神林地域、朝日地域	個人	

2. 山元遺跡の時代背景

(1) 防御的集落の成立と展開

高地性集落は生業に不向きな標高の高い丘陵上などに営む集落、環濠集落は集落の周りに堀をめぐらす集落で、ともに防御的な性格を有すると考えられている。環濠集落の出現は北部九州で、弥生時代早期から認められるが、防御的性格を強め東へ波及するのは中期中頃～末である。一方、高地性集落の出現は弥生時代の中期後半で、瀬戸内海沿岸から大阪湾周辺に分布し、弥生時代後期になると東西に広く分布が広がる。当該期の小国分立による社会的緊張に対応するための防御的な集

落として、特に弥生時代後期後半の時期に該当する『魏志倭人伝』における「倭国乱」と結び付けられてきた背景がある。東日本における高地性環濠集落の分布は、太平洋側では利根川の南西までで、それより以北には認められず、日本海側では新潟県域が北限となるため、現在のところ、山元遺跡が国内最北の高地性環濠集落となる。



第 13 図 環濠集落の時期別分布〔国立歴史民俗博物館 2014〕

(2) 新潟県内における防御的集落の様相

新潟県内は高地性環濠集落が形成される最北の地域となる。県内の高地性集落における「高地性」の範囲は、周辺との比高が 30m 以上と捉えられている。これは古墳時代前期の集落で比高が 30m 以上の遺跡が確認できず、なおかつ弥生時代後期でも比高 30m 付近で分布の断絶が認められることによる〔新潟県教育委員会・(財)新潟県埋蔵文化財調査事業団 2009〕。

県内において防御的集落と判断できる事例は 29 遺跡認められる (第 15 図、表 5)。そのうち弥生時代後期に該当するのは 27 遺跡で、内訳は高地性環濠集落 7 遺跡、独立低丘陵環濠集落 4 遺跡、低地環濠集落 4 遺跡となり、そのほかの 14 遺跡は環濠が認められない、または現在のところ確認できていない高地性非環濠集落である。

分布を見てみると、北は村上市、南は糸魚川市まで広い範囲で確認されている。越後平野では新潟市の新津丘陵から長岡市の東側の丘陵地帯、信濃川右岸に多く分布する。信濃川左岸、頸城地方では平野部のほぼ中央を流れる関川の左岸に集中して認められる。このように分布の集中域は交通の要衝といえる地域と考えられる。信濃川右岸域は河川交通の要衝、頸城地方は日本海に面した東西地域を結ぶとともに、これらの地域と長野県北部を結ぶ要衝となる。また、新潟市の古津八幡山遺跡は阿賀野川を介して会津盆地へ向かう起点、山元遺跡も旧岩船潟の潟端に位置し、日本海に面した交通の要衝と言える。

当該期の土器の地域相は、東北系土器は阿賀野川以北を中心に魚沼地域の魚野川流域や信濃川中流域まで至る一方で北陸北東部系土器は阿賀野川以南の海岸平野部を中心に、そのほか信濃系（箱清水式）が魚沼地域の信濃川上流域から頸城の山間部にかけて主体的に認められる。高地性集落が信濃川右岸に多く分布する点に関し、北陸北東部系土器と東北系土器の分布の接点となる地域であり〔新潟県教育委員会・（財）新潟県埋蔵文化財調査事業団 2009〕、異形等の土器の混在する地域は物流や人の往来の結節点となりうる場として社会的重要な地域〔佐藤 2019〕と考えられる。

県内の防御的集落の出現は低地に築かれた環濠集落で、その時期は中期中葉～後葉と考えられるが、盛行するのはその後の後期後半に至ってからである。高地性環濠集落に限ると、傾向

としては比較的小規模な集落が後期後半の短期間で廃絶し、拠点となるような大規模な集落は後期後半をとおして存続することから、長期的に営まれたと思われる、この傾向は高地性非環濠集落でも同様といえる。低丘陵、低地の環濠集落は、大規模な高地性環濠集落が徐々に低地化したものと考えられ、弥生時代終末期に至り防御的集落は認められなくなる。

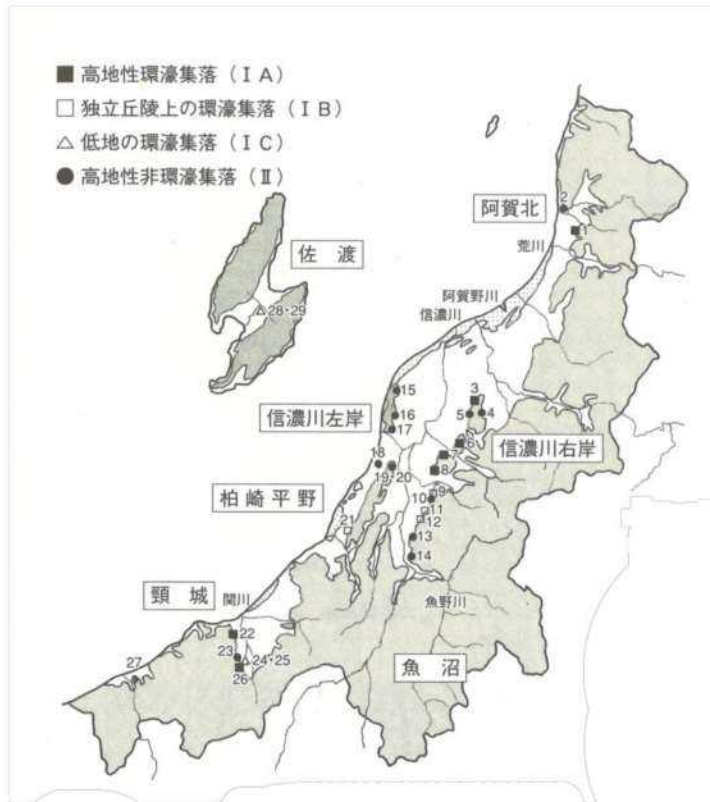
環濠については、「環濠＝濠を周囲にめぐらす」とはいうものの、丘陵の一部を掘削するだけのものも多いほか、複数条重なるものや、途切れが多くみられるものなど特徴は様々である。断面形態ではV字形・箱形・U字形・L字形が認められる。このような形態の違いは集落の立地や或いは環濠の掘削地点の傾斜によるところが大きいと考えられる。県内の代表的な高地性環濠集落の環濠の断面形を見てみると、おおよそV字形のものが主体を占め、その中には確認面からの深さが2メートルを超える規模の大きなものもある（第18図）。

環濠の内部の居住域は竪穴建物が中心で、掘立柱建物が確認されているのは高地性環濠集落では山元遺跡のほかは、環濠外で、丘陵の中腹域に認められた古津八幡山遺跡のみである。低地の環濠集落では上越市の釜蓋遺跡、佐渡市の蔵王遺跡で複数棟が確認されており、山元遺跡以外の3遺跡では母屋の面積が20㎡を超える大型の独立棟持柱建物が発見されている。

防御的集落において集落域と墓域の状況が分かる事例は多くなく、居住域と墓域が低い谷によって隔てられて、明確に分かれている山元遺跡、同一の平坦地内で居住域と隣接する古津八幡山遺跡のほか、妙高市の斐太遺跡矢代山B地区で二重環濠の内側の竪穴建物の空白地帯に土坑墓群、そのほかに背後の丘陵部に墳丘墓群が造営されている。



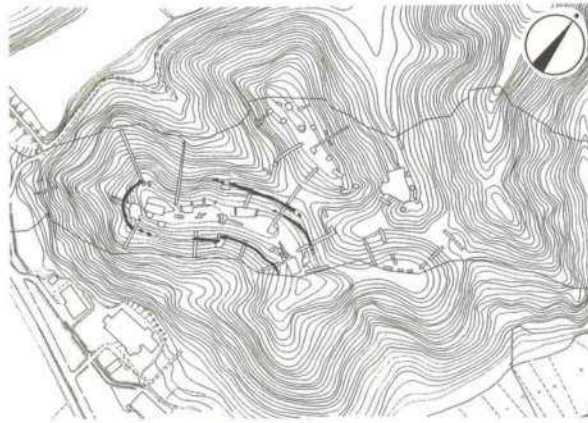
第14図 県内における弥生時代後期後半の主体的土器〔県教委 2009〕



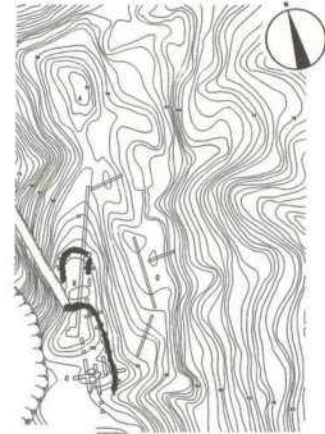
第 15 図 県内の防衛的集落〔県教委 2009〕

表 5 県内の防衛的集落（高地性集落・環濠集落）〔県教委 2009〕

No.	遺跡名	所在地	地域区分	時期	類型	周辺との 比高	調査	墓	主体の土器群
1	山元	村上市(旧神林村)大字下助瀬	阿賀北	中期後葉～後期後葉	I A	37m	確認	環濠外(土坑墓)	東北系
2	滝ノ前	村上市大字岩ヶ嶺	阿賀北	後期後葉～古墳前期	II?	約40m	本掘		東北系
3	古津八幡山	新潟市(旧新津市)古津	信濃川右岸	後期前葉～末葉	I A	約50m	確認	環濠外(方形周溝墓)	北陸系・東北系
4	大倉山	五泉市大字橋下	信濃川右岸	後期	II?	約60m	踏査		北陸系
5	中店	南蒲原郡上町大字田上	信濃川右岸	後期	II?	約55m	本掘	集落内?	東北系
6	二ツ山山頂	三条市大字上保内	信濃川右岸	後期	I A?	約80m	踏査		北陸系
7	経塚山	三条市大字如法寺	信濃川右岸	後期後葉	I A	約60m	本掘		北陸系
8	大平城	見附市島切窪町	信濃川右岸	後期後葉	I A	約80m	本掘	環濠内(方形石状墓)	北陸系
9	高稲場	見附市田井町	信濃川右岸	後期後葉	I B	15～20m	確認		北陸系
10	岩沢	見附市名木野町	信濃川右岸	後期後葉	II?	約40m	確認		北陸系
11	横山	長岡市桂町	信濃川右岸	後期後葉～古墳前期	I B	約10m	本掘	環濠外(方形周溝墓)	北陸系
12	原山	長岡市加津町	信濃川右岸	後期	I B?	約20m	踏査		北陸系
13	樂正寺	長岡市御山町	信濃川右岸	後期	II?	約45m	踏査		東北系
14	阿部山	長岡市澁谷町	信濃川右岸	後期	II?	約65m	踏査		東北系
15	大沢	新潟市(旧巻町)大字船島諏訪	信濃川左岸	後期前葉～古墳前期	II	約30m	本掘		北陸系
16	山谷古墳下層	新潟市(旧巻町)大字福井	信濃川左岸	後期前葉～後葉	II	約30m	本掘		北陸系
17	輪樂塚古墳下層	新潟市(旧巻町)大字福井	信濃川左岸	後期後葉	II?	約40m	踏査		北陸系
18	大平	長岡市(旧和島村)大字北野	信濃川左岸	後期	II?	約40m	踏査		北陸系
19	赤坂	長岡市(旧和島村)大字上榎	信濃川左岸	後期	II?	約80m	踏査		北陸系
20	姥ヶ入南	長岡市(旧和島村)大字島崎	信濃川左岸	後期	II	30～40m	本掘	円?方形周溝墓	北陸系
21	西谷	刈羽郡刈羽村大字大塚	柏崎平野	後期後葉～古墳前期	I B	8m	本掘		北陸系
22	裏山	上越市大字岩木	頸城	後期後葉	I A	約70m	本掘		北陸系
23	下馬場	上越市大字下馬場	頸城	後期後葉～古墳前期	II	約40m	本掘		北陸系
24	吹上	上越市大字稲荷	頸城	中期中葉～後葉	I C	0m	本掘		北陸系・信濃系
25	釜蓋	上越市大字	頸城	後期末葉	I C	0m	確認		北陸系
26	妻太遺跡群	妙高市(旧新井市)大字宮内ほか	頸城	後期後葉～古墳前期	I A	約50m	本掘		北陸系
27	後牛山	糸魚川市	頸城	後期前葉～後葉	II	約40m	本掘		北陸系
28	平田	佐渡市(旧新穂村)	佐渡	中期後葉～後葉	I C	0m	本掘		北陸系
29	蔵王	佐渡市(旧新穂村)	佐渡	後期?	I C	0m	本掘		北陸系



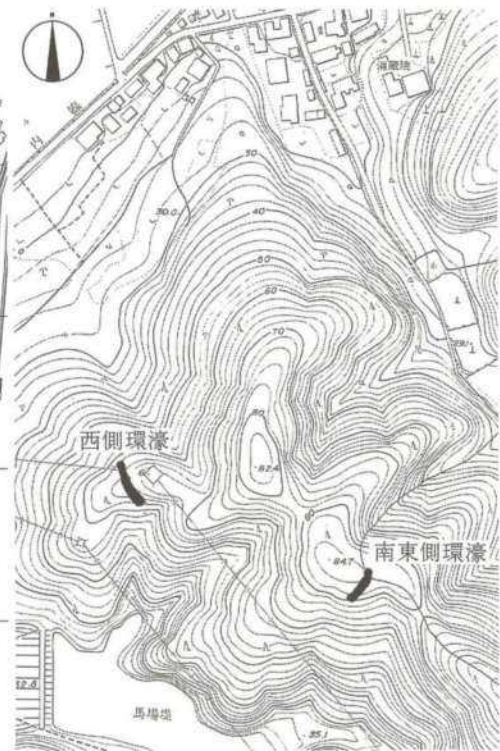
山元遺跡（高地性環濠集落）



大平城遺跡（高地性環濠集落）



古津八幡山遺跡（高地性環濠集落）



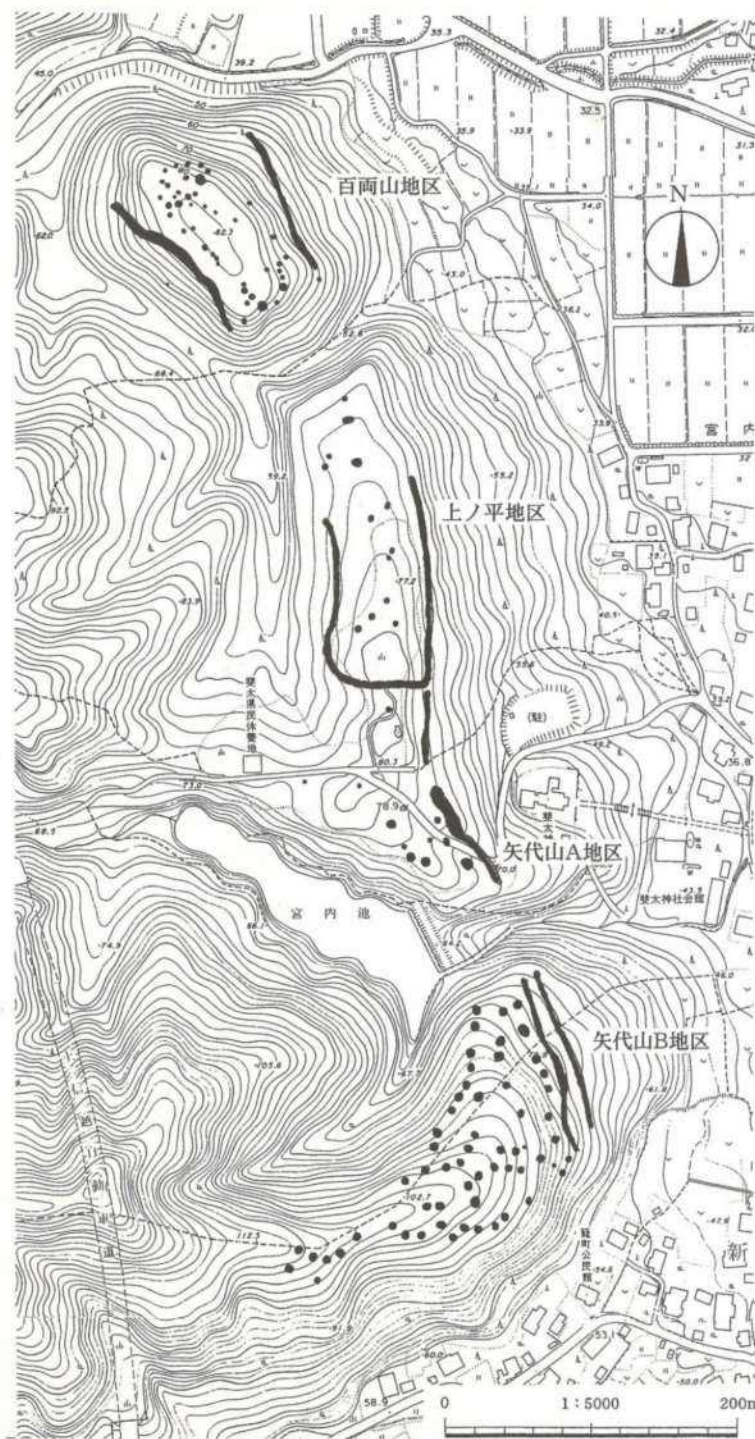
経塚山遺跡（高地性環濠集落）



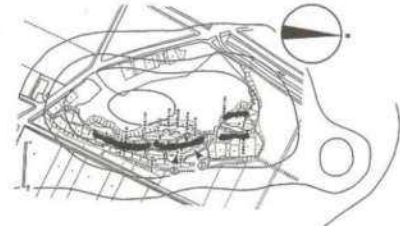
裏山遺跡（高地性環濠集落）

— 環濠

第16図 県内の環濠集落（1）〔県教委 2009〕



斐太遺跡群 (高地性環濠集落)



横山遺跡 (独立低丘陵上の環濠集落)



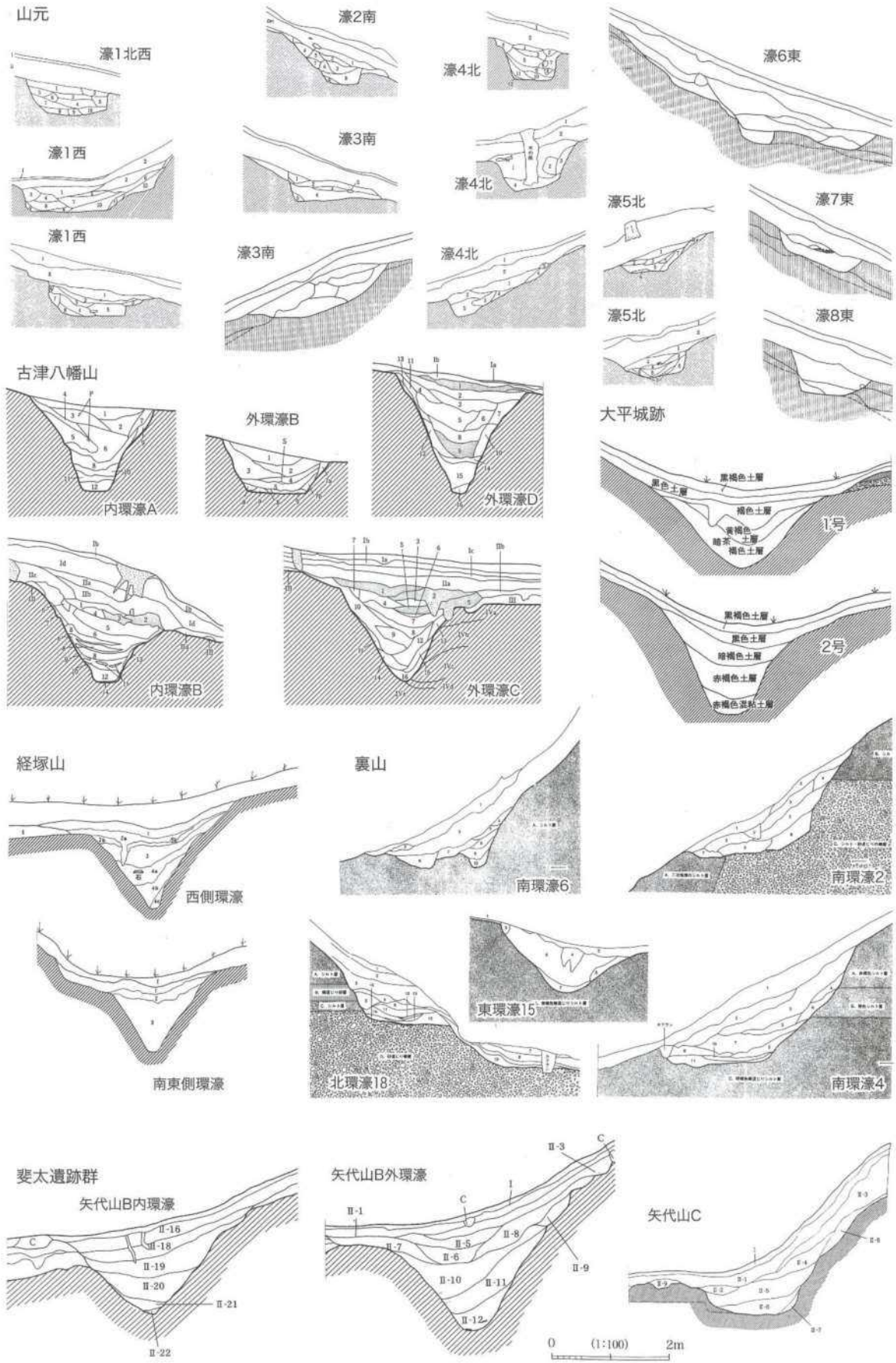
西谷遺跡 (独立低丘陵上の環濠集落)



釜蓋遺跡 (低地の環濠集落)

— 環濠

第17図 県内の環濠集落 (2) [県教委 2009]



第 18 図 新潟県内における高地性環濠集落の環濠断面〔市教委 2013〕

(3) 村上市内の弥生時代後期～古墳時代の遺跡

村上市内においては圃場整備や高速道路建設などに先立つ緊急発掘調査により 1990 年代より周知遺跡が激増し、当該地で希薄と考えられていた弥生～古墳時代の遺跡が県北の地まで及んでいることが明らかになった。三面川・村上丘陵以南における弥生時代～古墳時代の遺跡は 33 遺跡にのぼる。図中には山地、丘陵、台地、低地、砂丘が広がり、当該期遺跡の立地は丘陵 4 遺跡、台地 1 遺跡、低地 23 遺跡、砂丘 5 遺跡に分布している。低地に遺跡が集中する傾向が見てとれる。以下、山元遺跡と前後する時期の主だった遺跡について概要を記す。

A. 弥生時代

堂の前遺跡 (2)

三面川下流域の川辺に営まれた中期後半～後期前半の集落遺跡で、竪穴建物 1 棟、住居の可能性のある性格不明遺構 6 基、掘立柱建物 3 棟のほか、自然流路沿いに小ピットと伴う溝状遺構が確認され、護岸施設等に想定されている。後期前半の東北系を主体とする土器のほか、当該期と考えられるガラス小玉 1 点と鑿か鑿などの工具類と推定される鉄製品が出土している〔新潟県教育委員会・(財)新潟県埋蔵文化財調査事業団 2010a〕。

滝ノ前遺跡 (4)

三面川河口の台地縁辺に立地し、周辺との標高差が約 40m ある高地性集落である。昭和 46 年の県道新設に付帯する私道拡幅工事に際して発見された。遺跡の大部分は既に宅地造成埋立用の土砂採取により煙滅しており、破壊をまぬがれた遺跡西側の調査により竪穴建物 3 棟が検出された。そのため、この 3 棟以外の竪穴建物が存在していた可能性が考えられる。出土遺物は後期の東北系土器を主体とし北陸系、弥生時代中期・古墳時代初頭の土器も認められる〔滝沢・野田ほか 2003〕。確認された 3 棟の竪穴建物はいずれも円形の平面プランを呈す。炉跡は 1 棟が地床炉で、ほか 2 棟では確認されていない〔村上市教育委員会 1972〕。



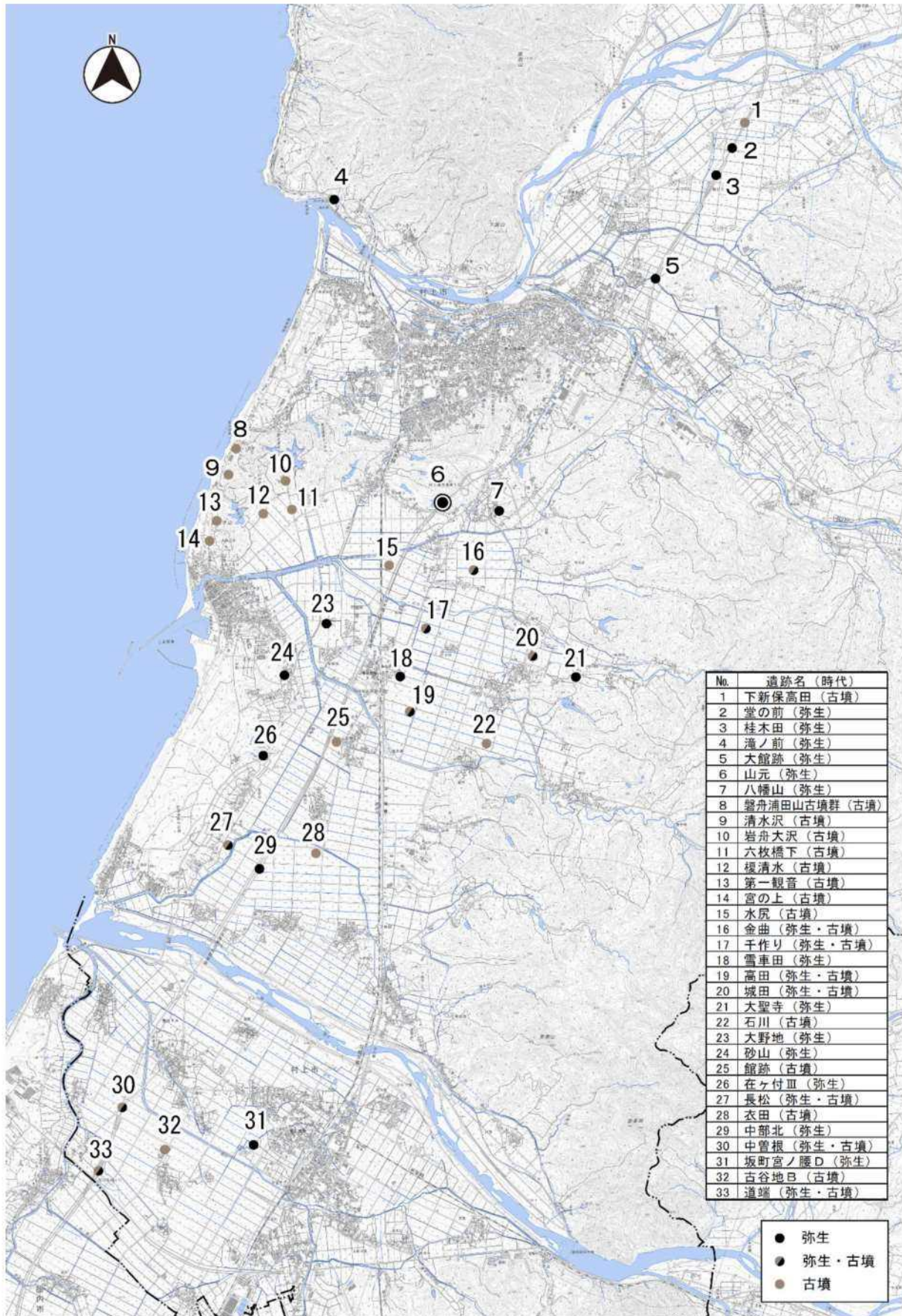
写真 16 滝ノ前遺跡竪穴建物



写真 17 滝ノ前遺跡遠景
(▼ の地点)



写真 18 遺跡周辺からの眺望



第 19 図 山元遺跡周辺の弥生時代～古墳時代の遺跡 (1:80,000)

八幡山遺跡 (7)

山元遺跡の東約 800m の、北東から南西に延びる標高約 25m の丘陵に立地する。昭和 50 年代に発見された遺跡であり、表採資料としてアメリカ式石鏟、緑色凝灰岩の管玉、天王山系の土器が認められることから、当初より高地性集落と考えられてきた。〔神林村教育委員会 1994、磯部 1996〕。地点は異なるが、周知の遺跡範囲内での、平成 5 年の鉄塔建設に先立つ発掘調査では縄文時代前期～中期の遺構・遺物が確認されたのみで、弥生時代の遺跡の内容は未だに詳細が不明であるが、山元遺跡と近接し、同じ立地条件、同時期ということから、関係性が想定される。



写真 19 八幡山遺跡遠景

砂山遺跡 (24)

砂丘の内陸側斜面に立地し、砂採取により地表 5m 下から発見された。昭和 42 年 (1967) に発掘調査されており〔小片・上原 1972〕、中期後半の東北系・北陸系・信州系のほか後期前半の天王山式土器に相当する土器が出土した〔巻町教育委員会・新潟大学考古学研究室 1993、滝沢・野田ほか 2003〕。後者の土器をもって東北系天王山式併行期の日本海側型式である「砂山式」〔石川 2004〕が設定された標識遺跡である。遺構等は確認されていない。

中曽根遺跡 (30)

荒川左岸で、砂丘と丘陵の間幅 5 km の範囲に広がる低地の微高地に立地し、標高は 3.3～3.5m である。上面はすでに削平されていたため明確な壁の立ち上がりは確認できなかったが、炭化物の集中範囲と遺物分布から平面プランが円形と隅丸長方形の 2 棟の竪穴建物が想定された。出土した土器は東北系の後期前葉を主体とし、一部中期末葉まで遡る可能性が指摘されている〔新潟県教育委員会・(財)新潟県埋蔵文化財調査事業団 2006a〕。堂の前遺跡とともに、東北系土器を主体的に有する集団が低地にも集落を構えることが明らかとなった事例として重要である。

道端遺跡 (33)

中曽根遺跡から南南西に約 1 km に位置し、同遺跡と同じ立地をみせ、標高は 2.0～2.7m である。平成 17 年度の調査で弥生時代の集落が確認された。北陸系の中期末葉を主体とし、竪穴建物 3 棟のほか、周溝がめぐる平地式建物 7 棟を検出している。確認された炉はいずれも地床炉である。石器では大形品を含む複数の石包丁が出土し、使用痕分析によりイネ科植物の刈り取りに使用されたとの所見が得られ、稲作農耕が行われた可能性が示された〔新潟県教育委員会・(財)新潟県埋蔵文化財調査事業団 2006b〕。

イ. 古墳時代前期

下新保高田遺跡 (1)

三面川左岸の低地に営まれた古墳時代前期の集落跡で、竪穴建物 23 棟、掘立柱建物 2 棟、円形周溝状遺構 1 基などが確認された。竪穴建物 S I 1327 は一辺 8m と大型で、床面積は 70 m² を超える、

当該期としては県内最大級の竪穴建物である〔新潟県教育委員会・(財)新潟県埋蔵文化財調査事業団 2010b〕。これまで荒川以北で前期の集落はほとんど確認されていなかったなかで、後述の道端遺跡同様、調査によりその内容が明らかになった意義は大きいといえる。

道端遺跡 (33)

古墳時代の遺構・遺物は県教委の平成 13 年度 (2001)・14 年度 (2002)・16 年度 (2004)・17 年度 (2005) 調査及び荒川町教育委員会の調査で確認され、調査地点ごとに前期と中期～後期に分かれる。前期に係る遺構は竪穴建物 6 棟、円形周溝状遺構 2 基、掘立柱建物 13 棟、杭列 2 列、土坑 48 基、溝 10 条等が確認された。杭列は河川跡の舌状の張り出し部付け根に 1 号杭列、さらにその先に 2 号杭列が配され、前者には出入口部があり、その正面には亀甲型の掘立柱建物は位置している〔新潟県教育委員会・(財)新潟県埋蔵文化財調査事業団 2006a〕。これらは河川を利用した特殊な遺構として注目される。中期～後期では、竪穴建物 1 棟、掘立柱建物 1 棟、土坑 5 基等が確認されており、出土した須恵器から TK216～TK10 型式の時期が示されている〔新潟県教育委員会・(財)新潟県埋蔵文化財調査事業団 2006a、荒川町教育委員会 2006〕



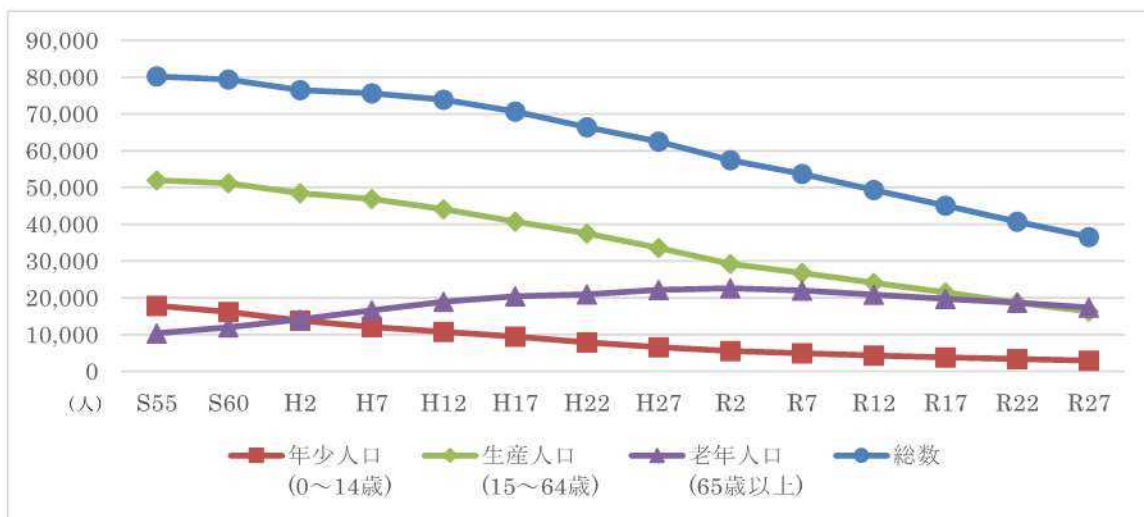
写真 20 山元遺跡周辺の弥生時代後期～古墳時代前期の遺跡

第4節 社会的環境

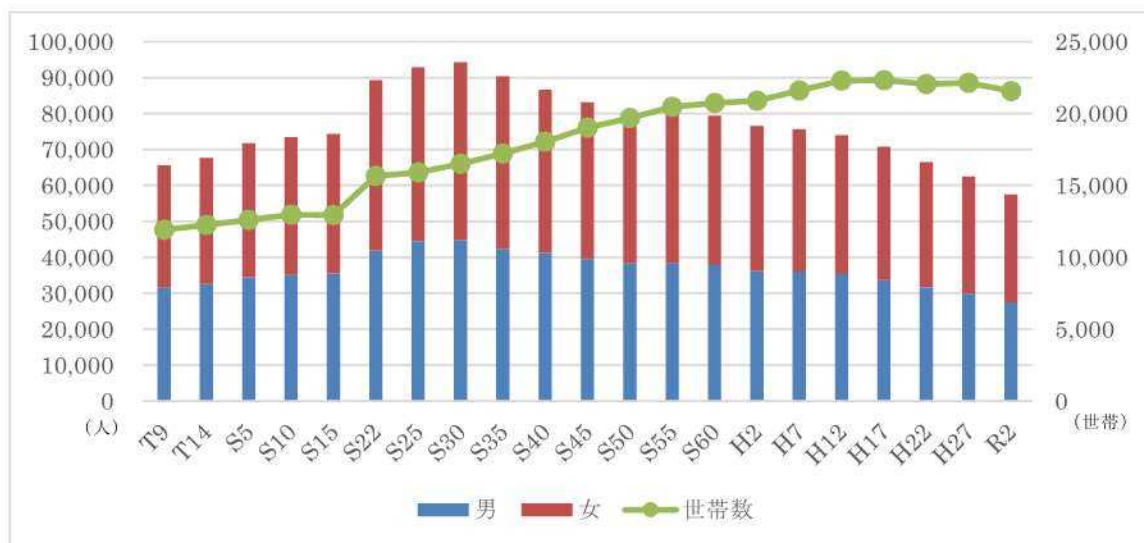
1. 人口

本市の総人口は令和4年（2022）8月1日現在で58,383人である。第22図は国勢調査における人口の推移であり、昭和30年（1955）の94,284人をピークに年々減少を続けている。直近の2か年にあたる平成27年（2015）と令和2年（2020）を比較すると5,024人、8.05%の減少であった。令和2年（2020）以降の推計人口データによると令和27年（2045）には総人口が36,568人となり、令和2年比で3分の2以下になると予測され、今後も人口の減少傾向が続くと思われる。

年齢3区分別人口の推移を見ると年齢3区分別人口の推移では、15歳未満の年少人口及び15～64歳の生産人口は減少し続けている中、65歳以上の老年人口は増加し続けてきたが、今後老年人口も減少傾向で推移していくと見られる。令和3年（2021）の本市総人口における老年人口（高齢化率）は40.0%で、全国の33.4%、新潟県の29.1%のいずれも上回っている。



第20図 人口・世帯数の推移 [R2 国勢調査]



第21図 総人口・年齢3区分別人口の推移 [村上市 2021a]

2. 土地利用

村上市は、新潟県の総面積の約 9.3%、1,174.17 km² と広く、県内最大の面積である。可住地面積は約 242 km² で、土地の利用状況は約 80%が森林で占められ、次いで田、宅地、その他の農地となっている。

本市の土地形状は、海岸部と平野部、中山間部の3地域に大きく分けることができる。海岸線の総延長が約 50km にもおよぶ海岸部は瀬波笹川流れ粟島県立自然公園となっており名勝及び天然記念物に指定されている笹川流れは夏場の海水浴等で多くの観光客が訪れる。平野部は、村上地域、朝日地域、神林地域、荒川地域が都市計画区域に指定され、村上地域と荒川地域を中心に市街地が形成されており、三面川および荒川の流域には水田が広がる。中山間部は市域の大半を占める森林地域であり、北部の地域は県内随一を誇る良質な木材の産地となっている。

3. 観光

村上市は日本海の荒波の浸食により形成された海岸線である名勝及び天然記念物の笹川流れなどをはじめ、山・海・川など豊かな自然に恵まれるほか、村上城を中心として栄えた城下町をはじめ港町、宿場町の伝統ある町並み、村上大祭に代表される伝統行事、明治期の石油採掘を起源とする瀬波温泉、道の駅といった産業施設など様々な観光資源を有している。

『第3次村上市総合計画』では、「地域の魅力を磨き、活かしたおもてなしのまちづくり」を政策の方針とし、多彩な観光プロモーションの推進、観光施設の整備と利用促進、外国人観光客の誘客促進、旅行スタイルの変化への対応を主要施策として掲げている。

本市は平成30年までは年間でおよそ220万人の観光客が訪れていたが、令和元年6月には山形県沖地震が発生し、令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響で、観光客数が減少している。令和2年度の目的別観光客数を見ると、産業観光目的が最も多く全体の51.1パーセントで、次いで温泉29.0%、文化施設3.5%、旧跡・公園3.2%、行事2.7%や海水浴2.2%と続く。平成29年から令和2年までの集計による方面別観光客数の割合は新潟県内が75.3%で最も多く、その他は関東11.4%、東北7.5%、北陸2.9%、中部1.7%、近畿0.6%、その他0.4%、外国0.2%の順であった。

表6 観光客数の推移〔村上市2022bより抜粋〕

(単位：千人)

	合計	温泉	海水浴	スキー	行事	文化施設	旧跡・公園	産業観光	その他
H26	2,241	663	125	10	302	93	29	899	120
H27	2,290	669	142	8	304	85	63	929	90
H28	2,254	635	112	7	287	77	69	935	132
H29	2,197	601	88	10	298	77	67	908	148
H30	2,262	606	86	9	311	83	67	966	134
R 1	1,977	529	69	0	225	70	65	888	131
R 2	1,280	372	29	0	35	46	42	655	101

4. 学校教育、社会教育

村上市内には小学校 13 校、中学校 7 校のほか中高一貫教育校 1 校、高等学校 3 校、特別支援学校 1 校が設置されている。山元遺跡に隣接して神納東小学校が立地し、出前授業等で情報発信を図っていたが、令和 2 年（2020）に神納小学校に統合された。

社会教育施設として、プラネタリウム、視聴覚ホールなどを備えた複合施設である村上市教育情報センター、生涯学習活動の促進を目的とし、村上地区公民館としても機能する村上市生涯学習推進センター（マナボーテ村上）のほか各地区の公民館が本市の生涯学習の拠点を担っているほか、歴史文化施設として村上郷土資料館（おしゃぎり会館）、イヨボヤ会館、村上歴史文化館、縄文の里・朝日などがあり、歴史文化の情報発信を行っている。

5. 地域連携

山元遺跡が位置する周辺の 6 集落（里本庄・山屋・上助潤・下助潤・志田平・七湊）で構成される神納東地域まちづくり協議会において、これまでに山元遺跡の仮園路整備やイベントが行われた際には、現地説明やパネル展示を実施しているほか、上記 6 集落の市民有志によって設立された史跡山元遺跡保存会において、アドバイザーとして村上市教育委員会生涯学習課文化行政推進室職員が参加し連携を図っている。

第3章 山元遺跡の概要

第1節 指定に至る経緯

山元遺跡は日本海沿岸東北自動車道の建設に先立つ、県教委の平成17年の試掘調査により発見された。

発見当時、集落域と墓域がセットで確認された日本海側最北の高地性環濠集落かつ後期東北系土器分布圏の初例であることなどの価値付けがなされたことにより、平成18年国交省に対して遺跡の概要と学術的価値について報告し、国交省は県教委に法第94条の通知を行った。それを受けて県教委は国交省に対し山元遺跡の現状保存勧告を行い、国交省に受理された。国交省は遺跡保存に関する工法の見直しを検討した結果、計画当初の開削工法からトンネル工法へ変更し、遺跡の現状保存を行うことを決定した。

3か年にわたる県教委の調査を引き継ぐ形で、市教委が遺跡の範囲を確定させた上で、居住域と墓域それぞれの範囲と内容を明らかにすることを目的に、平成21～23年まで3次にわたる確認調査を行った。

市教委の調査終了後、国指定に向けて国交省（羽越河川国道事務所）との協議を重ね、指定の範囲・面積が確定したことを受け、村上市が平成28年1月21日付けで遺跡指定に係る意見具申を行い、同年10月3日、国史跡に指定された。同年11月20日には山元遺跡の重要性を再確認し、今後の保存活用について考えるシンポジウム「山元遺跡は何を語るのかー邪馬台国前夜の村上ー」を、また、村上市歴史文化館にて、企画展「山元遺跡と弥生時代展」を平成28年11月19日～平成29年2月19日まで開催した。

表7 指定に至る調査の履歴

調査年度	調査種別	調査主体	調査の目的	調査成果	調査面積
平成17年度	試掘調査	新潟県教育委員会	遺跡有無の確認	遺跡新発見。A～C地点からなる弥生時代中期後葉～後期後葉の遺跡と判明。後期東北系土器を主体とする。B地点で環濠を確認。	607㎡
平成18年度	確認調査	新潟県教育委員会	A・C地点：遺構内容の確認 B地点：環濠の途切れ具合・建物の有無の確認	A地点：土坑墓・埋設土器からなる墓域と判明、B地点：掘立柱建物を確認、C地点：出土土器はA・B地点と同時期、柱穴のみ確認。	793㎡
平成20年度	確認調査	新潟県教育委員会	トンネル坑口予定地の遺構・遺物の有無	遺構は確認されず、遺物は現代層から少量出土。遺跡の濃密な広がりには確認されない。	305㎡
平成21年度	確認調査	村上市教育委員会	遺跡範囲確認(B地点：環濠の広がり・建物の確認)	A地点：青銅器出土、B地点：堅穴式建物と考えられる遺構を確認、新たな環濠を確認。	175㎡

調査年度	調査種別	調査主体	調査の目的	調査成果	調査面積
平成 22 年度	確認調査	村上市教育委員会	A 地点：斜面加工痕跡の確認 B 地点：環濠を面的に確認、竪穴式建物の調査	A 地点：土坑墓に近接する埋設土器確認、B 地点：竪穴式建物が谷側半分流失していることを確認。	180 m ²
平成 23 年度	確認調査	村上市教育委員会	A 地点：斜面加工痕の再確認、墓域範囲の確認、土坑墓プラン確認等	A 地点：斜面加工痕確認できず、墓域範囲を確認し土坑墓複数検出、埋葬形態を示す遺物分布確認、埋設土器から小型鉄剣等出土。	102 m ²

第 2 節 指定の状況

1. 指定告示

指定にかかわる告示内容は、次のとおりである。

文部科学省告示第 140 号（本史跡部分を抜粋）

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成 28 年 10 月 3 日

文部科学大臣 松野 博一

名称	所在地	地域
山元遺跡	新潟県村上市下助測字山元 同字浦山	一五六〇番一のうち実測八八四五・〇六平方メートル、 一五六〇番六のうち実測三三三〇・五一平方メートル 一五六六番、一五六七番、一七〇九番六一、一七〇九番 六二、一七〇九番六三、一七〇九番六四、一七〇九番六 五、一七〇九番六七、一七〇九番六八、一七〇九番六九、 一七〇九番七〇、一七〇九番七一、一七〇九番七二、一 七〇九番七四、一七〇九番七六、一七〇九番七七のうち 実測三八三・六三平方メートル、一七〇九番七九、一七 〇九番八〇、一七〇九番八一、一七〇九番八三、一七〇 九番八五、一七〇九番八七、一七〇九番一〇一、一七〇 九番一一二のうち実測八三一・八二平方メートル、一七 〇九番一一三、一七〇九番一一四のうち実測九一・六六 平方メートル、一七〇九番一一五のうち実測七二四・五 三平方メートル、一七〇九番一一六、一七〇九番一一七、 一七〇九番一一八、一七〇九番一二〇のうち実測三六一・ 九七平方メートル 右の地域に介在する道路敷、新潟県村上市下助測字浦山 一五六六番と同一五六七番に挟まれ同一五六八番と同一

七〇九番六五に挟まれるまでの道路敷を含む。

備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を新潟県教育委員会及び村上市教育委員会に備え置いて総覧に供する。

2. 指定理由

山元遺跡は、新潟平野の北部に接する村上丘陵に所在する弥生時代の集落跡である。遺跡は最高所で標高約40m、周囲との比高は36m前後に位置する。

この遺跡は、平成17年、日本海沿岸東北自動車道建設に伴う新潟県教育委員会による遺跡の範囲と内容を確認する発掘調査により発見され、東北系弥生文化圏における環濠集落の初めての事例という重要性から、設計変更し現状保存の措置が執られた。これを受けて、平成21年度からは村上市教育委員会が範囲と内容を確認する発掘調査を実施してきた。

その結果、遺跡は居住域と墓域などからなり、居住域と墓域は比高約6mの谷で隔てられていることが明らかとなった。居住域では、丘陵頂部を1条から3条の環濠が取り囲んでいた。その平坦面では1間四方の掘立柱建物と考えられる遺構1基、平坦面の端部では竪穴建物1基を検出した。竪穴建物は長径6.3m、短径4.5m程度の小判形で、中央やや北寄りに炉を伴う。このほか多数のピットを検出している。斜面部には最大で幅3m弱、深さ2m弱、平均すると幅2m弱、深さ1mで、断面は逆台形を呈する溝が、数か所で途切れながらも丘陵を取り囲んでいた。これらは傾斜が途中で急角度になる地形変換点に掘削され、小規模ながらも部分的に二重、三重になっていた。また、丘陵頂部を区画するような溝2条も確認した。出土した土器は弥生時代後期の東北系弥生土器である天王山式土器を主体とし、このほか中期後葉の東北系・北陸系土器、後期の北陸系土器や続縄文土器などもある。石器としては、打製石鏃・石錐・楔形石器・磨製石斧・磨石(すりいし)類・砥石及び剥片石器などがある。

墓域では、土坑墓17基、埋設土器4基等を確認した。そのうち長径2m、短径0.85mの土坑墓と考えられる遺構からは完形のガラス小玉68点が出土し、埋設土器からは小型鉄剣1点が出土している。さらに土坑墓の近くからは筒形銅製品の破片も確認され、これは弥生時代の青銅器の最北事例である。このほか、破損したガラス小玉や剥片石器も出土し、前者については意図的に破砕された可能性があり葬送儀礼との関わりが考えられ、後者については骨角を対象にした使用痕が確認されており、在地の墓制である再葬墓の伝統と続縄文文化の系譜が融合したものと考えられる。

このように、山元遺跡は北陸文化圏と東北文化圏の接点に位置する弥生時代後期を最盛期とする環濠集落であり、現在のところ日本海側最北の高地性環濠集落でもある。しかも、居住域と墓域がセットで確認されており、弥生時代の集落の様相を知る上で貴重な事例でもある。さらに土器の様相では北陸地域から北海道・東北北部地域、筒形銅製品からは東海地域の集団と関係があったことを示唆する。本遺跡は、東日本における弥生時代後期の社会及び文化のあり方、さらに

は広範囲に繰り広げられた地域間交流のあり方を知る上でも重要である。よって、史跡に指定し保護を図ろうとするものである。

(月刊文化財平成 28 年 9 月号より原文抜粋)

3. 指定範囲と管理団体

山元遺跡の指定範囲は下図の通りである。指定面積は 43,186.88 m²で、内訳は国有地 13,497.12 m²、市有地 2,372.62 m²、民有地 27,317.14 m²である。平成 29 年 3 月 6 日より村上市が管理団体に指定されている。指定にかかわる告示内容は、次のとおりである。

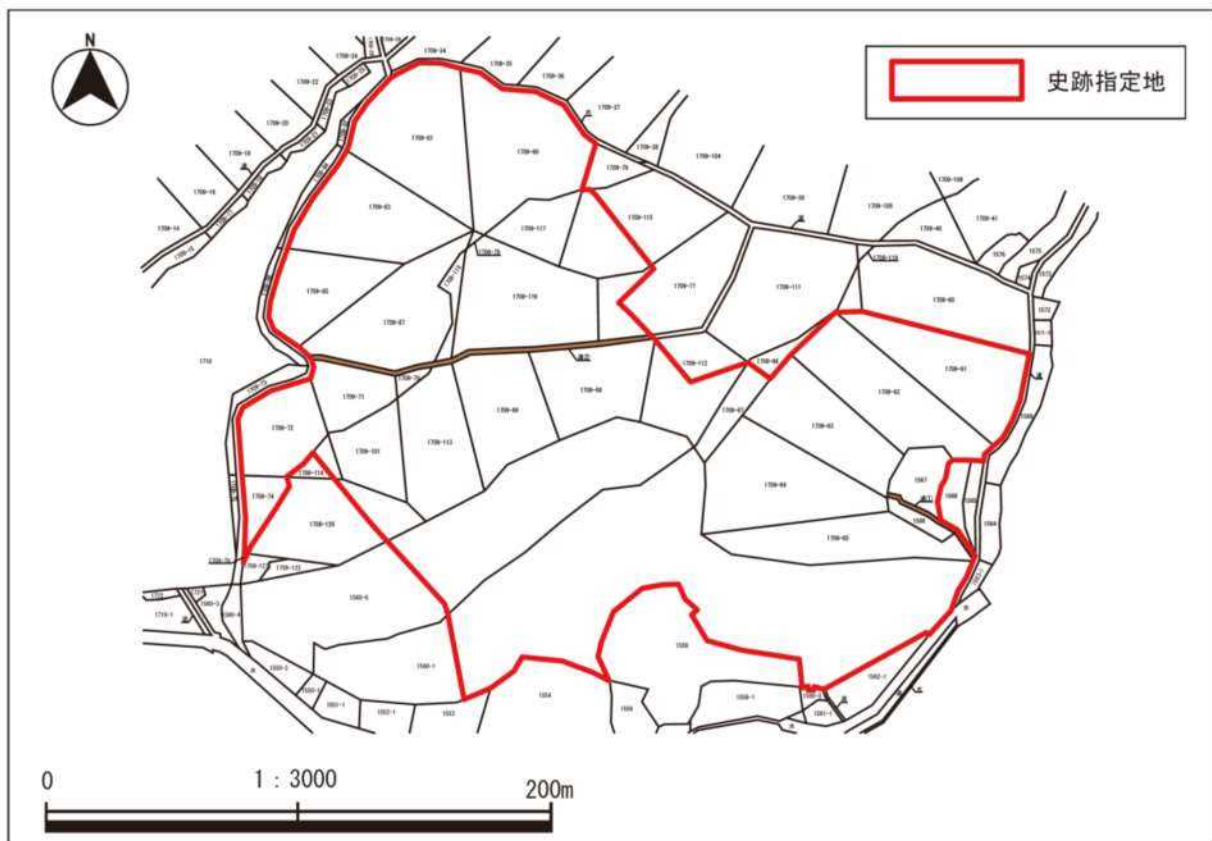
文部科学省告示第 13 号（本史跡部分を抜粋）

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 103 条第 1 項及び第 172 条第 1 項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので同法第 13 条第三項の規定及び第 172 条第 3 項において準用する第 32 条第 3 項の規定に基づき告示する。

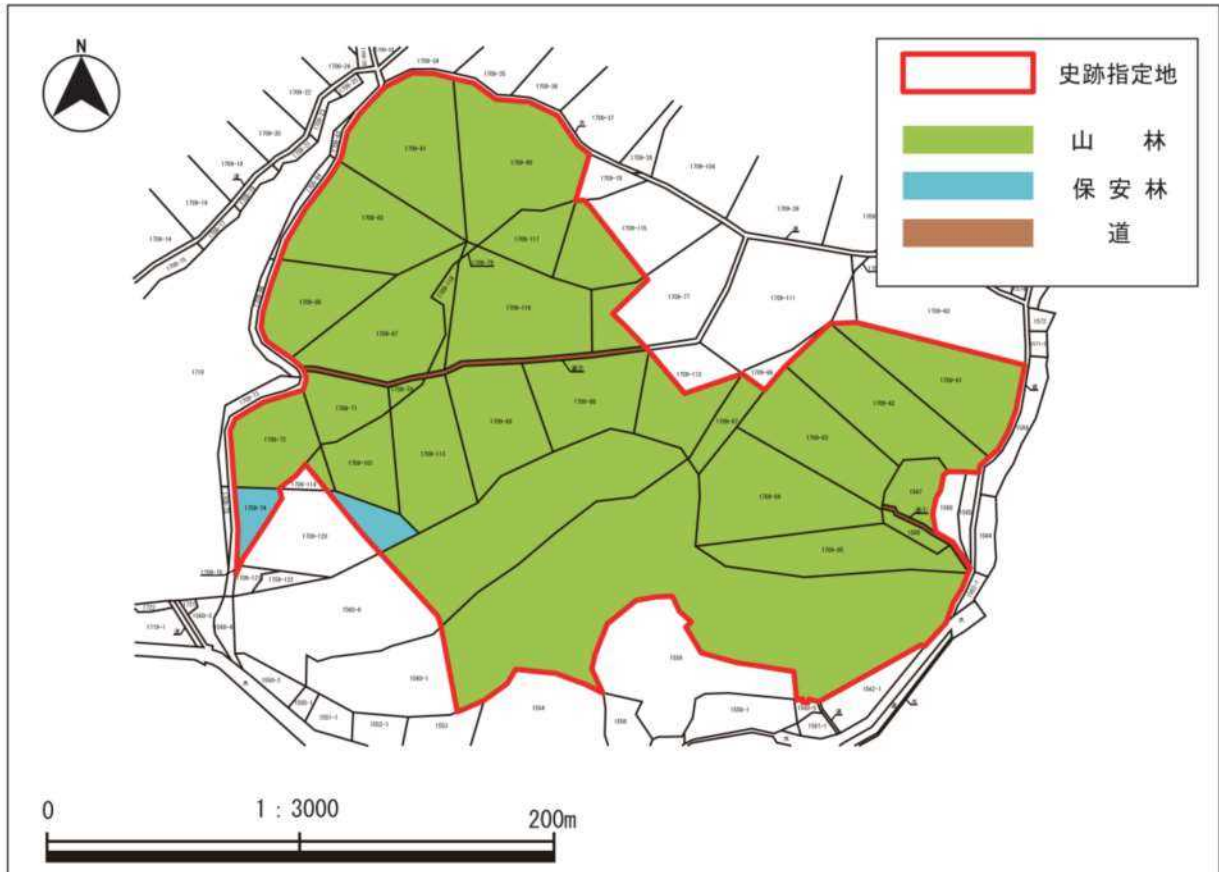
平成 29 年 3 月 6 日

文部科学大臣 松野 一博

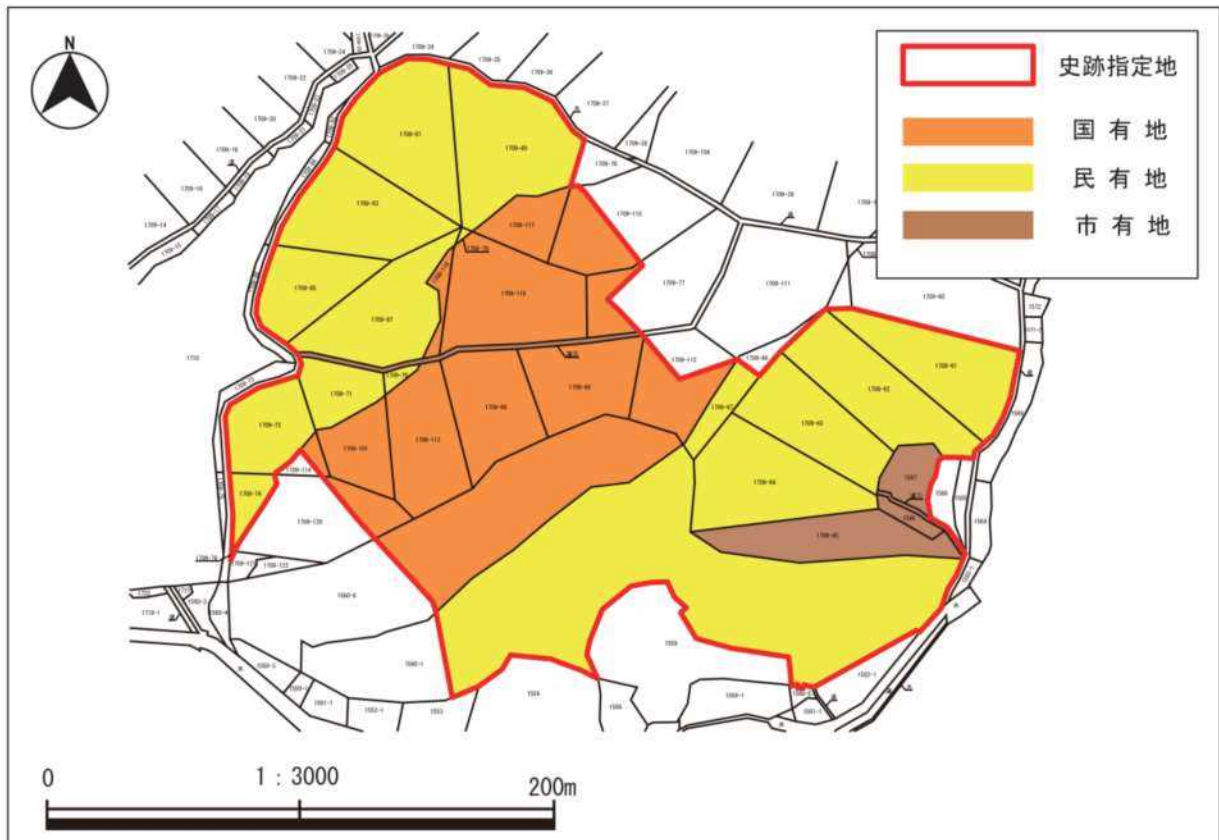
上 欄		下 欄
名称	指定告示	地方公共団体名
山元遺跡	平成 28 年文部科学省告示第 140 号	村上市（新潟県）



第 22 図 史跡指定範囲地籍図



第 23 图 土地利用状況図



第 24 图 土地所有者状況図

第3節 山元遺跡の調査成果

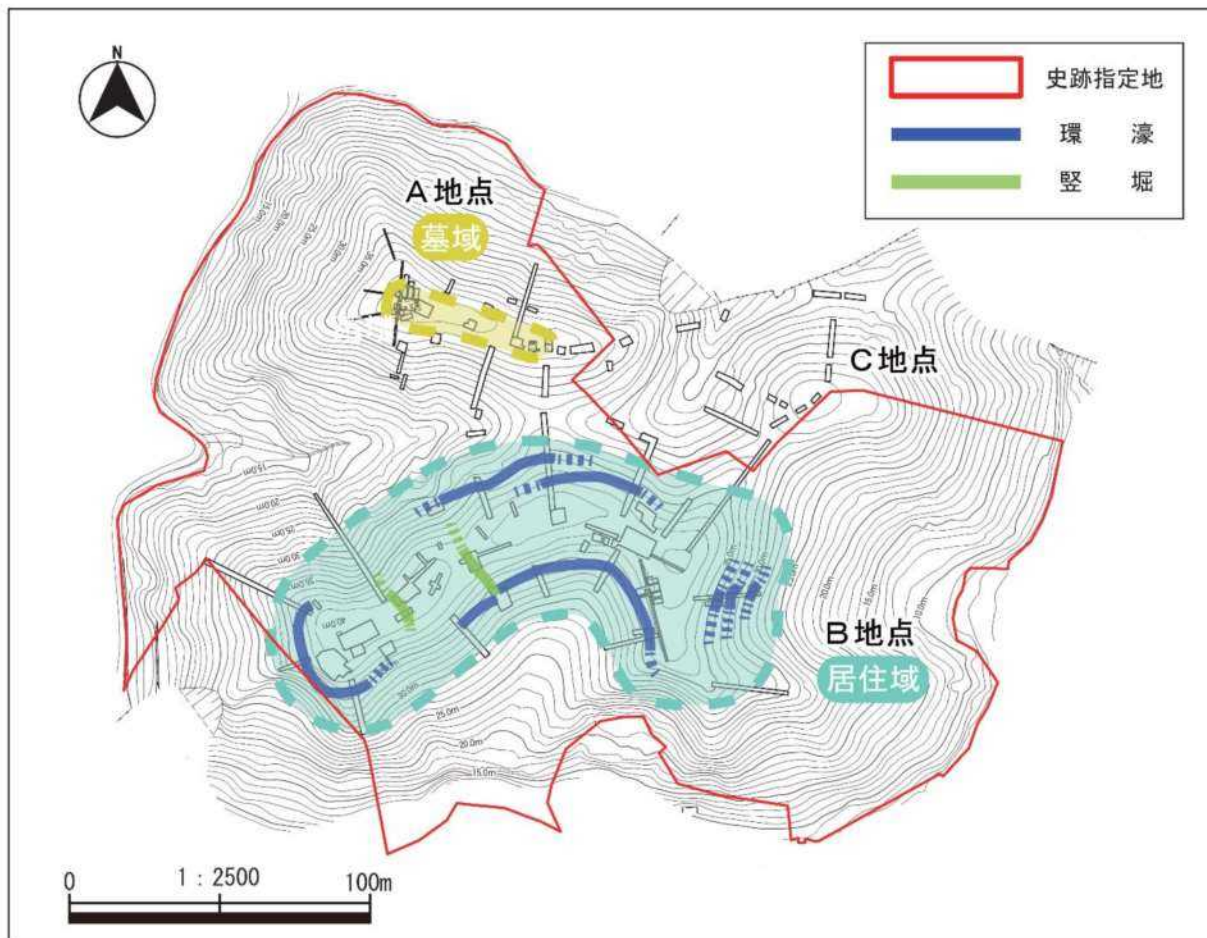
1. 概要

山元遺跡は新潟県村上市下助瀨字山元及び字浦山に所在し、日本海側では最大である越後平野の北縁を限る村上丘陵に立地する。村上丘陵は浦田山丘陵、山居山丘陵、国道7号を挟んで東側の岩船丘陵を含んだ丘陵で、山元遺跡は山居山丘陵の平野側に位置する。標高約40mで遺跡の南側に広がる平野部との標高差は36～37m程度である。

遺跡は、墓域であるA地点、居住域であるB地点、遺構と遺物が希薄なC地点からなり、それぞれ浅い谷部を挟んでいる。なお、次項以降、時期については県教委報告で示された時期区分を用いる。山元1期：中期後葉、山元2期：後期前葉（新潟シンボ編年1期）、山元3期：後期前葉～後葉（同1期の新しい段階から2期の古い段階）、山元4期：後期後葉（同2期）である。

2. 墓域

長楕円形を呈す平坦面で、長軸方向である西北西から東南東に緩やかに傾斜する。規模は長軸の長さが約65m、幅が西北西部で約15m、当南東部で約10mを測る。標高は38～39mである。検出



第25図 遺跡全体図

した遺構は土坑墓 17 基、埋設土器 4 基等である。墓域には居住域のような環濠はめぐらない。調査成果から墓群のまとまりは西部と東部にあり、墓域西が墓域内の最高地点にあたる。墓群は土坑墓と埋設土器で構成され、西方由来の方形周溝墓は認められず、また、各遺構は近接するものはあっても、切り合いは見られない。



写真 21 墓域西調査区（東から）

SK 1 は県教委の調査で確認された土坑墓で、長軸 2.0m、短軸 0.85m で長楕円形を呈すが、長軸端部は南西側が曲線、北西側が直線とい

う平面形態を有している。副葬品としてガラス小玉 72 点（内完形品 68 点）が出土している。出土地点が南東側に偏っている点を評価して、頸あるいは頭に装着されたとすれば、頭位は南東方向と推定される。

1 号土坑墓も SK 1 と同様に、長軸両端が直線と曲線を呈する長楕円形の平面形態である。遺物分布を概観すると墓坑底面よりやや上位から石鏃が 5 点、墓坑底面より 20～40 cm 程度上位からは石鏃を含む剥片類がまとまって出土している。さらには本土坑墓に伴うと思われる筒形銅製品や破損したガラス小玉も認められる。以上より、石鏃が副葬され、筒形銅製品、破損したガラス小玉、1 号土坑墓では、墓坑底面近くに未使用品も含む石器類を埋葬したのちに供えたか、あるいは埋葬



第 26 図 墓域西調査区〔市教委 2013 を加工〕

中に埋土とともに撒かれた状況が窺える。

同様の状況は5号土坑墓でも認められ、平面プラン確認段階で二つに割れた欠損状態の緑色凝灰岩製の管玉と器面が未成形のまま穿孔された未成品の玉が出土している。墓坑底面より約16cm上位から出土したことから遺体安置後、埋まりきらない段階で置かれたか撒かれたと考えられる。

埋設土器はいずれも東北系の壺であるが、3基ともに異なる手法で埋設されている。埋設土器Aは2個1対の山形突起をもつ無文土器が倒立状態で埋設されており、副葬品は確認されていない。埋設土器Bは胴部にハケ調整が施された壺が直立で埋設され、底面から小型鉄剣が出土した。埋設土器Cは縄文が施された壺で、Bと同様直立して埋設されていたが、底部を穿孔し、小型の甕を口縁部にかぶせた状態で押しつぶされたことが出土状況の分析から明らかになった(第27図)。また、底部付近から頁岩製の石鏃が出土した。埋設土器は3基とも山元4期に属し、時間差を認めることができない。



写真 22 SK1 (北東から)



写真 23 1号土坑墓 (南から)



写真 24 5号土坑墓 (北東から)



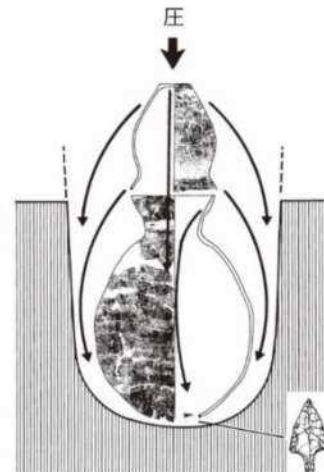
写真 25 埋設土器A (北西から)



写真 26 埋設土器B (南東から)



写真 27 埋設土器 C (東から)



第 27 図 埋設土器 C 設置想定図
〔市教委 2013〕

3. 居住域

北側の墓域とは標高差約 6 m の谷を挟んだ丘陵である。平坦面の形態は緩やかに南側が内湾し、東端で C 地点に向かい北西方向に広がる。その規模は、内湾する西端から東端の直線距離で約 140 m、幅は最も狭い箇所約 10 m、広い箇所約 20 m、標高は 38~40 m である。斜面に並行する方向で設置したトレンチや後述する堅穴建物の調査から、遺跡廃絶後に丘陵頂部端の崩落があったことが窺える。検出した遺構は堅穴建物 1 棟、掘立柱建物 1 棟、堅堀 2 条、ピット多数と斜面部をめぐる環濠であるが、未調査区が多くその全貌は明らかとなっていない。

山元遺跡の環濠は 6 か所で途切れ、2 か所で 2 条あるいは 3 条に重複している。規模はほとんどが幅 1.4~2.0 m、深さが 1 m 以下と浅いことが特徴である。ただし、越後平野に面した西側の環濠(濠 1)は斜面の傾斜が急斜度になる地形変換点に掘削されることにより、深さ以上に侵入が困難になる構造となる。環濠の掘削時期は詳らかではないが、廃絶時期は出土土器から山元 3~4 期と考えられる。

堅穴建物は越後平野に近い、丘陵平坦地の端で確認した。平面形は楕円形で、床面が 13 度西斜面へ傾斜し、斜面側半分は流出している。規模は長径が 6.3 m、短径が 4.5 m である。建物内からピ



写真 28 濠 3 (4 T) (南東から)



写真 29 濠 4 (30 T) (東から)

ットが 33 基確認できたが、支柱穴は特定できていない。地床炉は中央やや北東寄りで見出しており、中央付近の床面は硬化面が認められる。

掘立柱建物は丘陵の西端で見出された。1 × 1 間でやや歪な方形を呈しており、規模は長軸 3.6 m、短軸は 3.0 ~ 3.4 m である。



写真 30 1号竪穴建物（南から）

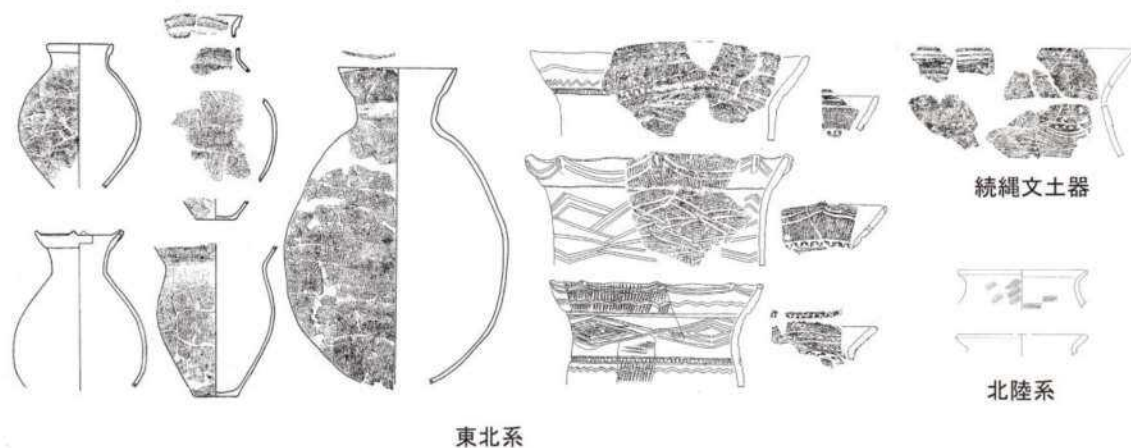


写真 31 1号竪穴建物（東から）

4. 遺物

出土土器は弥生時代後期の東北系が主体であり、そのほかに中期後葉の東北系、北陸系、後期の北陸系、続縄文土器が少量認められる。土器以外では石鏃、石錐、磨製石斧、環状石斧、磨石、砥石、管玉のほか、青銅製品である筒形銅製品、小型鉄剣、ガラス小玉が出土している。

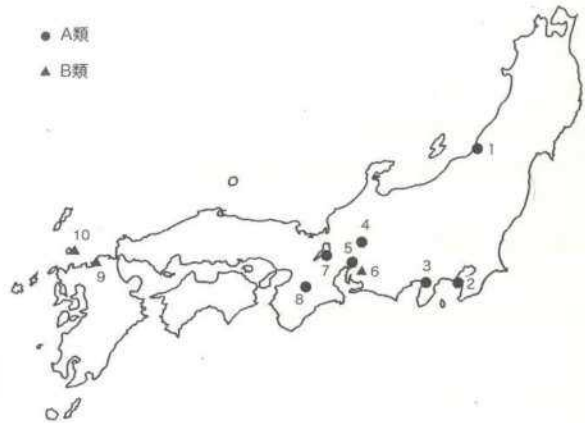
筒形銅製品は「剣の把、槍・剣の石突」あるいは「杖頭」といった用途が考えられるものである。県内での発掘調査による青銅製品出土例は本例のみで、筒形銅製品に限っても国内では本遺跡以外に 9 点しか確認されていない〔吉井 2019〕、稀少な遺物である。その分布は、九州北部と近畿・東海～南東北に偏在しており、分布域によって形態的特徴（A 類・B 類）を分けることができる（表 8、第 29・30 図）。山元遺跡のみが離れて存在しているものの、その形態は後者に分布する A 類に属する。



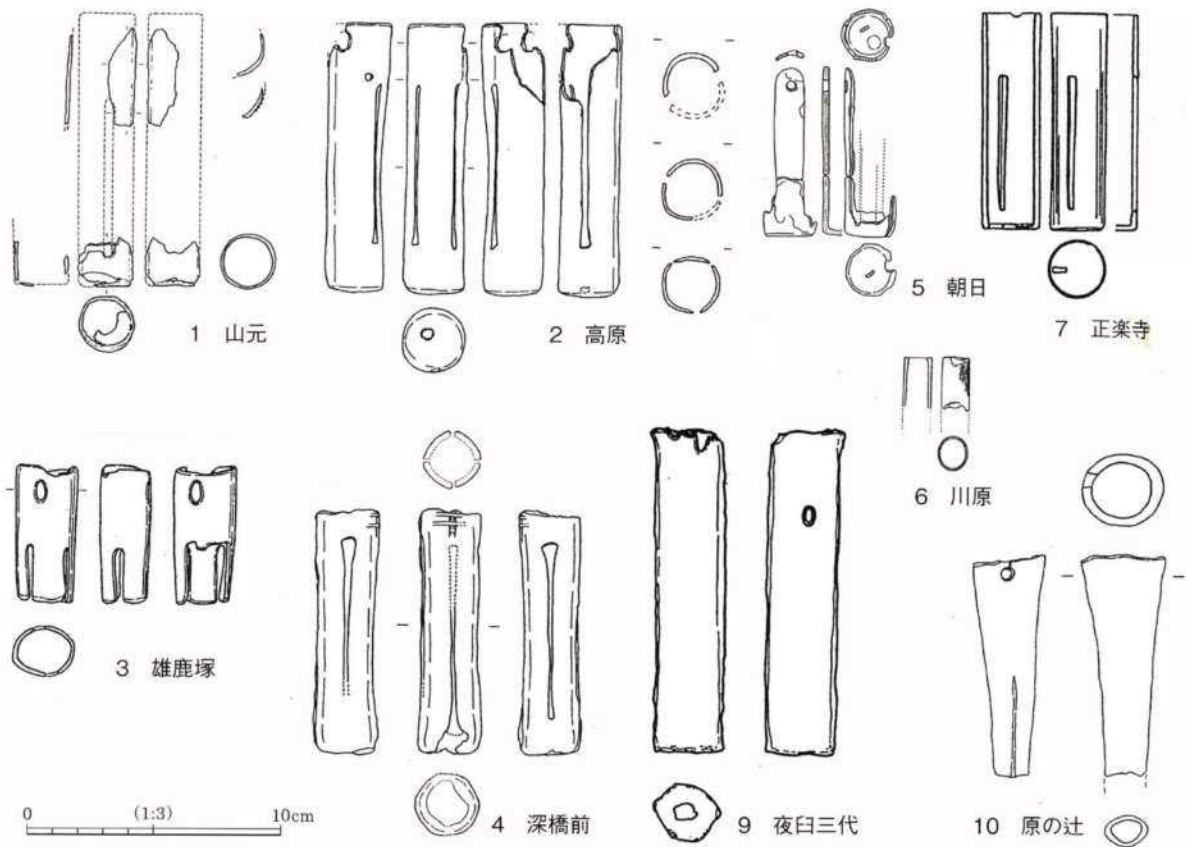
第 28 図 山元遺跡出土土器〔県教委 2009・市教委 2013〕



写真 32 筒形銅製品



第 29 図 筒形銅製品出土遺跡 [吉井 2019]



第 30 図 筒形銅製品 [吉井 2019]

表 8 筒形銅製品一覽表 [吉井 2019]

No	遺跡名	所在地	分類	形態的特長				出土状態	時期	
				サイズ	全形	透かし孔	上方孔			底面孔
1	山元遺跡	新潟県村上市	A類	大形	円筒形	1+	不明	(中央・円孔)	土坑墓	弥生後期
2	高原遺跡	神奈川県横須賀市	A類	大形	円筒形	3	2+1	偏・円孔	竪穴建物	弥生後期
3	雄鹿塚遺跡	静岡県沼津市	A類	(大形)	円筒形	4	1	(欠損)	竪穴建物	弥生後期
4	深橋前遺跡	岐阜県関市	A類	大形	円筒形	4	0	(大形孔)	竪穴建物	弥生後期
5	朝日遺跡	愛知県清須市	A類	中形	円筒形	4	1+	中央・方孔	包含層	弥生後期
6	川原遺跡	愛知県豊田市	B類	小形	円筒形	0	不明	(欠損)	方形窟溝墓	弥生後期
7	正楽寺遺跡	滋賀県東近江市	A類	大形	円筒形	3	0	偏・方孔	溝	弥生後期
8	大福遺跡	奈良県桜井市	A類	大形	円筒形	2/1段+2/2段	大2+小2	(不明)	包含層	弥生後期～古墳前期初頭
9	夜白三代遺跡	福岡県糟屋郡新宮町	B類	大形	円筒形	0	1	中央・略円	環濠	弥生後期
10	原の辻遺跡	長崎県志岐市	B類	大形	逆円錐形	0	1	(欠損)	土坑墓	弥生後期

ガラス小玉はSK1の副葬品として出土した完形品68点、破損品4点のほか、1号土坑墓の斜面より出土した破損品5点がある。県内の事例では、本遺跡のほかは多くても14点であり、本遺跡の出土点数が卓越した量であることがわかる。これらのガラス小玉は化学分析によりカリガラス製で、引き延ばし技法によるものという所見が得られており、淡青色という色調から、畿内との関係性が窺えるものである〔村上市教育委員会2013〕。

1号土坑墓の出土品を含む、破損したガラス小玉には、顕微鏡による観察から、人為的に破碎されたと判断できるものが認められた。1号土坑墓の遺物の出土は前述の通り特徴的で、土坑墓埋土の上層から出土した筒形銅製品（破損品）、破損したガラス小玉、石器、剥片は遺体を埋める途中に供えられたか、撒かれた状況であったと推測された。剥片や未使用の石鏃を副葬する埋葬形態は縄文文化の影響と考えられるものである〔設楽2008〕。

小型鉄剣は埋設土器Bに副葬されていたものである。長さ8.5cm、厚さ2.8mm程で、破損による修復・再生、または使い減りによって長さが短くなっていると推測される。鉄製品もその分布の中心は主に西日本である（第32図）。北陸では弥生時代後期後半には墳墓や方形周溝墓等に鉄剣を主体に副葬し、終末には鉄刀や素環頭鉄刀・刀子を主体とする副葬品序列へと変化するのに対して、東北系土器や縄文土器を主体とする東北地方以北は、土坑墓に刀子や農工具が副葬される事例が認められる。その中で、縄文土器の分域である北海道の町村農遺跡は土坑墓から短剣が出土しており、北陸と東北以北の関連が窺える〔吉井2013〕。

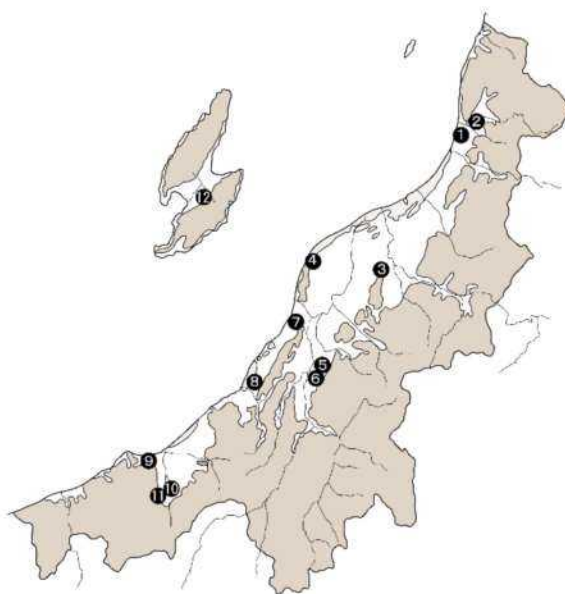
さらに、北方の文化的要素として山元遺跡では、僅かながら北海道～東北北部で認められる縄文土器（後北C1式）が出土している。元々の分布域である北海道南部から南下して青森の沿岸部、日本海側では秋田・山形両県を越えて直接山元遺跡をはじめ新潟で出土する状況にある（第33図）。



写真33 SK1出土ガラス小玉

表9 県内における弥生時代のガラス小玉出土一覧表〔県教委2009・柏崎市教委2019を参考に作成〕

No.	遺跡名	所在地	出土状態	点数	時期
1	山元	村上市	SK1	72点	
2	堂の前	村上市		1点	
3	古津八幡山	新潟市		2点	
4	大沢	新潟市	堅穴建物	1点	
5	横山	長岡市	表塚	1点	
6	原山	長岡市	表塚	3点	
7	大武	長岡市	包舎塚	5点	ガラス製丸玉1点を含む
8	西岩野	柏崎市	SK96	13点	
9	裏山	上越市	堅穴建物	6点	
10	釜蓋	上越市		14点	
11	吹上	上越市		1点	
12	蔵王	佐渡市		4点	古墳時代の可能性

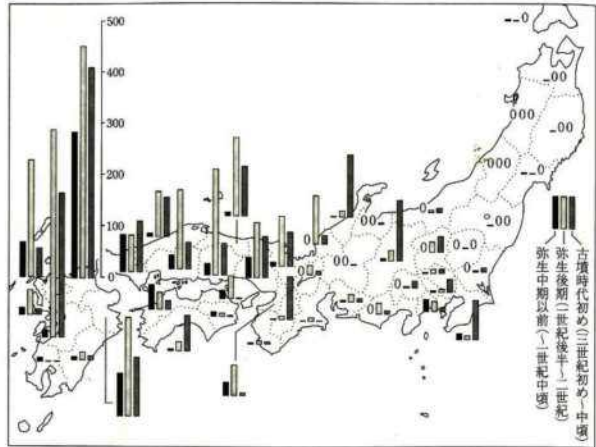


第31図 県内の弥生時代のガラス小玉出土遺跡〔県教委2009・柏崎市教委2019を参考に作成〕

筒形銅製品、鉄製品、統縄文土器といった分布が示すように、西方、北方とともに、飛び地的に分布が認められる状況から、日本海を介して様々な文物が山元遺跡にもたらされた〔村上市教育委員会 2018〕と考えられ、日本海における海上ルートが想定される。



写真 34 小型鉄剣



第 32 図 県別に見た鉄器の出土数〔寺沢 2000〕



第 33 図 主体的土器の様相と続縄文土器の分布状況〔石川 1992・2013 を参考に作成〕

第4章 山元遺跡の本質的価値

第1節 山元遺跡の本質的価値

前章までの発掘調査の成果等から、史跡山元遺跡の本質的価値について以下に明示する。

1. 国内最北の高地性環濠集落であること

山元遺跡は越後平野が眼下に広がる標高約40mの丘陵上に立地する。居住域を環濠が巡る高地性環濠集落として、現在のところ国内最北の遺跡となる。山元遺跡の特徴として、その幅や深さなど環濠の規模が小さい点、環濠が数カ所で途切れる点、部分的に2重、3重に濠がめぐる点が挙げられる。また、越後平野から死角となる環濠が浅いものの、越後平野に対峙する西側の環濠の掘削地点に地形変換点を選択していることから、越後平野側の防御を意識した造りと考えることができる。西方に由来する防御性の高い集落形態を取り入れていたことは、西日本における社会的緊張関係が情報として、東北系文化圏である当地まで至っていたことの証左となり、弥生時代後期後半の西方と東北の関係性を考える上で、山元遺跡の存在の意義は大きい。

2. 居住域と墓域が一揃いで確認され、弥生時代後期の集落の様相を把握できること

集落形態を知る上で居住域とともに墓域が確認されていることは、当該期の集落の様相を知る重要な手掛かりとなる。墓域は居住域と浅い谷を挟み北側に位置し、居住域とは明確に分かれていた。土坑墓と埋設土器が確認され、多種多様な遺物が出土している。土坑墓SK1から出土したガラス小玉の完形品は68点で、県内でも屈指の数であり、化学分析から畿内との関係性を示すという。また、筒形銅製品は威儀具と考えられ、東海や南関東を中心に全国で10例しか確認されていない稀少なものである。さらには鉄器化が進行する中で未だ石器の出土が多い当地域において、埋設土器の副葬品として小型鉄剣が確認されている。周辺の同時代の遺跡でもガラス小玉や鉄製品が出土しているが、その量や種類等は類を見ないものであり、当地域における山元遺跡の重要性を物語っている。

3. 北陸・東北両文化圏との境界領域に位置し、西方と北方の文化を受容した独特の文化を有すること

山元遺跡で出土した土器の様相は、弥生時代後期の東北系が主体となり、そのほかに北陸系の土器と北海道から東北北部が分布の中心となる続縄文土器が少量認められる。北陸以西よりもたらされた豊富な遺物、高地性環濠集落という集落形態を評価すれば、西方の文化的要素の北限となる。山元遺跡が東北系文化圏と北陸系文化圏のまさしく境界域に営まれた集落であるといえる。

一方で、土坑墓における剥片や破損したガラス小玉・管玉を撒いたような出土状況は、北海道・北東北の続縄文文化の影響を受けた墓制と推測され、わずかに認められた続縄文土器の出土からも北

方との交流が窺える。さらに、北方に影響を受けた墓制に、西方由来の遺物を用いるなど、西と北の要素を取り入れた独特の文化を形成している点で、広範な交流を示す遺跡として重要である。

この地域は、胎内市の城の山古墳の存在から前期古墳が波及する最北の地域であり、また、7世紀には北方の蝦夷に備えて淳足柵や磐舟柵が築かれた地と推定されることから、ヤマト政権の北方政策の影響を受けた地域となる。こうした北方と西方との境界領域がすでに弥生時代後期に存在していた可能性が山元遺跡から窺える。

4. 高地性集落に特徴的な景観・眺望を有すること

山元遺跡は標高 40m 程度の丘陵であるが、越後平野の北端に立地することで、南西側の眺望は弥生時代と大きく変わることなく現在でも良好である。晴れた日には角田山や弥彦山がはるか先に、また、日本海上には佐渡島が見渡せる。当時は眼下におそらく岩船潟が広がっており、豊富な出土品や様々な情報は、海上交通を介してもたらされたことは想像に難くない。西方と北方の人や物資、情報、文化を繋ぐ接点であり、西と北の境界であるこの地において、往時の歴史的な景観と眺望を想像できる点で貴重といえる。

第2節 山元遺跡を構成する要素

前節で示した本質的価値から山元遺跡の構成要素を特定する。各要素は以下のとおり分類される。

1. 本質的価値を構成する要素

山元遺跡の指定地内において本質的な価値を構成するものであり、積極的かつ優先的に保存、活用すべき要素である。

(1) 弥生時代の遺構

丘陵の平坦面及び平坦面に接する斜面域において、発掘調査により、本質的価値を構成する遺構が確認されており、今後の整備・活用における重点的な保護が必要とされる範囲となる。

A. 居住域

竪穴建物等が確認された標高 37.0m 前後の平坦面と、環濠を検出した平坦面下の斜面域が該当し、1～3 条の環濠が斜面部をめぐり、その内部に竪穴建物などの施設が構築される。確認された遺構は竪穴建物 1 棟、掘立柱建物 1 棟、環濠のほか、土坑、ピットである。

B. 墓域

確認された遺構は土坑墓、埋設土器、土坑、ピットである。墓域の中心は標高が最も高位となる北西部であり、次いで、東部に遺構のまとまりが見られる。墓域は土坑墓と埋設土器が群をなして構成される。北西部と東部の調査区の間は新潟県教育委員会によりわずかに調査がなされているのみであり、ほとんどが未調査区域となる。

(2) 弥生時代の遺物

発掘調査により出土した、弥生土器（中期後半の東北系・北陸系、後期の東北系・北陸系・続縄文）、石器（石鎌、石錐、楔形石器、磨製石斧、環状石斧、砥石、磨石等）、石製品（管玉）、金属製品（小型鉄剣、筒形銅製品）、ガラス小玉 78（完形品 68、破損品 10）である。

(3) 地形

高地性集落の特性を構成する丘陵部全体が本質的価値を構成する。丘陵平坦面及び環濠が作られた居住域の斜面域にかけては遺構が包含し、環濠より下部の斜面域は、調査実施地点では遺構が確認されていない範囲であるが、未調査部分が多く、今後の調査で遺構が確認される可能性がある。また、居住域と墓域を接続する浅い谷地なども含まれ、地形ごとに保全がなされている。

2. その他の構成要素

史跡指定地内において、本質的価値に関連する要素、取り巻く環境的要素で、計画的に保存・活用すべき要素である。

(1) 植生

史跡における自然的要素で樹木・草本類が含まれる。樹木は丘陵斜面域に落葉広葉樹林が広がり、それを取り囲むように林縁部を中心にスギ人工林がみられる。草本類は丘陵全体に多種が認められ、樹木と共に里山としての景観を形成している。第2章のとおりスギ人工林から落葉広葉樹林への置換が望ましい。

(2) 史跡の活用に必要なもの

平成 29 年に市教委で設置した境界杭及び、跡指定地内に所在する市有地である里道と、旧神納東小学校から史跡内斜面域を通り史跡に至る仮園路が含まれる。

(3) その他

史跡を南北に通る日本海沿岸東北自動車道の山元トンネル部分が含まれる。

3. 周辺地域を構成する要素

史跡指定地外における、史跡周辺を取り巻く環境的要素である。周辺遺跡や遺跡の活用に必要な施設が含まれる。

(1) 史跡周辺の関連遺跡、地形

山元遺跡と同時期、同様の立地のため関連性が考えられる八幡山遺跡、旧岩船潟が位置していた史跡より南西の景観が該当する。また、山元遺跡が立地する山居山丘陵を含む村上丘陵は越後平野の北端に位置し、旧岩船潟の潟端となることから、周辺を構成する要素となる。

(2) 史跡の活用に必要なもの

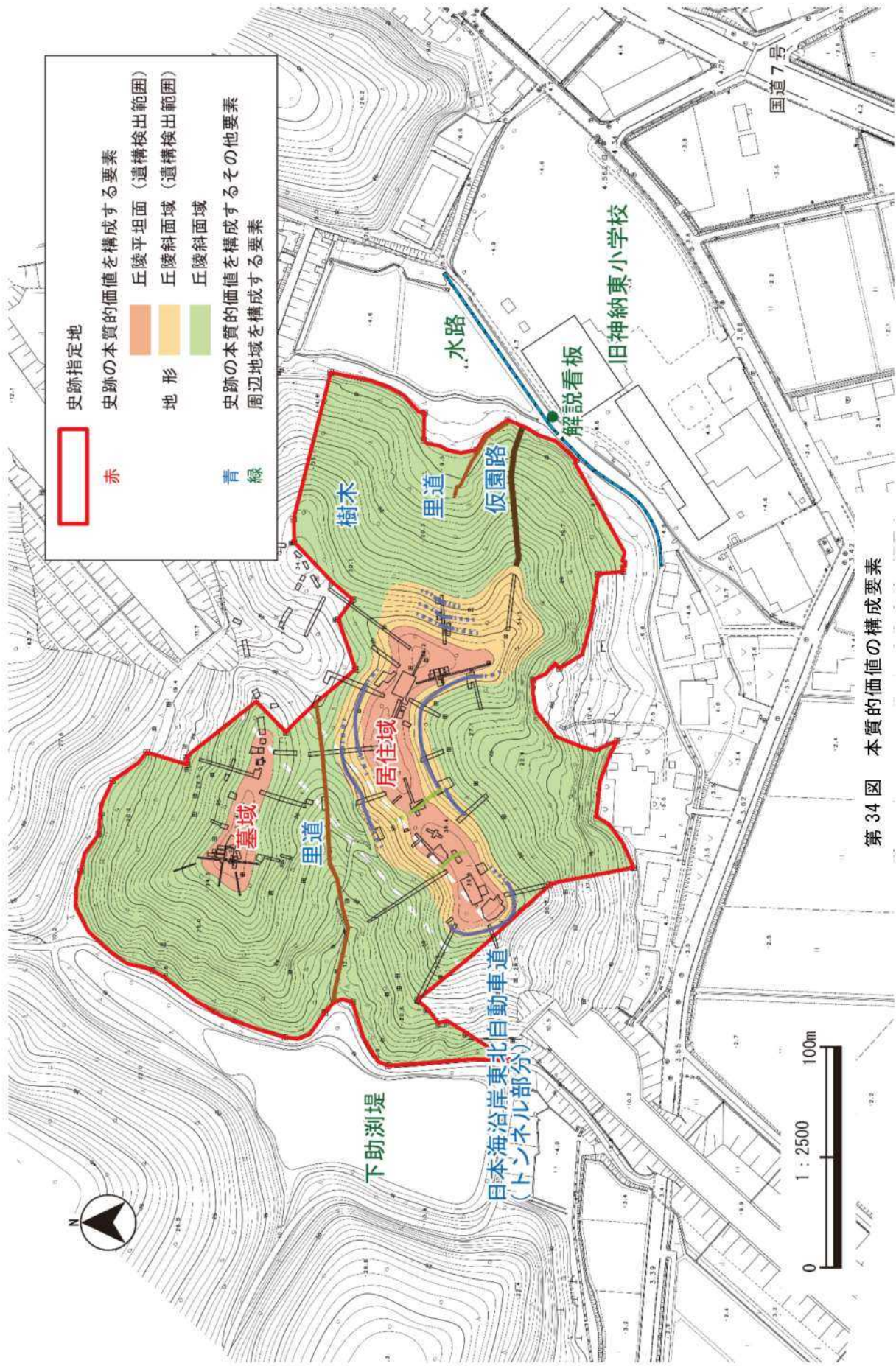
史跡外である、遺跡東側の出入口部分に設置された遺跡解説板と駐車場や便益施設として活用が期待される旧神納東小学校跡地が含まれる。

(3) その他

史跡への動線上にある農業用の水路、史跡の西側に隣接する下助潤堤が含まれる。

表 10 構成要素一覧

細目	区分	要素	
(1) 本質的価値を構成する要素 (指定地内)			
史跡	遺構	居住域 平坦面	竪堀 2 条、竪穴建物 1 棟、掘立柱建物 1 棟、土坑、ピット、溝
		斜面	環濠
	墓域		土坑墓 17 基、埋設土器 4 基、土坑、ピット、溝
	弥生時代の遺物		弥生土器 (中期後半の東北系・北陸系、後期の東北系・北陸系・続縄文)、石器、石製品 (管玉)、金属製品 (小型鉄剣、筒形銅製品)、ガラス小玉
自然的要素	立地する地形	丘陵平坦面～斜面域	
(2) その他の要素 (指定地内)			
自然的要素	植 生	針葉樹 (スギ林、保安林含む)、広葉樹 (コナラ、ホオノキ、クリ等)、草本類等	
管理	史跡の活用に必要なもの	仮園路、里道、史跡境界杭	
その他	建築物・工作物	日本海沿岸東北自動車道、山元トンネル	
(3) 周辺地域を構成する要素 (指定地外)			
歴史的要素	史跡周辺の関連遺跡等	八幡山遺跡、旧岩船潟、村上丘陵	
管理	史跡の活用に必要なもの	解説看板、旧神納東小学校跡地	
その他	建築物・工作物	下助潤堤、水路	



史跡指定地

赤

史跡の本質的価値を構成する要素

丘陵平坦面 (遺構検出範囲)

地形

丘陵斜面域 (遺構検出範囲)

丘陵斜面域

史跡の本質的価値を構成するその他の要素

周辺地域を構成する要素

青

緑

第34図 本質的価値の構成要素

(1) 本質的価値を構成する要素 (指定地内)



写真 35 墓域



写真 36 土坑墓 (SK1)



写真 37 埋設土器A



写真 38 竪穴建物



写真 39 居住域



写真 40 濠4

(2) その他の要素 (指定地内)



写真 41 樹木



写真 42 仮園路



写真 43 里道



写真 44 史跡境界杭



写真 45 山元トンネル

(3) 周辺地域を構成する要素 (指定地外)



写真 46 八幡山遺跡



写真 47 解説看板



写真 48 旧神納東小学校



写真 49 下助淵堤



写真 50 水路

第5章 山元遺跡の現状と課題

第1節 保存管理に関する現状と課題

1. 現状

(1) 遺構・遺物

- ・発掘調査終了後、大規模な埋め戻し土の流出は認められず、良好な状態を保っているが、部分的にブルーシートが露出している。環濠が確認された斜面域に大きな地形の変化はない。
- ・遺物は平成30年度に市指定文化財に指定され、現在はその一部を常設展示していることから、山元遺跡からは19km、市内の出土遺物を保管している村上市埋蔵文化財整理室から15km離れた縄文の里・朝日で保管している。

(2) 維持管理

- ・史跡指定地内の管理は市教委が行い、除草などの日常の維持管理及び定期的な点検に努めている。
- ・史跡指定地内の土地所有区分は、遺構が存在する丘陵平坦面の大部分が日本海沿岸東北自動車道の山元トンネルの法線上にあたり、国土交通省所管の国有地である。丘陵斜面域は民有地が多く、令和3年度より順次公有化を進めている。
- ・除草等を行う際には毎年、道路管理者（羽越河川国道事務所）に作業内容と立入の旨を文書により周知している。
- ・史跡内の道路及び山元トンネルの維持管理に伴う修繕を行う場合については道路管理者より現状変更等許可申請書の提出を受け、「軽微な現状変更」として村上市が許可をしている。

(3) 自然環境

- ・史跡指定地内の植生はコナラを主体とした落葉広葉樹林が多くを占め、そのほか史跡の林縁部を中心にスギ人工林がみられる。この状況はアカマツ林から遷移しているもので、いずれ原植生のウラジロガシ林に推移していくものと思われる。
- ・草本類が丘陵全体に多種が認められる。
- ・丘陵斜面域の樹木の成長により丘陵全体の眺望を阻害し、見通しが悪い。また、自然倒木が認められ、見学に支障があるものは玉切りにした上で、集積している。

(4) 調査研究

- ・史跡指定後は調査を実施しておらず、墓域と居住域に未調査部分が多く存在する。特に居住域については全体像が解明されていない。

2. 課題

(1) 遺構・遺物

- ・丘陵斜面域は、指定後から現在まで指定地内で土砂流出などの大きな地形変動は確認されていないが、調査において丘陵平坦面端部に崩落の痕跡が認められ、また、丘陵南側は土砂災害の特別警戒区域となっていることから、大雨などによる崩落等の災害が危惧される。
- ・遺物を分散して保管することによる防犯上のリスクが発生する。また、遺物を活用する際の運搬の距離が長く、破損する危険性が通常よりも高くなる。

(2) 維持管理

- ・遺構の保存や整備を行う上で、土地所有者や地域との調整を行いつつ、民有地の公有化を進めていく必要がある。また、国有地部分については史跡と道路が相互に現況を損なわないよう、関係機関との意思疎通や調整を図ることが求められる。
- ・山元トンネルについては、恒常的な修繕、また、災害等の緊急時対応の取り扱いなどが必要となるため、現状変更の取り扱い基準などに基づき適切な対応をとることが必要となる。
- ・丘陵斜面域には今後保護が必要な未指定地が存在するため、追加指定の検討を行う。

(3) 自然環境

- ・原植生に近い景観・環境を形成するため、スギは計画的な伐採等を行うことが必要である。
- ・眺望の確保・向上のため、適切な伐採・枝打ち等の対応が必要となる。
- ・樹木の枯損や倒木の把握と対応のため、日常的な点検を行う必要がある。また、玉切り処理をした倒木については搬出等の対応を検討する。
- ・植生の適切な管理を行うため、植生調査を行い、植生管理の方針と基準を定める必要がある。
- ・里山の価値を高めるため、動物・昆虫等の生物の様相を把握する必要がある。



写真 51 倒木状況



写真 52 倒木処理状況

(4) 調査研究

- ・史跡指定地全体の遺構の分布状況や居住域の様相を明らかにするための必要最小限の調査を検討する。調査にあたっては調査研究体制の確保・拡充と調査研究レベルの維持のための調査指導委

員会の設置を行う必要がある。

第2節 活用に関する現状と課題

1. 現状

(1) 催事等・情報発信

- ・史跡指定を記念したシンポジウムのほか、山元遺跡の出土品を利用して、村上歴史文化館や縄文の里・朝日で定期的に企画展示を開催している。
- ・市のホームページ上で、山元遺跡の情報発信を行っているほか、市民や観光者向けのパンフレットを作成し、市内の各施設で配布している。そのほかに旧神納東小学校での出前授業（平成25～27年）や遺跡周辺の6集落で構成される神納東地域まちづくり協議会のイベントに際して遺跡の紹介を行った。
- ・学校教育との連携として、令和4年度より市内の小学校における4～6年生が使用する社会科の資料集「わたしたちの村上市」に村上市内の史跡として山元遺跡が掲載されている。

表11 企画展示一覧

開催年	企画名	開催場所
平成21年(2009)	春の企画展 弥生時代から古墳時代の村上	縄文の里・朝日
平成22年(2010)	秋の企画展 縄文・弥生のアクセサリ展	縄文の里・朝日
平成23年(2011)	春の企画展 山元遺跡展	縄文の里・朝日
平成24年(2012)	春の企画展 日東道と村上の遺跡展	縄文の里・朝日
平成28年(2016)	冬季企画展 山元遺跡と弥生時代展	村上歴史文化館
令和3年(2021)	夏・秋の企画展 縄文モードと弥生トレンド ～縄文時代と弥生時代の装飾品～	縄文の里・朝日

表12 刊行物一覧

刊行年	名称
平成20年(2008)	『県内遺跡発掘調査報告書Ⅰ 山元遺跡』（新潟県教育委員会）
平成24年(2012)	『山元遺跡 市内遺跡発掘調査報告書Ⅱ』
平成30年(2020)	シンポジウム『山元遺跡は何を語るのか 一邪馬台国前夜の村上ー』記録集
令和2年(2020)	山元遺跡 普及啓発用パンフレット

※記載がないものの発行機関は村上市教育委員会

(2) 活用

- ・出土品は現在、縄文の里・朝日で保管され、一部を常設展示している。
- ・現地には遺構に係る表示や解説がない。
- ・令和2年まで神納東小学校が隣接していたため、防犯等から積極的な来訪を促すことが難しかった。

たとともに、指定地は民有地が多く占めることから史跡自体の活用が不十分である。

- ・村上市街地からはそれほど距離はなく、3 kmの範囲内に村上天跡や村上市郷土資料館等の史跡や文化施設があるが、周知が不十分で、山元遺跡まで足を運ぶ人は少ない。



写真 53 シンポジウム開催状況



写真 54 企画展開催状況 (H24)



写真 55 企画展展示解説状況 (H28)



写真 56 パンフレット・記録集



写真 57 村上市ホームページ掲載状況



写真 58 社会科資料集掲載状況

2. 課題

(1) 催事等・情報発信

・未だ市内外への周知が不足しているため、イベントの継続な実施のほか、出土品の公開・情報発信・PRの強化・充実を図る必要がある。

(2) 活用

- ・現地は遺構が埋め戻されており、説明なしでは訪れても往時の集落の様子を想像することが難しい。また出土品を史跡の周囲において常に公開する場所がなく、現地と出土品の一体的な活用ができていない。
- ・史跡の活用自体があまり進んでいない状況であるため、他の史跡や文化財、観光施設などとの連携を図り、歴史資源・地域資源としての価値を高める必要がある。また、学校教育・生涯学習との連携、地域団体、関係各所との協働を充実させ、遺跡の周知とともに、郷土への愛着、誇りを醸成し、地域の活性化を目指すことが重要となる。
- ・現地を訪れる機会を創出するために、歴史的な部分だけでなく、里山の景観、自然環境を生かした、市民の健康増進、レクリエーションの場としての活用・整備を推進する必要がある。

第3節 整備に関する現状と課題

1. 現状

(1) 保存のための整備

- ・本計画により、今後の整備に係る方針等の検討を進めている。
- ・現状保存されている遺構や、丘陵斜面等について保存・防災に係る整備が未実施で、毀損の有無の確認のため巡視・経過観察を行っている。

(2) 活用のための整備

- ・丘陵頂部からの眺望は、越後平野側以外は樹木が繁茂しており、確保できていない。越後平野側も樹木の成長により見通しが悪くなっている。
- ・史跡の出入口となる旧神納東小学校裏に遺跡の説明版を設置したほかは、現地に遺構表示や解説がなく、遺跡の内容を実感することができない状況である。
- ・ガイダンス施設や便益施設がなく、前節のとおり、史跡と離れた縄文の里・朝日で出土品の一部の常設展示を行っている。
- ・史跡へのアクセス、誘導を促す看板等が未配備である。
- ・史跡の出入り口と動線が1本しかない。現在の丘陵頂部に至る仮園路は急勾配な箇所がある。本来の丘陵頂部への動線と考えられる下助淵堤側が未整備である。
- ・環濠が所在する斜面上部と日本海沿岸東北道のトンネルまで遮蔽物がなく安全上の問題が懸念される。

2. 課題

(1) 保存のための整備

- ・本計画策定後、遺構の保護や環境保全に係る整備方法を検討し、整備基本計画を策定する必要がある。
- ・遺構の保存を行う上で必要な整備、災害に対して防災・減災対策を講じるための整備に係る各種の調査等が必要である。

(2) 活用のための整備

- ・高地性集落の特徴の一つとなるロケーションの良さを最大限に活かすことが重要であるが、越後平野側以外の眺望がほぼないことから、各方面の眺望確保を目的として、里山の景観の保全を前提としながら樹木の管理と計画的な伐採を行う必要がある。
- ・来訪者に遺跡の内容を体験・理解してもらうためには、地下保存の遺構の表示・表現や解説板の設置について検討する必要がある。
- ・史跡の利用に際して、史跡指定地周辺にはトイレ、史跡指定地にはベンチ等の便益施設やガイダンス環境が必要となる。史跡への導入部分を担うのは旧神納東小学校跡地となるが、旧校舎は主に子育て支援施設として利活用が予定され、体育館は「村上市屋内遊び場」として令和4年4月から利用されている。今後も本史跡の遺物の常設展示にあたっては引き続き縄文の里・朝日を活用するため、誘導する方法を検討するとともに、現地でも史跡への一定の理解を促す効果の高いガイダンス環境を創出することが求められる。また、現地での駐車場や便益施設の利用、パンフレットの設置等で旧小学校を所管する関係部局と連携していくことが必要である。
- ・史跡の活用を促進させるためには史跡までのアクセスの明確化が必要である。
- ・史跡を十分に体感するにふさわしい動線が求められ、そのための園路を整備する必要がある。
- ・見学者に対する必要な安全の確保を検討する必要がある。



写真 59 1号竪穴建物現況
(写真 28 と同方向)



写真 60 旧神納東小学校駐車場現況

第4節 運営・体制に関する現状と課題

1. 現状

史跡の管理団体である村上市教育委員会生涯学習課文化行政推進室が保存活用に係る業務を主管している（第1章第3節参照）。史跡の保存管理に際しては、土地所有者、関係機関との調整を行っている。

2. 課題

引き続き管理団体として史跡の保存管理・活用・整備といった責務の遂行を生涯学習課文化行政推進室が担当するべく、その人員の充実などの体制づくりが必要不可欠である。また、今後の本格的な整備・活用においては、生涯学習やまちづくりといった面で、庁内の関係部局との意思疎通、情報共有を要する。

そのほか、新潟県、関連自治体、地元地区を中心に組織した国史跡山元遺跡保存会をはじめとする市民団体、地域住民等との協働体制の構築と強化が必要である。また、より広域的に、他市町村や研究機関とのネットワーク形成に取り組む必要がある。

第6章 大綱と基本方針

第1節 大綱

山元遺跡は弥生時代後期を最盛期とする国内最北の高地性環濠集落で、東北地方と北陸以西の文化的要素が重なる独特の文化を有することから、当該期の集落の実態を解明する上で貴重でかつ重要な遺跡である。その史跡としての本質的価値を確実に保護していくために、前章における現状と課題を踏まえて、史跡山元遺跡の保存活用に係る大綱を以下のように定める。

大綱

- ・本質的価値を構成する諸要素の保存を行い、次世代に確実に継承する
- ・史跡の日常的な維持管理及び定期的な点検を実施する
- ・史跡及びその周辺における調査・研究を継続する
- ・史跡を周知するための情報発信を促進・強化する
- ・歴史と自然が一体となった整備を実施する
- ・地域と協働した活用を図り、地域の活性化を目指す

第2節 基本方針

1. 保存管理の基本方針

- ・史跡山元遺跡の本質的価値を損なうことなく保存し、確実に次代へと継承する。
- ・地下遺構の確実な保存に努めるとともに、丘陵の景観・自然環境を一体的に保全する。
- ・本質的価値を守るため、現状変更行為への基準を定め、史跡の保存管理、活用、整備に資するもの以外は原則的に現状変更を行わない。
- ・日常の維持管理を行い、史跡を適切な状態に保つとともに、状況把握に努める。
- ・日本海沿岸東北自動車道のトンネル部分について関係機関と取り扱いの調整及び情報共有を図る。
- ・史跡としての本質的価値を有すると思われる史跡未指定地の保護を目的に、追加指定と公有化を目指す。
- ・新たな本質的価値の付加等を目的に調査研究を推進する。

2. 活用の基本方針

- ・本質的な価値の中でも特に、発掘調査から明らかとなった歴史的な事実、背景、環境を広く市民

に認識・理解してもらうべく情報発信を強化する。

- ・ 史跡の存在を、その地域の歴史を考え、郷土への理解を深める役割を担う一つとするべく、学校教育・生涯学習で活用し資する機会を積極的に創出する。
- ・ 歴史的な面に限らず、里山としての自然環境を積極的に活用し、市民のレクリエーション、健康増進の場に資する。

3. 整備の基本方針

- ・ 史跡の本質的価値を損なわないことを前提に、山元遺跡の特徴や眺望を最大限に生かした整備を検討する。
- ・ 市民目線で必要と思われる基本的な解説板の設置や遺構表示などの整備を推進し、来訪者の史跡の理解を深めてゆく。

4. 運営、体制の基本方針

- ・ 史跡の保存管理、活用、整備を確実に遂行するために必要な組織体制の確保と充実を図る。
- ・ 庁内関係部署、文化庁、新潟県との連携強化を図る。
- ・ 長期的な史跡の活用・整備を図るため、学校や民間団体など、地域と協働すると共に他市町村や研究機関との連携を行う環境を形成する。

第7章 保存管理の方向性と方法

第1節 保存管理の方向性

山元遺跡は地域の誇るべき貴重な史跡であり、後世に伝えていくためには、適切な保存管理が行われなければならない。以下に保存管理に係る方向性を示す。

A. 本質的価値の確実な保存

史跡山元遺跡の本質的価値を構成する要素を損なうことなく適切に保存し、確実に次世代へ継承する。そのために、保存管理に係る地区を設定し、地区ごとの保存管理方針とその方法を定める。

B. 眺望・景観・自然環境の一体的な保全

山元遺跡は市街地から近く、身近に自然と触れ合える環境を有する。良好な眺望と、里山としての景観、自然環境を一体的に保全していく必要があるため、民有地の公有化を進めながら、植生や環境に係る現況把握に努め、適切な管理を行う。

C. 日常的な維持管理と定期的な点検

山元遺跡は現状で、地下遺構、地形ともに良好な状態を保っていることから、引き続き日常の維持管理及び定期的な点検に努める、毀損等が発生した場合に迅速な状況把握と必要な対策の検討が行われるように努める

D. 地域や関係各所との協働による保存管理

史跡指定地内は日本海沿岸東北道トンネル法線上が国交省の所管、その他大部分は民有地であり、その保存管理には土地所有者、関係各所との調整が不可欠である。特に、山元トンネルについては災害時等の緊急事態での現状変更等の設定が必要である。また、地域との情報共有や連携を密にしながら協働による保存管理を目指す。

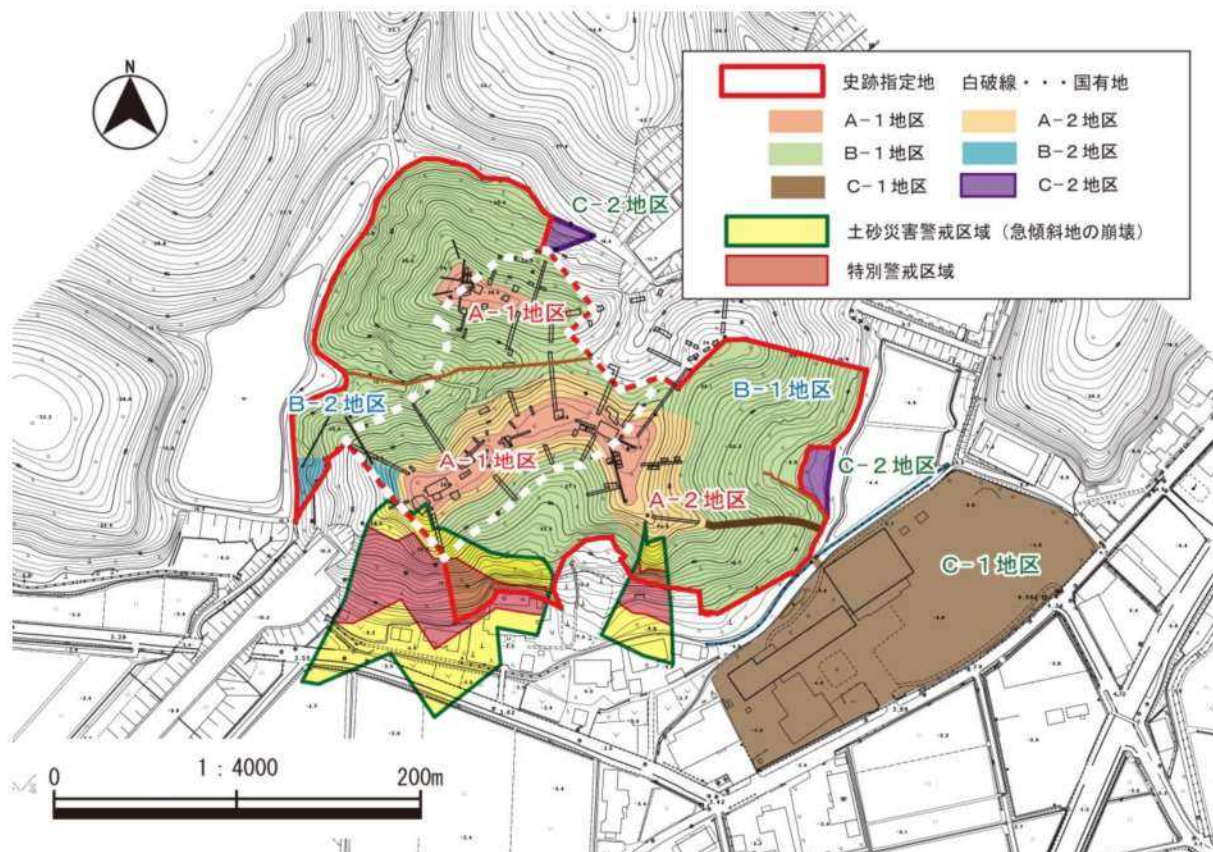
E. 山元遺跡の調査・研究の推進

居住域・墓域ともに未調査部分が多く存在し、良好に残る地下遺構はまだその全貌が明らかとなっていない。本質的な価値をさらに高めるための研究を継続するとともに、新たな本質的価値の付加や整備に資するための発掘調査を実施する。

第2節 保存管理の方法

1. 地区区分と保存管理方針

山元遺跡の保存管理に係る地区区分を第35図に、地区ごとの現状と保存管理方針を表13に示した。



第 35 図 保存管理に係る地区区分

表 13 各地区における保存管理の現状と保存管理方針

地区区分	地区概要／構成要素	保存管理に係る現状	保存管理方針
指定範囲	A地区	<ul style="list-style-type: none"> ・調査区は埋め戻しが行われており、現状では良好な状態を保っている。 ・墓域と居住域のほとんどが国有地である。 ・居住域は未調査部分が多く、集落の全体像は把握できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・山元遺跡の本質的な価値を構成する要素である遺構・遺物を確実に保存する。 ・民有地の公有化を計画的に行う。 ・本質的価値を高めるため、必要に応じた調査の実施を検討する。
	A-2地区：環濠（遺構確認丘陵斜面域）	<ul style="list-style-type: none"> ・調査区は埋め戻しが行われており、現状では良好な状態を保っている。 ・樹木が茂る箇所があり、丘陵頂部からの眺望を害す状況となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・山元遺跡の本質的な価値を構成する要素である遺構・遺物を確実に保存する。 ・遺構とともに地形の保全を行う。 ・里山の景観を保全しつつ、眺望の向上・確保のため樹木の適切な管理を行う。 ・民有地の公有化を計画的に行う。

	B地区	B-1地区：墓域・居住域・環濠以外の丘陵斜面域	<ul style="list-style-type: none"> 丘陵地形はほぼ全域に樹木が茂り、里山の自然的景観を有している。一方で越後平野側を除き、丘陵頂部からの眺望を害す状況となっている。 史跡南側は土砂災害警戒区域に指定されている。 大部分が民有地である。 	<ul style="list-style-type: none"> 地形・自然環境の保全を行う。 里山の景観を保全しつつ、眺望の向上・確保のため、樹木の適切な管理を行う。 民有地の計画的な公有化を行う。
		B-2地区：丘陵斜面域（保安林）	<ul style="list-style-type: none"> 史跡南西には土砂崩壊防備保安林の区域である。 	<ul style="list-style-type: none"> 伐採は基本的に行わない。
	全地区	日本海沿岸東北自動車道、山元トンネル法線上範囲	<ul style="list-style-type: none"> 山元トンネル法線上は国有地であり、道路法の規制区域である。 道路及び山元トンネルの維持管理に係る修繕等が行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> トンネル内及びトンネル上部の災害時及び日常の維持管理の取り扱いについて検討を行う。
史跡指定範囲外	C地区	C-1地区：活用に資する地区	<ul style="list-style-type: none"> 旧神納東小学校敷地は今後子育て支援施設として利活用される予定のため、駐車場を含め現状では未整備である。 	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の導入部としての利活用が求められるため、関係部署との調整等を行う。
		C-2地区：未指定地区	<ul style="list-style-type: none"> 丘陵斜面域に未指定範囲がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 未指定地区の追加指定及び公有化を行う。
		C-3地区：4車線化工事範囲（範囲未定）	<ul style="list-style-type: none"> 日本海沿岸東北自動車道の4車線化に伴う、新たなトンネル坑口工事の計画がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 工事範囲の最小化も含め、関係各所と調整を行い、未施工地については追加指定をする。

2. 保存管理の方法

(1) A地区

A. 本質的価値を構成する要素

ア. 遺構

現状では調査区埋戻し後の排土流出などの地下遺構の毀損は見られないが、引き続き定期的な点検を行い、現状保存に努め、必要に応じて保護盛土を行う。現状ではA地区全体が園路を兼ねているため、除草など日常の維持管理も必要となる。

遺跡の様相を把握する、あるいは、整備に必要な所見を得るための追加調査を行う際は、関係機関や第三者による委員会の指導を得ながら計画的かつ必要最小限を前提として調査を実施する。

イ. 遺物

出土遺物は遺物管理台帳を基に適切に保存管理する。

(2) B地区

A. 本質的価値を構成する要素

ア. 自然地形

現状維持に努めつつ、崩落等による毀損が発生した際には早期に確認できるよう定期的な点検を行う。

B. そのほかの要素

ア. 植生

里山としての景観・自然環境を保全し、原植生に近い植生を形成するため、スギ等は計画的な伐採を行う。また、丘陵頂部からの眺望を確保するため、阻害する樹木の伐採・枝打ち等を行う。なお、これらの伐採等を行う前には植生調査を実施したうえで、保存管理に係る地区に応じた植生管理計画を定める。

草本類については前述の植生調査において、併せて希少種の有無等の把握に努める。また、動物・昆虫等の生物の様相についても把握していくこととする。

倒木の恐れや見学者に危険となる樹木の把握のため定期的な点検と、倒木に対する処置などの日常の維持管理を行う。

イ. 仮園路・里道

当面は定期的な点検及び日常的な維持管理を行い、現状維持に努め、毀損が生じた場合復旧・修繕を実施する。

(3) 山元トンネル法線上範囲

山元トンネル法線上については国有地であり道路法の適用範囲となるため、工作物等を設け、継続して道路を使用しようとする場合（例：史跡の管理に必要な施設（標柱、解説板、境界杭、囲い等）の設置）は、道路法第32条により道路の占有の許可を受けなければならない。また、その他の現状を変更する行為を行う際には事前に羽越河川国道事務所と協議をするものとする（詳細は第3節-2. - (2) 現状変更等の取り扱い基準を参照）。

(4) C地区

A. 活用に資する地区

旧神納東小学校跡地については、この先、子育て支援施設として利活用される予定となっており、所管外となるが、史跡の導入エリアになることは間違いないことから、関係部署との連携し、活用を図る。

B. 未指定地区

B地区と同じ扱いを要し、今後追加指定を検討する地区である。

第3節 現状変更等の取り扱い方針・取り扱い基準

1. 現状変更の許可等に係る手続き

文化財保護法（以下、「法」）の第125条の規定に基づき、史跡の現状を変更し、または保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは文化庁長官の許可が必要となるが、同条ただし書において、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合はこの限りではないと定められている。また、文化財保護施行令第5条第4項に示された現状変更行為については、当該都道府県又は当該市の教育委員会（史跡山元遺跡は村上市教育委員会）がその事務を行う。

2. 現状変更等の取り扱い方針

史跡の本質的価値を損なう行為は、原則として認めない。ただし、史跡の保存管理・活用・整備及び景観保全上で必要なものについては、地下遺構及び地形等の史跡の本質的価値に影響を及ぼさないことを前提に認めることとする。

現状変更の許可に際しては必要に応じて発掘調査や村上市教育委員会文化財担当職員による工事立ち合い等を実施する。

3. 現状変更等の取り扱い基準

（1）現状変更の行為

史跡内での現状変更の対象となる行為は以下のものがあげられる。

- ア. 史跡の本質的価値の保存に資する行為
- イ. 史跡の活用にあつては整備
- ウ. 史跡の保存・活用・整備に伴う発掘調査
- エ. その他の現状変更を必要とする行為

（2）現状変更等の取り扱い基準

史跡内での現状変更の対象に係る取扱い基準を、表14に示す。なお、史跡内の国土交通省用地において現状変更（「樹木の植栽」、「樹木の伐採」を除く）を行うにあたっては、既存の山元トンネルで受ける外力が変化し、トンネル本体に影響する可能性があることから、トンネルの支障の有無を確認する必要があるため、事前に羽越河川国道事務所と協議をすることとする。

表14 現状変更等の取扱い基準

区 分	取扱い基準	許可権者
史跡整備	史跡の保存管理・活用・環境保全上必要となる場合、地下遺構に影響がないものについては認める。	文化庁
発掘調査	史跡の整備等で必要な場合において、最小限の	文化庁

	範囲で行うものは認める。	
建築物の新築、増築、撤去	原則的には認めない。	文化庁
工作物の新築、増築、撤去	史跡の保存管理・活用・環境保全上必要なもの以外認めない。	文化庁
園路・管理用道路の建設、改良	史跡の保存管理・活用・整備・環境保全上必要で、地下遺構に影響がなく、地形に大きな変化を伴わないものは認める。	文化庁
埋設物の新設、改修、撤去	史跡の保存管理・活用・整備・環境保全上必要なもの以外は認めない。	文化庁
樹木の植栽	史跡の保存管理・活用・整備・環境保全、防災上必要なものは認める。	文化庁
樹木の伐採	史跡の保存管理・活用・整備・環境保全、防災上必要なものは認める。	村上市
地形の変更	史跡の保存管理・活用・整備・環境保全・防災上必要な場合以外認めない。	文化庁
史跡の管理に必要な施設（標柱、解説板、境界杭、囲い等）の設置	地下遺構に影響がないものは認める。	村上市

(3) 現状変更を要しない行為

以下の表 15 に示す行為は根拠法令により、現状変更等の許可を要しない。

表 15 現状変更等の許可を要しない取り扱い基準

区 分	取扱い基準	根拠法令
維持の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状復旧 ・ 毀損の拡大を防止するための応急の措置 ・ 毀損の復旧不可の部分の除去 	法第 125 条 規則第 4 条（※ 1）
非常災害のための応急措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の発生による応急措置 ・ 緊急対応が必要な際の現状復旧 	法第 125 条
保存に影響を及ぼす行為で影響の軽微なもの	■ 掘削等土地の形状変更を伴わない下記の行為 <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常の維持管理行為 <ul style="list-style-type: none"> ● 史跡内の除草、清掃等 ・ 樹木の維持管理行為 <ul style="list-style-type: none"> ● 樹木の枝打ち、倒木の処理等 ・ 工作物、道路等の維持管理行為 <ul style="list-style-type: none"> ● 日本海沿岸東北自動車道法線内における、道路、トンネル、その他工作物に係る補修等（※ 2） 	法第 125 条

※ 1）特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

※ 2）但し、内容・期間等について村上市教育委員会に周知すること。

第4節 指定地の公有化の方針

史跡指定地内には国有地、市有地、民有地がある。国有地は現状を維持し、民有地については保存管理の観点から指定地内全域の公有化を行う。

第5節 追加指定の方針

史跡指定地に隣接し、今後史跡と同様の保護が必要とされる地区については、今後所有者の同意を得て、追加指定を行うものとする。また、施工時期が未定であるが、日本海沿岸東北自動車道が将来的に4車線化する計画があり、新たなトンネル坑口の建設地にあたる指定地外の工事予定範囲については、その範囲が最小化されるよう関係機関に働きかけ、工事終了後、未施工地は追加指定を行う。

第6節 周辺遺跡の方針

山元遺跡の東800mの丘陵に立地する八幡山遺跡は表採遺物(写真61)から弥生時代後期の高地性集落と考えられており、本史跡との関連性が窺える。

山元遺跡の新たな価値付けを行うためにも、八幡山遺跡の将来的な発掘調査の実施を検討する。



写真61 八幡山遺跡採集遺物

第8章 活用の方向性と方法

第1節 活用の方向性

山元遺跡を将来にわたり保存し継承していくために、積極的な情報発信と持続的で効果的な活用を推進していく。さしあたっては、史跡が所在する神納東地区の住民や、周辺の小中学校を中心に山元遺跡が地域に根ざすような活用を行い、徐々に村上市民、近隣市町村、その他来訪者へとその効果を波及させていくことを目指す。以下、活用における方向性を示す。

A. 山元遺跡の存在と本質的価値についての情報発信

基本方針を踏まえ、まずは、山元遺跡の存在を広く周知することを第一とし、これまでの調査研究で明らかになった本質的価値を積極的に発信することで、情報に接した人の興味・関心を引き、効果的な活用を図っていく土台を築く。

B. 歴史資源としての活用

歴史的要素は、史跡の本質的価値の最も基本で核をなす部分である。学校教育・生涯学習と連携しながら、山元遺跡の価値とともに、弥生時代の社会や環境などの歴史的背景、同時期の遺跡、文化財を織り交ぜ、一体として活用し、村上市の歴史を考える一助とする。また、他市町村や研究機関等と連携しつつ、調査研究が進展し新たな価値づけがなされた際は、その成果を反映させ、活用の方向性・方法も更新していく。

C. 地域資源としての活用

地域の理解・協力がなくては、史跡の確実な保存は成しえないため、地域と協働した活用を行い、郷土に対する愛着を育み、史跡の保護の気風を高めていくことが求められる。また、史跡が身近な存在となることにより、日常的に利活用される場としていく。加えて、将来的に行政主体の活用だけでなく、地域住民が主体となる活動が行われるような環境を整えていく。

D. 里山としての活用

山元遺跡は丘陵全体が自然溢れる里山である。豊かな植生のほか、丘陵からの眺望は越後平野の四季折々の景色を楽しむことができることから、自然観察の場として、また、園路や周遊ルートを整備すれば、健康増進の場としてするnするの利用が期待できることから、自然的要素を生かした活用を図っていく。

E. 他の文化財や文化施設と連携した活用

村上市には国史跡である村上城跡や平林城跡のほか、県史跡や指定文化財を有する。それらと連携することで、村上市の魅力を支える一助とし、関心を高めていく。

第2節 活用の方法

1. 学校教育における活用

山元遺跡を次世代に確実に継承していくには将来の担い手である子どもたちに地域の歴史文化に親しみを持ち、史跡への興味や関心を高める活用に取り組む。

具体的な取り組みとしては、小・中学校における出前授業や現地見学などの学習機会を創出し、生きた教材、地域学習の素材として史跡や遺物を活用する。また、歴史や文化だけでなく、自然・環境に係る学習にも取り入れられるし、効果を高めていく。

遺物を常設展示している縄文の里・朝日と連携を図り、土器づくりなどの体験学習等のプログラムを企画するなどの検討も行っていく。

学校教育との連携は持続的に行われるべきであることから、学習カリキュラムや史跡の本質的価値など相互の情報共有を図り、学校教育が求める史跡の活用方法を常に模索していく。また、社会科学資料集への史跡の掲載を継続して行い、必要に応じて更新をしていく。



写真 62 小学校での遺跡の紹介

2. 生涯学習における活用

本市の事業である「むらかみ出前講座」では、史跡に関係するものとして「村上歴史講座」、「村上市の文化財めぐり」、「発掘調査からみた村上市の歴史」といった講座を企画しており、引き続き取り組んでいくとともに、内容の拡充を検討する。また、現地見学会や遺物を用いた企画展、シンポジウム・講演会・歴史講座等を開催し、子どもから大人まで様々な年代の方が学ぶ機会を創出することにより、興味や関心を高めていく。

3. 地域と連携した活用

これまで神納東地域まちづくり協議会が主催するイベントで史跡の紹介や山元遺跡の仮園路の簡易整備などを行ってきた（写真63）。また、令和4年3月には神納東地域の住民有志を中心に地域づくりに資するため史跡山元遺跡保存会が設立された。史跡に最も身近な地域コミュニティの活動こそが、地域に史跡が根ざし、活性化する原動力となるため、今後も地域の活動や行事と関連付けた活用を重視し、連携を強化・深化させていくことが必要である。活用に際しては大規模なイベントだけではなく、地域と文化財保護部局とが協働した日常の維持活動など、地域に過度な負担をかけない取り組み、大人と子どもが一緒に参加できる取り組みなどを模索する。

本市の文化関連施設として村上市郷土資料館、村上歴史文化館、縄文の里・朝日がある。縄文の

里・朝日では山元遺跡の遺物の一部を利用して常設展示を行っており、今後展示の拡充・更新をしていく（写真64）。現地と縄文の里・朝日は19km離れており、史跡と出土品を一体的に活用することは難しいが、連携できる企画を検討することで、相互の魅力向上につなげたい。

村上歴史文化館では毎年冬季に発掘調査成果を基にした企画展示を開催しているほか、村上市郷土資料館は村上大祭で曳き回される「おしゃぎり」や村上歴代城主の関連資料などが展示されている。これらの文化施設や市内に所在する史跡や文化財と連携して活用することで地域の歴史を一体的に学び・知る機会を創出する。そのために関連施設等とのルートを設定することで回遊性を高め、イベント等の開催で協働を図る。



写真 63 神納東地域まちづくり協議会主催イベントでの活動
左：神納東ふれあい市（R元）、右：山元遺跡仮園路整備（H28）



写真 64 縄文の里・朝日での常設展示状況

4. 情報発信

既に本市のウェブサイトにおいて山元遺跡の情報を掲載しているが、さらなる史跡の価値、魅力を発信すべく、サイトの更新・充実を図るとともに、SNSの運用も検討する。

広報用に作成したパンフレットは配布を継続しつつ、新たに判明した事実等を随時更新していく。また、子供向けの広報資料を作成するなどわかりやすさを追求した発信を検討していく。

現在、現地で調査成果を視覚的に理解できる状況にはないが、スマートフォンやタブレットなどのデジタル通信機器を用いたAR技術等による視覚的な情報提供を検討する。

5. 自然観察・健康増進の場としての里山の活用

丘陵の豊かな自然環境を活かして、自然愛好団体との連携を図り、自然観察会など定期的なイベント開催を目指す。また旧岩船潟周辺に広がる田園風景や角田山・弥彦山を望める抜群の眺望を推した活用を進める。

コロナ禍においても密が回避できることから、登山やウォーキングなどの活動による健康増進が注目されている。付近には村上天跡（標高135m）、山居山（標高98m）、下渡山（標高251m）など登山道を有する里山のほか、山元遺跡の西の浦田山丘陵に立地する諸上寺山周辺のウォーキングコースがあり、市内外の人々に利用されている。山元遺跡は周囲の里山と比べて標高が低く、未就学児から高齢者まで広く来訪が期待できる。また、眺望や環境は里山ごとにそれぞれであることから、上記の里山と周遊コースを設定するなど将来的な連携を検討する。



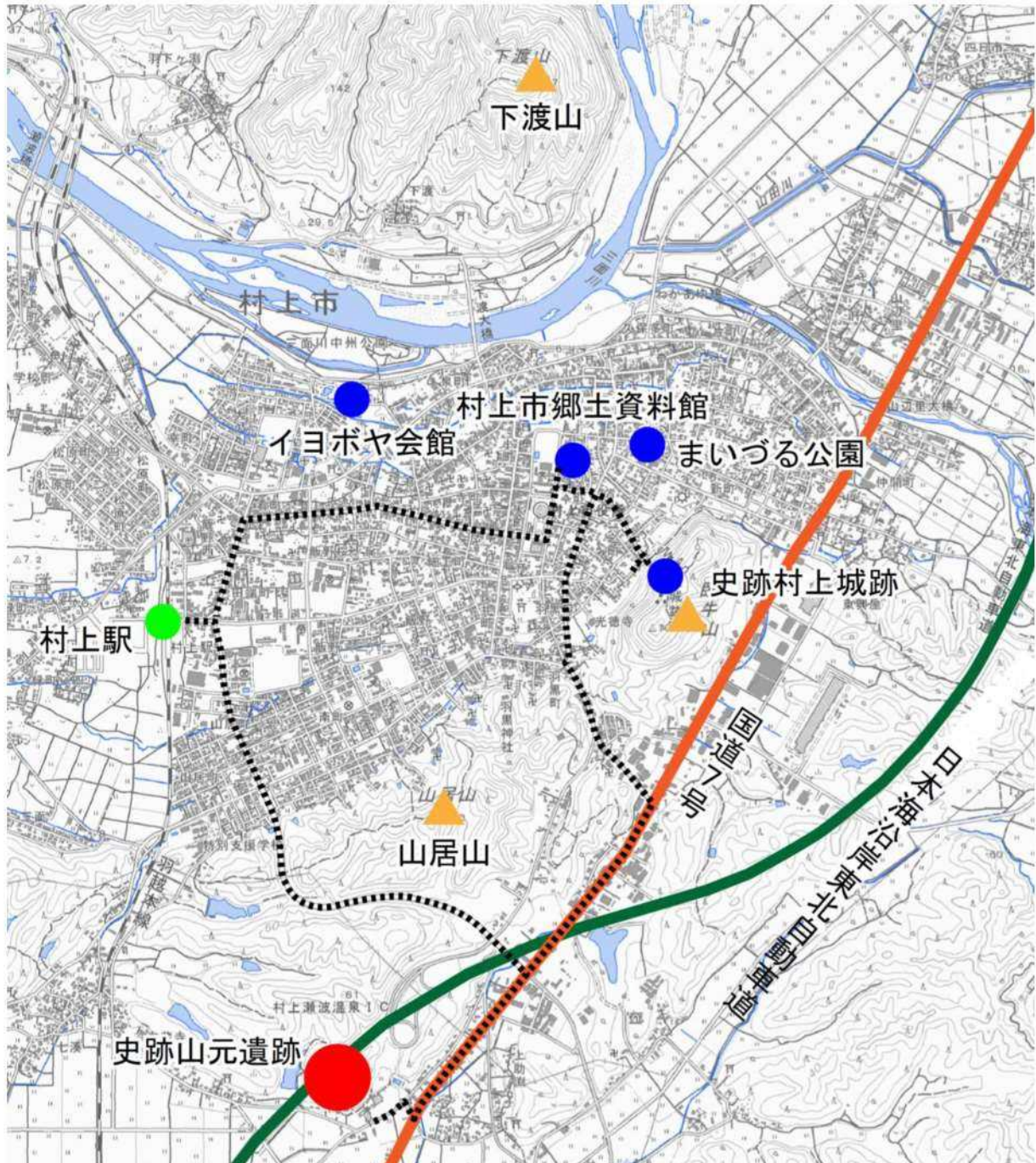
写真 65 村上天跡から見た村上市街地



写真 66 下渡山から見た村上丘陵

7. 広域的な活用

第2章第3節で述べたとおり、県内には山元遺跡と同様の防御的集落遺跡が広範に所在している。また、近隣市町村に史跡や文化財も多数認められることから、関係市町村や、新潟県埋蔵文化財センターと広域的な連携を図り、情報共有や共催事業など実施を検討する。



第 38 図 山元遺跡周辺の主な史跡・文化施設の周遊ルート of 例 (1 : 25,000)

第9章 整備の方向性と方法

第1節 整備の方向性

山元遺跡における整備は、本質的価値の保存と理解促進を第一に、現況の史跡を訪れても本質的な価値が十分に伝わらない状態を解消すべく、わかりやすく、新たな発見が得られる整備を基本としながら、歴史的要素のみならず、多種多彩な目的の利用者を念頭に置いた施策を検討していく。

遺構が埋蔵している丘陵平坦面は未調査部分が多いことから、原則的に防災・安全上、或いは遺構サイン等活用に必要な最低限の施設以外の工作物等は設置しないこととする。具体的な整備内容は、今後策定する予定の整備基本計画において検討を行うこととなるが、整備にあたっては整備委員会を組織し、文化庁、新潟県観光文化スポーツ部文化課に指導・助言を仰ぎながら、必要に応じて関係機関と連携・調整を行う。以下、整備の方向性を示す。

A. 保存のための整備

山元遺跡の本質的価値の確実な保存を図ることを第一とした整備を行う。また、地震や豪雨といった災害に対する必要な対策を検討し、災害による史跡への悪影響を防ぐ或いは軽減させる整備が求められる。

B. 活用のための整備

本質的価値の理解促進を図るため、遺構の表示や解説板等のハード面の整備、利用者の利便性向上を目的とした公開・活用に必要な施設の整備、史跡内の園路や周遊ルート・史跡へのアクセスなどの整備、眺望や景観に配慮した環境整備を実施する。

第2節 整備の方法

1. 保存のための整備

(1) 遺構・遺物の保存

遺構・遺物が分布する地区においては、現在まで、埋め戻し土の大規模な流出は見られていないが、一部埋め戻しに係るブルーシートが露出している箇所が散見される。日常の管理及び定期的な巡視により、現状を維持することを基本とするが、今後の経年による毀損を見据えた上で、確実な保存を図るため、保護層が必要となるか等の検討を行い、対策を実施していく。

(2) 立地環境の保存

史跡の大部分は丘陵斜面が占めており、立地・景観・眺望の観点から重要な価値を有している。南側斜面部の一部は土砂災害警戒区域に指定されており、斜面崩落等の被害に対する防災・減災対策が必要となる。そのため、雨水経路など必要な防災調査の実施を検討し整備を行う。

2. 活用のための整備

(1) 樹木管理

史跡としての景観、環境を保全していくため適切な樹木管理を実施する。その中で、越後平野側に当たる史跡南～西側、史跡北側（写真67）等の眺望を遮るもの、動線上に育成し、見学に支障をきたすもの（写真68）、史跡内における地区間の視認を妨げるもの（写真69）等について随時状況把握を行い、必要に応じて計画的に伐採、枝打ち等を行う。

(2) 遺構の平面表示・顕在化の検討

居住域をめぐる環濠を来訪者が視認することは史跡への理解を深める重要な要素となることから、平面表示や顕在化等、表現方法の検討を行う。その他の遺構については、今後の調査の成果を蓄積した上で検討を行うこととする。なお、遺構表示等にあたっては、整備後の維持管理や史跡環境との調和、活用する際の効果等を含めて検討を進める。

(4) 標柱・遺構サイン・説明板の設置

説明板については令和元年に旧神納東小学校裏に設置した。当面の間は史跡の東側を史跡のエン



写真 67 史跡北側の眺望を妨げる樹木の状況



写真 68 居住域の樹木の状況



写真 69 墓域から居住域を望む（左：4月、右：8月）

トランス部として整備活用していくこととなるが、園路の整備に伴い、西側にもエントランス機能を持たせるためには同様の措置を検討する必要がある。また、来訪者が史跡の理解を深めてもらえるよう、パンフレットポストのほか、居住域や墓域、遺構については標柱や遺構サインを設置する。その際は調査時の画像や詳細な説明をスマートフォン等の携帯端末からアクセスできる二次元コード等の導入を検討する。

(3) 園路の整備

現在の園路は旧神納東小学校裏から居住域の南東にとりつく道のみである。この道は発掘調査時に利用した作業道を仮の園路としたものである。本来の集落に至る動線は史跡の西側、下助測堤の方面から谷あいを進み、居住域と墓域を区画している小さな谷へ至ると考えられることから、この動線を活かした園路の整備を実施する。なお園路予定地は水はけの悪いため、来訪者の安全等に配慮したものとする。

西側園路の整備に伴う史跡東側の仮園路の取り扱いについては、当面の間、史跡の東部側が史跡の導入部を担うことから、現状を維持することとし、既存の道路等を活用して史跡を一回りする周遊コースの設定を目指す。



写真 70 環濠（平面表示）
（上越市 釜蓋遺跡）



写真 71 環濠（復元）
（新潟市 古津八幡山遺跡）



写真 72 遺構サイン
（新潟市 古津八幡山遺跡）



写真 73 遺構解説版
（鈴岡県 伊場遺跡）

（５）公開・活用に必要な施設の整備

史跡指定地内においては来訪者が快適に過ごせるよう、ベンチ等の設置を検討する。

また、前述のとおり、当面の間、史跡の導入部を担うのは旧神納東小学校跡地である史跡の東側となる。遺物については、現在、一部を常設展示している縄文の里・朝日を今後も活用し、展示の拡充を図っていくこととして、旧校舎においては一部のスペースや壁等を利用することで、パンフレット設置のほか、写真パネルや映像、立体模型等による史跡のガイダンス環境を創出しつつ、市内の文化財とリンクさせた内容を盛り込むことで縄文の里・朝日へと誘導する。駐車場やトイレ等の便益施設の利用等においては関係部局と調整・連携を図っていく。

史跡の西側については、将来的な導入部としての整備を検討していく中、現状では史跡から0.9 km離れた七湊集落センター方面が期待できる。村上駅から集落センターまでは1.6kmほどで徒歩圏内であり、史跡までの道幅が広いため、誘導サインを整備すれば、散策コースとして活用できる。

また、市内外からの来訪者に向け、史跡へのアクセスを向上させるため、アクセスサインの設置を検討する。

（５）その他

来訪者の安全上必要な施設（転落防止柵、手すり等）については史跡の保存に最大限配慮した上で整備を検討する。



写真 74 西側の園路予定地の現況



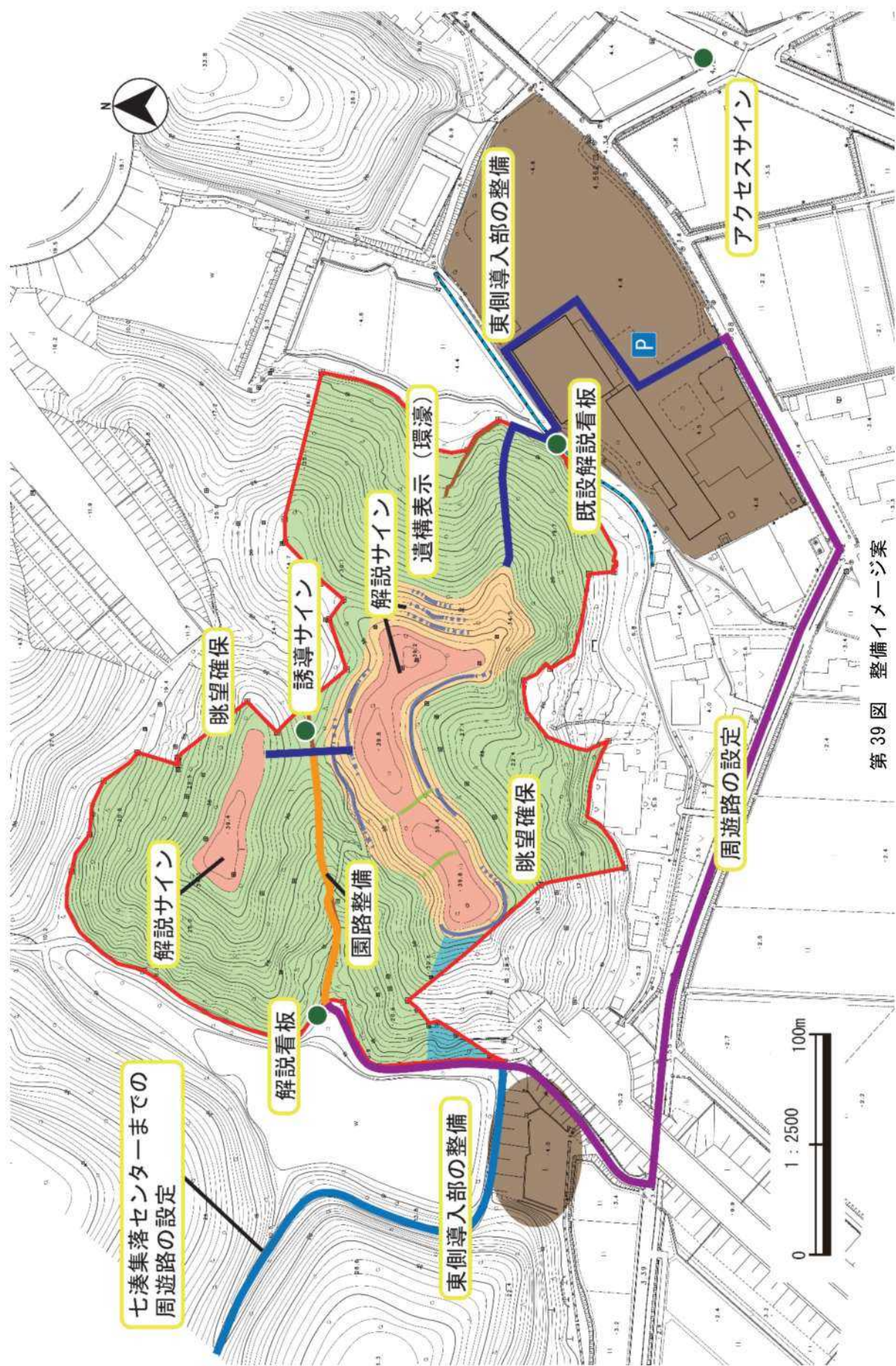
写真 75 誘導看板（栃木県 上侍塚古墳）



写真 76 誘導看板（平林城跡）



写真 77 アクセスサイン（平林城跡）



第 39 図 整備イメージ案

第10章 運営・体制の整備の方向性と方法

第1節 運営・体制の整備の方向性

史跡の管理団体である村上市には山元遺跡の本質的価値の保存と活用を図るため、適切な体制の構築を行う責務がある。今後、整備と活用を進捗させていくには、文化財保護部局のみならず関係する庁内部局や団体等とネットワークを構築・整備し、各種の連携を図ることが必要となる。事業にあたっては国や県、有識者等の専門的な見地による指導・助言を受けながら行う。

第2節 運営・体制の整備の方法

1. 文化財担当部局の体制

文化財保護業務を所掌する村上市教育委員会生涯学習課文化行政推進室が引き続き、本計画に基づいて、整備計画等の策定や行政事務、保存・活用のための整備、調査研究、史跡の災害等非常時の対応や応急措置等を行うため、適切に職員を配置し、体制の強化を図っていく

2. 庁内関係部局との連携

史跡の整備・活用においては庁内の関係部局と意思疎通を図り共通理解を有することで事業がなされることが望ましい体制と考える。当市の他の史跡の活用・整備にあたり、市長部局の観光課、都市計画課、教育委員会部局の学校教育、生涯学習等との一定の連携が図られ、理解・協力が得られていることから、山元遺跡についても引き続き連携を維持し、庁内関係部局との円滑な運営体制を構築していく。

3. 国・県・有識者との連携

文化庁及び新潟県とは、引き続き、保存、活用、整備に関し、適宜指導・助言を受けながら、三者連携により事業を推進する。また、有識者により、必要な調査や保存、活用、計画の進捗状況に対して指導、助言を受ける調査指導委員会・整備委員会を組織する。

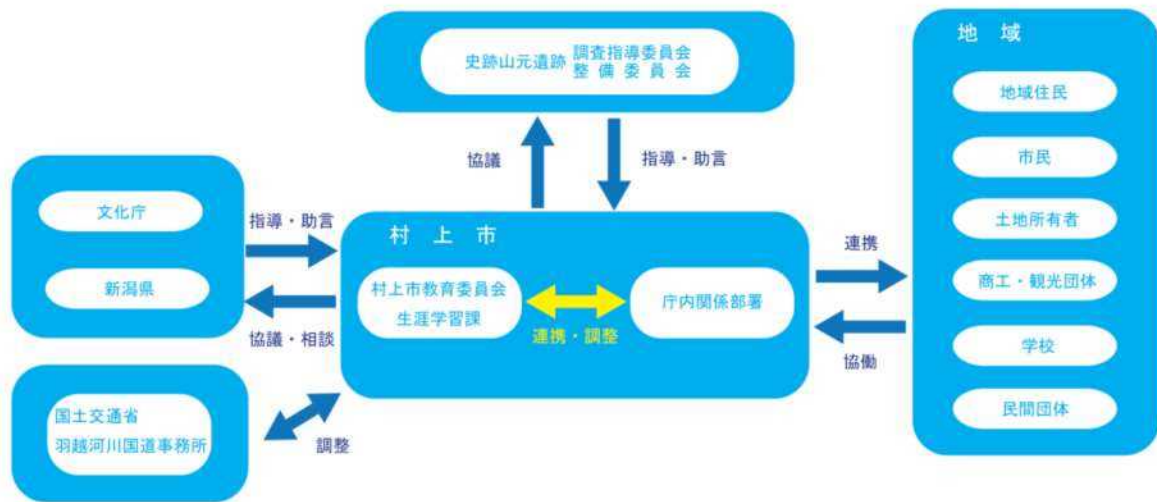
4. 関係機関・地域との協働

史跡の保存管理を円滑に進めるために、史跡指定地の土地所有者、日本海沿岸東北自動車道を管理する羽越河川国道事務所との連絡・調整を緊密に行い、連携した管理運営体制を構築する。

また、少子高齢化が進む現状で、業務の効率化等の対応が必要となる中、もはや行政のみで持続的な史跡の活用・整備を行うことは難しく、地域住民の理解と協力を得て、協働による事業の取り

組みが求められる。そのため、史跡山元遺跡保存会や神納東地域まちづくり協議会をはじめ、商工観光関連機関、社会教育関係団体といった各種団体とも連携を図る。また、若い世代が将来の活動の担い手となることから、小・中学校と連携し、史跡の理解を深め、史跡を通して郷土への愛着を高めていく必要がある。

さらなる広域的な取り組みとして、他市町村や大学・博物館等の研究機関と調査研究等で連携を進め、展示やイベント等で情報発信を行うことも必要である。



第 38 図 史跡山元遺跡保存・活用の運営・体制のイメージ図

第11章 施策の実施計画、経過観察

第1節 施策の実施計画

前章までの「保存活用」「活用」「整備」「運営・体制の整備」における方向性と方法に基づき、今後実施すべき施策を以下に示す。なお、本計画の期間は、令和5年（2023）から令和14年（2032）までの10年間であり、その前半の5年を第Ⅰ期、後半の5年を第Ⅱ期と設定する。また、整備の進捗状況や史跡を取り巻く社会状況等を鑑み、本計画の期間終了前に計画の内容等の見直しを行うものとする。

表 16 施策の実施計画表

区分・施策		I 期	Ⅱ 期	Ⅱ 期以降
		(2023～2027)	(2028～2032)	(2033～)
保存・管理	保存・管理	日常維持管理と定期点検		
		史跡の公有化		
	調査研究	発掘調査		
		調査研究		
	保存活用計画	現状変更基準の運用		
			保存活用計画の見直し	
活用	学校教育	出前授業、史跡見学		
	生涯学習	講座、史跡見学		
	出土遺物	常設展示の実施		
	地域連携	周辺の文化施設等との連携の検討	実施	
	情報発信	ウェブサイト、SNS 運用		
		講演会・シンポジウム・企画展示		
整備	計画策定・設計	整備基本計画策定		
		設計		

区分・施策		I 期	II 期	II 期以降	
		(2023~2027)	(2028~2032)	(2033~)	
整備	整備委員会	整備内容検討	指導・助言		
	遺構	遺構表示手法の検討	遺構表示		
	史跡周辺施設等	遺構サインの検討	設置		
			園路整備		
			東側導入部整備	西側導入部整備	
				史跡誘導看板等整備	
	植生管理	植生調査	支障木伐採	植生調査	支障木伐採
			管理・育成		
	防災・安全対策	対策等の調査・検討	実施		
	運営体制の整備	保存管理体制	体制の充足・維持		
庁内連携		庁内関係部局との連携の構築			
庁外連携			各分野における連携・協働		

第2節 施策の経過観察

1. 経過観察の方向性

前節で策定した施策の実施をするにあたり、定期的に経過観察を行い、計画通りに施策が実施されているか、また、到達度や、現状、問題点をその都度認識することが求められる。そのため、「保存活用」「活用」「整備」「運営・体制の整備」それぞれに進捗状況などを把握するための指標を設定し、自己点検を行う。

2. 経過観察の方法

「保存活用」「活用」「整備」「運営・体制の整備」の各項目の方向性に対して、その実施状況を的確に把握するために点検表を用い、これに基づいて経過観察及び評価を行う。観察主体は村上市教育委員会生涯学習課文化行政推進室で、毎年度実施し、その結果は整備委員会等に報告し評価を求める。なお、点検表は、文化庁文化財部記念物課編「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」を参考とした。

(1) 各項目における経過観察の方向性と方法

○保存管理

方向性	観察の方法
<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡の本質的価値が適切に保存されているか。 ・ 定められた現状変更の取扱基準に則り対応できているか。 ・ 調査研究を継続的に行い新たな本質的価値の認められたか。 ・ 史跡の公有化及び未指定地区の追加指定が進捗しているか。 	実施状況の報告・評価

○活用

方向性	観察の方法
<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡の周知が図られているか。 ・ 学校教育・生涯学習との連携が取れているか。 ・ イベント等に積極的に取り組んでいるか。 	活動実績、参加者等の評価

○整備

方向性	観察の方法
<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡の本質的価値を確実に保存するための整備がなされているか。 ・ 史跡の価値や魅力が発信する整備がなされているか。 	実施状況の報告・評価、来訪者による評価

○運営・体制の整備

方向性	観察の方法
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保存管理、活用、整備に必要な体制が構築できているか。 ・ 庁内・庁外の関係各所との連携・協働が図れているか。 	実績の評価

(2) 自己点検表

表 17 史跡等重要文化的景観の自己点検表

史跡等の名称	史跡山元遺跡
管理団体	村上市
所有者	村上市、国土交通省ほか

区分	項目	取組状況			
		未取組	計画中	取組中	備考
保存管理	1. 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	2. 保存活用計画の見直しは実施されているか	1	2	3	
	3. 現状変更行為に対し基準は適切に運用されているか	1	2	3	
	4. 史跡内の日常管理は適正に行われているか	1	2	3	
	5. 史跡内の定期的な点検が行われているか	1	2	3	
	6. 調査研究により新たな本質的価値が認められたか	1	2	3	
	7. 史跡の公有化が進展したか	1	2	3	
	8. 未指定地の追加指定が行われたか	1	2	3	
活用	9. 学校教育と連携した出前授業、史跡見学の実施	1	2	3	
	10. 学習教材への掲載がされたか	1	2	3	
	11. 一般向けの講座、史跡見学の実施	1	2	3	
	12. 出土遺物の常設展示を実施したか	1	2	3	
	13. 周辺の史跡・文化施設との連携が図られたか	1	2	3	
	14. ウェブサイト、SNSの運用が図られているか	1	2	3	
	15. 講演会・シンポジウム・企画展等の開催	1	2	3	
	16. パンフレットの更新作成、配布	1	2	3	
	17. 史跡等の本質的価値を学び理解する場となっているか	1	2	3	
整備	40. 整備基本計画は策定されているか	1	2	3	
	41. 整備基本計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	42. 遺構等に影響がないように整備されているか	1	2	3	
	43. 適切な遺構表示が行われたか	1	2	3	
	44. 遺跡サイン等の整備が行われたか	1	2	3	
	45. 園路の整備が行われたか	1	2	3	
	46. 史跡のエントランス部の整備が行われたか	1	2	3	
	47. 眺望の障害となる樹木の伐採が行われたか	1	2	3	
	47. 防災・安全対策が行われたか	1	2	3	
運営体制	58. 保存管理体制の充足・維持はされたか	1	2	3	
	59. 庁内関係部局との連携が図れたか	1	2	3	
	60. 文化庁、県との連携が図れたか	1	2	3	
	61. 庁外関係機関との連携が図れたか	1	2	3	

参考・引用文献一覧

- 荒川町教育委員会 2006 『道端遺跡 一般国道 113 号道路改築事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』
- 石川日出志 1992 「2 道具の組み合わせ C 後期」『図解・日本の人類遺跡』東京大学出版会
2004 「弥生後期天王山式土器成立期における地域間関係」
『駿台史学』第 120 号 駿台史学
2013 「特論 1 弥生時代の新潟県域」『弥生時代の新潟県』新潟県立歴史博物館
- 磯部保衛 1996 「新潟県神林村八幡山遺跡採集のアメリカ式石鏃と管玉」
『北越考古学』第 12 号 北越考古学研究会
- 小片 保・上原甲子郎 1972 「新潟県村上市砂山遺跡」『日本考古学年報』20 日本考古学協会
- 柏崎市教育委員会 2019 『西岩野 2 一新潟県柏崎市西岩野遺跡（第 5 次）発掘調査報告書一』
- 神林村 1985 『神林村誌』通史編
- 神林村教育委員会 1994 『八幡山遺跡発掘調査報告書』
- 国立歴史民俗博物館 2014 『企画展示 弥生ってなに?!』
- 佐藤 慎 2019 「第 3 章弥生時代 第 3 節集落と住居 第 2 項高地性集落立地と構造」
『新潟県の考古学Ⅲ』新潟県考古学会
- 上越市教育委員会 2008 『釜蓋遺跡範囲確認調査報告書』
2013 『国指定史跡 斐太遺跡群 釜蓋遺跡確認調査報告書 1』
2015 『国指定史跡 斐太遺跡群 釜蓋遺跡確認調査報告書 2』
- 滝沢規朗・野田豊文ほか 2003 「新潟県岩船郡域における弥生時代中期～後期にかけての様相—村上市砂山遺跡・滝ノ前遺跡を中心に—」『三面川流域の考古学』第 2 号 奥三面を考える会
- 津田和敏・白井健治・長谷川繁行・新川 公 1987 「表層地質図」『土地分類基本調査 村上』新潟県
- 寺澤 薫 2000 『王権誕生』日本の歴史 02 講談社
- 東京大学資料編纂所 1985 『越後国郡絵図 二 瀬波郡』東京大学出版会
- 新潟県教育委員会 2000 『上信越自動車道関係発掘調査報告書Ⅶ 裏山遺跡』
- 新潟県教育委員会・(財)新潟県埋蔵文化財調査事業団
2006a 『日本海沿岸東北自動車道関係発掘調査報告書ⅩⅤ 道端遺跡Ⅴ』
2006b 『日本海沿岸東北自動車道関係発掘調査報告書ⅩⅩⅠ 中曽根遺跡』
2009 『県内遺跡発掘調査Ⅰ 山元遺跡』
2010a 『日本海沿岸東北自動車道関係発掘調査報告書ⅩⅩⅣ 堂の前遺跡』
2010b 『日本海沿岸東北自動車道関係発掘調査報告書ⅩⅩⅤ 下新保高田遺跡』
- 新潟県立村上高等学校地理歴史部 1973 『岩船潟』
- 新津市教育委員会 2001 『八幡山遺跡発掘調査報告書』
2004 『八幡山遺跡群発掘調査報告書 一第 11・12・13・14 次調査一』
- 野田 豊文 2019 「第 3 章弥生時代 第 6 節葬墓制 第 2 項土坑墓・土器棺墓」『新潟県の考古学Ⅲ』

新潟県考古学会斐太歴史の里調査団・新井市教育委員会

2005 『斐太歴史の里調査報告書Ⅰ 斐太遺跡矢代山B地区・観音平1号墳・
観音平4号墳・墳丘墓群』

巻町教育委員会・新潟大学考古学研究室 1993 『越後山谷古墳』

村上市 1999 『村上市史』通史編2 近世

2010 『村上市都市計画マスタープラン』

2013 『村上市景観計画』

2021a 『第2次村上市環境基本計画』

2021b 『第2期村上市人口ビジョン』

2022a 『第3次村上市総合計画』

2022b 『令和3年度版 市勢豆知識』

村上市教育委員会 1972 『滝ノ前遺跡 新潟県村上市滝ノ前遺跡緊急調査概報』

2013 『山元遺跡 市内遺跡発掘調査報告書Ⅱ』

2018 『シンポジウム山元遺跡は何を語るのか 一邪馬台国前夜の村上一記録集』

2022 『第3次村上市教育基本計画』

吉井 雅男 2019 「第3章弥生時代 第5節生産と流通 第4項青銅器の流通」

『新潟県の考古学Ⅲ』新潟県考古学会

関 係 法 令

- ・文化財保護法（第三十三・九十二～九十四・百十三～百二十二・百二十五～百三十一条 抜粋）
- ・文化財保護施行令（第五条第四項 抜粋）
- ・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則
- ・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届け出に関する規則
- ・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則
- ・都市計画法（第七・二十九条 抜粋）
- ・景観法（第十六・十七条 抜粋）
- ・森林法（第十・三十四条 抜粋）
- ・道路法（第三十二・三十三条 抜粋）
- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（第七・九・十条 抜粋）

文化財保護法

昭和二十五年法律第二百十四号
令和四年六月十七日法律第六十八号改正
(第三十三・九十二～九十四・百十三～百二十二・百二十五～百三十一条 抜粋)

(滅失、き損等)

第三十三条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第97条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和三十二年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

(管理団体による管理及び復旧)

第一百三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第九十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第九十九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第九十九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第三十三条の二第一項を除く。）及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴取することができる。

第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第187条第1項第3号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

（復旧に関する命令又は勧告）

第百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると

認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

- 2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。
- 3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第二百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による処分には、第一百一十一条第一項の規定を準用する。
- 5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
- 7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第二百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第八十四条第一項又は第八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第二百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第125条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第二百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

- 2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第二百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第二百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

- 2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第二百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

- 2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
 - 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
 - 三 計画期間
 - 四 その他文部科学省令で定める事項
- 3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。
- 4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
 - 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 三 第八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。
 - 四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。
- 5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。
- (認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

第二百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第二百二十九条の四 第二百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第五十三条第二項第二十三号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第二百五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第二百二十九条の五 文化庁長官は、第二百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第二百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第二百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

第二百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

(保存のための調査)

第三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

- 一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。
 - 二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
 - 三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
 - 四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。
- 2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

文化財保護施行令

昭和五十年政令第二百六十七号
平成三十一年政令第十八号改正
(第五条第四項 抜粋)

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第五条

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第一百五十五条第一項に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を

伴わないものに限る。)

ニ 法第十五条第一項（法第二十條及び第七十二條第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

二 法第三十條（法第七十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第三十一條の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第二十五條第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

8 文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則

昭和二十六年文化財保護委員会規則第八号

平成三十一年文部科学省令第七号改正

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第七十四條第三項で準用する同法第三十一條第三項の規定並びに同法第七十五條で準用する同法第三十二條及び第三十三條の規定に基づき、並びに同法第七十五條で準用する同法第三十二條第一項及び第三十三

条並びに同法第八十二条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則を次のように定める。

(管理責任者選任の届出書の記載事項)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号。以下「法」という。)第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理責任者が個人である場合にあつては、その職業及び年齢
- 七 選任の年月日
- 八 選任の事由
- 九 その他参考となるべき事項

(管理責任者解任の届出書の記載事項)

第二条 法第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 六 解任の年月日
- 七 解任の事由
- 八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

(所有者変更の届出書の記載事項等)

第三条 法第二百十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 旧所有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 新所有者の氏名又は名称及び住所
 - 六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積
 - 七 変更の年月日
 - 八 変更の事由
 - 九 その他参考となるべき事項
- 2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

(管理責任者変更の届出書の記載事項)

第四条 法第二百十条で準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 旧管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 六 新管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 七 新管理責任者が個人である場合にあつては、その職業及び年齢
- 八 変更の年月日
- 九 変更の事由
- 十 その他参考となるべき事項

(所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項)

第五条 法第二百十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 五 変更前の氏名若しくは名称又は住所
- 六 変更後の氏名若しくは名称又は住所
- 七 変更の年月日
- 八 その他参考となるべき事項

(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、毀損等の届出書の記載事項等)

第六条 法第一百八条、第二百十条及び第七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、毀損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 滅失、毀損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、毀損等」という。）の事実の生じた日時
- 八 滅失、毀損等の事実の生じた当時における管理の状況
- 九 滅失、毀損等の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び程度
- 十 毀損の場合は、毀損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物とその保存上受ける影響
- 十一 滅失、毀損等の事実を知った日
- 十二 滅失、毀損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、滅失、毀損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第七条 法第一百五条第二項（法第二百十条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもって、異動のあつたのち三十日以内に行わなければならない。

2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等)

第八条 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第六十七条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第三条の規定を、法第六十七条第一項第三号の場合に係るときは第六条の規定を、法第六十七条第

一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二十九年六月二十九日文化財保護委員会規則第六号)

この規則は、昭和二十九年七月一日から施行する。

附 則 (平成一七年三月二八日文部科学省令第一一号)

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十一年三月二十九日文部科学省令第七号)

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則

昭和二十九年文化財保護委員会規則第九号

平成三十一年文部科学省令第七号改正

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第八十条の二第一項(同法第九十条第二項で準用する場合を含む。)の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則を次のように定める。

(復旧の届出)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第二百二十七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

八 復旧を必要とする理由

九 復旧の内容及び方法

十 復旧の着手及び終了の予定時期

十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

一 設計仕様書

二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面

三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

(届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更)

第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百二十七条第一項の規定により届出を行つた者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(復旧の届出を要しない場合)

第四条 法第二百二十七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第一百八条又は第二十條で準用する法第三十五條第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。
- 二 法第二百二條第一項又は第二項の規定による命令又は勸告を受けて復旧を行うとき。
- 三 法第二百五條第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知)

第五条 法第六十七條第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。

2 法第六十七條第一項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第六十八條第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。
- 二 法第六十九條第一項第二号の規定による勸告を受けて復旧を行うとき。

附 則

この規則は、昭和二十九年七月一日から施行する。

附 則 (昭和四三年一月二六日 文部省令第三一号) 抄

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五〇年九月三〇日 文部省令第三三号) 抄

- 1 この省令は、文化財保護法の一部を改正する法律の施行の日(昭和五十年十月一日)から施行する。

附 則 (平成一七年三月二八日 文部科学省令第一一号)

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成三一年三月二九日 文部科学省令第七号)

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

昭和二十六年文化財保護委員会規則第十号
平成三十一年文部科学省令第七号改正

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第八十條の規定を実施するため、同法第十五條第一項の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

(許可の申請)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第二百五條第一項の規定による許可を受けようとする者(以下「許可申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官(法第八十四條第一項第二号及び第八十四條の二第一項(法第八十四條第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第三條第一項において同じ。)の規定により当該許可を都道府県又は市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(当該都道府県又は市町村が法第五十三條の八第一項に規定する特定地方公共団体(第六條第一項第四号において単に「特定地方公共団体」という。)である場合にあっては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第三條第一項において同じ。)が行う場合には、当該都道府県

又は市町村の教育委員会)に提出しなければならない。

- 一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)を必要とする理由
- 十 現状変更等の内容及び実施の方法
- 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
- 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 十三 現状変更等に係る地域の地番
- 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
 - 二 出土品の処置に関する希望
- (許可申請書の添付書類等)

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
 - 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ほ、う、を表示した実測図
 - 三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
 - 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
 - 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
 - 六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
 - 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
 - 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
 - 九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官(法第八十四条第一項第二号及び第八十四条の二第一項の規定により当該許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第四条 法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2 法第百六十八条第三項で準用する法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

第六条 文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号。次条において「令」という。)第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 管理計画を定めた都道府県又は市町村の教育委員会(当該都道府県又は市町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県又は市町村)

五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況

六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針

七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域

八 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

(市町村の区域に係る事務の処理の開始の公示)

第七条 令第五条第七項(令第六条第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るものの処理を開始する旨

二 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るものの処理を開始する日

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二十九年六月二十九日文化財保護委員会規則第八号)

この規則は、昭和二十九年七月一日から施行する。

附 則 (昭和三十九年六月二十七日文化財保護委員会規則第三号)

この規則は、昭和三十九年七月一日から施行する。

附 則 (昭和四三年一二月二六日文部省令第三一号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年三月八日文部省令第八号)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年三月二八日文部科学省令第一一号)

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年一二月二一日文部科学省令第三六号)

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成三一年三月二十九日文部科学省令第七号)

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

都市計画法

昭和四十三年法律第百号
令和四年法律第六十八号改正
(第七・二十九条 抜粋)

(区域区分)

第七条 都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分（以下「区域区分」という。）を定めることができる。ただし、次に掲げる都市計画区域については、区域区分を定めるものとする。

- 一 次に掲げる土地の区域の全部又は一部を含む都市計画区域
- イ 首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯
- ロ 近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域
- ハ 中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域
- 二 前号に掲げるもののほか、大都市に係る都市計画区域として政令で定めるもの
- 2 市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とする。
- 3 市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とする。

(都市再開発方針等)

第七条の二 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる方針（以下「都市再開発方針等」という。）を定めることができる。

- 一 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二条の三第一項又は第二項の規定による都市再開発の方針
- 二 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第四条第一項の規定による住宅市街地の開発整備の方針
- 三 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第三十条の規定による拠点業務市街地の開発整備の方針
- 四 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号。以下「密集市街地整備法」という。）第三条第一項の規定による防災街区整備方針
- 2 都市計画区域について定められる都市計画（区域外都市施設に関するものを含む。）は、都市再開発方針等に即したものでなければならない。

第二十九条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

- 一 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、その規模が、それぞれの区域の区分に応じて政令で定める規模未満であるもの
- 二 市街化調整区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行うもの
- 三 駅舎その他の鉄道の施設、図書館、公民館、変電所その他これらに類する公益上必要な建築物のうち開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないものとして政令で定める建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

- 四 都市計画事業の施行として行う開発行為
- 五 土地区画整理事業の施行として行う開発行為
- 六 市街地再開発事業の施行として行う開発行為
- 七 住宅街区整備事業の施行として行う開発行為
- 八 防災街区整備事業の施行として行う開発行為
- 九 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の免許を受けた埋立地であつて、まだ同法第二十二条第二項の告示がないものにおいて行う開発行為
- 十 非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為
- 十一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- 2 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内において、それにより一定の市街地を形成すると見込まれる規模として政令で定める規模以上の開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。
 - 一 農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
 - 二 前項第三号、第四号及び第九号から第十一号までに掲げる開発行為
- 3 開発区域が、市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域、準都市計画区域又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域のうち二以上の区域にわたる場合における第一項第一号及び前項の規定の適用については、政令で定める。

景観法

平成十六年法律第一百十号
令和四年法律第六十八号による改正
(第十六・十七条 抜粋)

第十六条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令（第四号に掲げる行為にあつては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。）で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。

- 一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という。）
- 二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。）
- 三 都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為その他政令で定める行為
- 四 前三号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為
 - 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。
 - 3 景観行政団体の長は、前二項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。
 - 4 前項の勧告は、第一項又は第二項の規定による届出のあつた日から三十日以内にしなければならない。
 - 5 前各項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第一項の届出をすることを要しない。この場

合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長にその旨を通知しなければならない。

- 6 景観行政団体の長は、前項後段の通知があった場合において、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合するようとりべき措置について協議を求めることができる。
- 7 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。
 - 一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
 - 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - 三 景観重要建造物について、第二十二条第一項の規定による許可を受けて行う行為
 - 四 景観計画に第八条第二項第四号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為
 - 五 景観重要公共施設について、第八条第二項第四号ハ（１）から（７）までに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為
 - 六 第五十五条第二項第一号の区域内の農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。）内において同法第十五条の二第一項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為
 - 七 国立公園又は国定公園の区域内において、第八条第二項第四号ホに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為
 - 八 第六十一条第一項の景観地区（次号において「景観地区」という。）内で行う建築物の建築等
 - 九 景観計画に定められた工作物の建設等の制限の全てについて第七十二条第二項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等
 - 十 地区計画等（都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。）の区域（地区整備計画（同法第十二条の五第二項第一号に規定する地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、特定建築物地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十二条第二項第一号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、防災街区整備地区整備計画（同法第三十二条第二項第二号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、歴史的風致維持向上地区整備計画（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第三十一条第二項第一号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、沿道地区整備計画（幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第九条第二項第一号に規定する沿道地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）又は集落地区整備計画（集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第五条第三項に規定する集落地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）が定められている区域に限る。）内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為
 - 十一 その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為（変更命令等）

第十七条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為（前条第一項第一号又は第二号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第七項及び次条第一項において同じ。）について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第三項の規定は、適用しない。

- 2 前項の処分は、前条第一項又は第二項の届出をした者に対しては、当該届出があった日から三十日以内に限り、することができる。
- 3 第一項の処分は、前条第一項又は第二項の届出に係る建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠が政令で定める他の法令の規定により義務付けられたものであるときは、当該義務の履行に支障のないものでなければならない。
- 4 景観行政団体の長は、前条第一項又は第二項の届出があった場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他第二項の期間内に第一項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、九十日を超えない範囲でその理由が存続する間、第二項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、前条第一項又は第二項の届出をした者に対し、その旨、延長する期間及び延長する理由を通知しなければならない。
- 5 景観行政団体の長は、第一項の処分に違反した者又はその者から当該建築物又は工作物についての権利を承継した者に対し

- て、相当の期限を定めて、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとることを命ずることができる。
- 6 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくして当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 7 景観行政団体の長は、第一項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。
- 8 第六項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。
- 9 第七項の規定による立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

森林法

昭和三十六年法律第二百四十九号
令和四年法律第六十八号による改正
(第十・三十四条 抜粋)

(開発行為の許可)

第十条の二 地域森林計画の対象となつている民有林（第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林並びに第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。）をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 一 国又は地方公共団体が行なう場合
 - 二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合
 - 三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合
- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。
- 一 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
 - 一の二 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。
 - 二 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
 - 三 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を

著しく悪化させるおそれがあること。

- 3 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たっては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない。
- 4 第一項の許可には、条件を附することができる。
- 5 前項の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。
- 6 都道府県知事は、第一項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(保安林における制限)

第三十四条 保安林においては、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、立木を伐採してはならない。

第三十四条の二 保安林においては、当該保安林に係る指定施業要件に定める立木の伐採の方法に適合し、かつ、当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えない範囲内において択伐による立木の伐採（人工植栽に係る森林の立木の伐採に限る。第三項において同じ。）をしようとする者は、前条第一項第一号、第四号から第七号まで及び第九号に掲げる場合を除き、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、都道府県知事に森林の所在場所、伐採立木材積、伐採方法その他農林水産省令で定める事項を記載した択伐の届出書を提出しなければならない。

第三十四条の四 森林所有者等が保安林の立木を伐採した場合には、当該保安林に係る森林所有者は、当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の方法、期間及び樹種に関する定めに従い、当該伐採跡地について植栽をしなければならない。ただし、当該伐採をした森林所有者等が当該保安林に係る森林所有者でない場合において当該伐採があつたことを知らないことについて正当な理由があると認められるとき、当該伐採跡地について第三十八条第一項又は第三項の規定による造林に必要な行為をすべき旨の命令があつた場合（当該命令を受けた者が当該伐採跡地に係る森林所有者以外の者であり、その者が行う当該命令の実施行為を当該森林所有者が拒んだ場合を除く。）その他農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

道路法

昭和二十七年法律第八十号
令和四年法律第六十八号による改正
(第三十二・三十三条 抜粋)

(道路の占用の許可)

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 三 鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設
- 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 六 露店、商品置場その他これらに類する施設

七 前各号に掲げるもののほか、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

- 一 道路の占有（道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。）の目的

- 二 道路の占用の期間
- 三 道路の占用の場所
- 四 工作物、物件又は施設の構造
- 五 工事実施の方法
- 六 工事の時期
- 七 道路の復旧方法

3 第一項の規定による許可を受けた者（以下「道路占有者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。

4 第一項又は前項の規定による許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものである場合においては、第二項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行なうことができる。この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。

5 道路管理者は、第一項又は第三項の規定による許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

（道路の占用の許可基準）

第三十三条 道路管理者は、道路の占有が前条第一項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

2 次に掲げる工作物、物件又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するものための道路の占有については、同項の規定にかかわらず、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

- 一 前条第一項第五号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高架の道路の路面下に設けられる工作物又は施設で、当該高架の道路の路面下の区域をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの
- 二 前条第一項第五号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道又は第四十八条の四に規定する自動車専用道路の連結路附属地（これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で国土交通省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この号において同じ。）に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの
- 三 前条第一項第一号又は第四号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、歩行者の利便の増進に資するものとして政令で定めるもの（以下「歩行者利便増進施設等」という。）で、第四十八条の二十第一項に規定する歩行者利便増進道路（第四十八条の二十一の技術的基準に適合するものに限る。第四十八条の二十三第一項、第三項及び第五項、第四十八条の二十四第一項並びに第四十八条の二十七第二項第二号において同じ。）の区域のうち、道路管理者が歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導するために指定した区域（以下「利便増進誘導区域」という。）内に設けられるもの（道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）
- 四 前条第一項第一号、第五号又は第七号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、第四十八条の二十九の二第一項に規定する防災拠点自動車駐車場内に設けられる工作物又は施設で、災害応急対策（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第五十条第一項に規定する災害応急対策をいう。第四十八条の二十九の二第一項及び第四十八条の二十九の五第一項において同じ。）に資するものとして政令で定めるもの
- 五 前条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、並木、街灯その他道路（高速自動車国道及び第四十八条の四に規定する自動車専用道路を除く。以下この号において同じ。）の管理上当該道路の区域内に設けることが必要なものとして政令で定める工作物又は施設で、道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの

- 六 前条第一項第三号に掲げる自動運行補助施設で、自動車の自動運転に係る技術の活用による地域における持続可能な公共交通網の形成又は物資の流通の確保、自動車技術の発達その他安全かつ円滑な道路の交通の確保を図る活動を行うことを目的とする法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの
- 3 道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該利便増進誘導区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。
- 4 道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。
- 5 前二項の規定は、利便増進誘導区域の指定の変更又は解除について準用する。
- 6 第二項の規定による許可（同項第三号に係るものに限る。）に係る前条第二項及び第八十七条第一項の規定の適用については、前条第二項中「申請書を」とあるのは「申請書に、次条第二項第三号の措置を記載した書面を添付して、」と、第八十七条第一項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路の機能若しくは道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

平成十二年法律第五十七号
令和四年法律第六十八号による改正
(第七・九・十条 抜粋)

(土砂災害警戒区域)

- 第七条 都道府県知事は、基本指針に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。以下この章、次章及び第二十七条において同じ。）を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができる。
- 2 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、第二条に規定する土砂災害の発生原因ごとに、指定の区域及びその発生原因となる自然現象の種類を定めてするものとする。
- 3 都道府県知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係のある市町村の長の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県知事は、指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨並びに指定の区域及び土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を公示しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係のある市町村の長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。
- 6 前三項の規定は、指定の解除について準用する。

第四章 土砂災害特別警戒区域

(土砂災害特別警戒区域)

- 第九条 都道府県知事は、基本指針に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定することができる。
- 2 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、第二条に規定する土砂災害の発生原因ごとに、指定の区域並びにその発生原因となる自然現象の種類及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項（土砂災

害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な事項として政令で定めるものに限る。)を定めてするものとする。

- 3 都道府県知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係のある市町村の長の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県知事は、指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨並びに指定の区域、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び第二項の政令で定める事項を公示しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係のある市町村の長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。
- 6 指定は、第四項の規定による公示によってその効力を生ずる。
- 7 関係のある市町村の長は、第五項の図書を当該市町村の事務所において、一般の縦覧に供しなければならない。
- 8 都道府県知事は、土砂災害の防止に関する工事の実施等により、特別警戒区域の全部又は一部について指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該特別警戒区域の全部又は一部について指定を解除するものとする。
- 9 第三項から第六項までの規定は、前項の規定による解除について準用する。

(特定開発行為の制限)

第十条 特別警戒区域内において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項に規定する開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物（当該区域が特別警戒区域の内外にわたる場合においては、特別警戒区域外において建築が予定されている建築物を除く。以下「予定建築物」という。）の用途が制限用途であるもの（以下「特定開発行為」という。）をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為その他の政令で定める行為については、この限りでない。

- 2 前項の制限用途とは、予定建築物の用途で、住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）並びに高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設（政令で定めるものに限る。）以外の用途でないものをいう。

